

逗子市との協議経緯（6月13日）以降の経緯

日付	内容
6月16日（月）	逗子市資源循環課長来庁 ☐ 6月13日付け逗子市長あて「生ごみの共同資源化処理の開始について（依頼）」の回答文書を持参【別添1】
7月4日（金）	生ごみ事務委託に関する連絡会議課長級会議 ☐ 生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する負担割合について ☐ 逗子市からの生ごみの搬入曜日の平準化及び水曜日の搬入等について ☐ 4月17日付け葉山町副町長から逗子市副市長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」の回答【別添2】
7月10日（木）	逗子市議会総務常任委員会【別添3】 ☐ クリーンセンター所長、クリーンセンター主査傍聴
7月15日（火）	生ごみ資源化処理施設の視察 ☐ 神奈川県、鎌倉市、逗子市
	生ごみ事務委託に関する連絡会議
8月8日（金）	事務委託連絡会議事前打合せ ☐ 令和6年度決算：燃やすごみ、し尿、容プラ ☐ クリーンセンター再整備工事の報告
8月19日（火）	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会・事務委託連絡会議 ☐ 令和6年度決算及びクリーンセンター再整備工事の報告

7 逗 資 発 第 2 2 号
2025 年（令和 7 年）6 月 16 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



生ごみ資源化共同処理の開始について（回答）

令和 7 年 6 月 13 日付け、「生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）」について、回答いたします。

生ごみ資源化共同処理の開始にあたっての本市の考えは、2025 年（令和 7 年）1 月 28 日付け、本市副市長から貴町副町長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にてお伝えしましたとおりです。ご依頼の「必要な予算確保」のためには、資本費と処理費の各負担金について、両市町で協議し、確定したうえで、市議会に予算案を提案し、議決を得る必要があります。

できる限り早期に協議を開始し、生ごみ資源化共同処理が早期に開始できますよう、ご配慮をお願いいたします。

担当：資源循環課 鷺原
電話：046-873-1111 内線 470

7 逗資発第 28 号
2025 年（令和 7 年）7 月 4 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（回答）

令和 7 年 4 月 17 日付け、葉セ第 1 号により貴町からご依頼のありました標記の件につきまして、回答いたします。

生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害が見込まれる費用については、現時点において別添のとおりとなります。

担当：資源循環課 鷲原
電話：046-873-1111 内線 470



【支出済額(令和7年6月末現在)】

No.	項 目	内 訳		金 額	年度	
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用 カラー用紙 A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円	41,910	R6	別紙①
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずし1月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの(別紙②-5)。	5.5円×26,439部×1.10=159,956円	159,956	R6	別紙②
3	庁内カラー印刷費	12月 市民説明会中止に係るチラシ印刷費	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚=798円	798	R6	別紙③
4	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円	11,796	R6	別紙④
		全戸配布チラシ印刷費(転入者等配付用) ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。「ごみと資源物の収集カレンダー」に挟み込み窓口にて配付(別紙②-5)	200枚(A3印刷100枚→A4印刷200枚に分割) 200枚÷2×0.78円×1.10=85円		R6	
			300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※不足のため追加印刷		R7	
5	通知等郵送料	12月 市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料 ※自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼したもの。	11月29日*83通 12,550円	81,492	R6	別紙⑤
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	12月4日*61通 5,856円		R6	別紙⑥
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみ用指定収集袋の交付について案内済であった減免対象者に対し、生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴い交付時期が延期となることを案内する必要が生じたため送付したもの。	12月25日*126通 12,110円 ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 1月22日*531通 50,976円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯		R6	別紙⑦ 別紙⑧

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
6	その他消耗品代	生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル	639円×1.10＝702円	1,404	R6
			639円×1.10＝702円 ※不足のため追加作成		R7
7	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10＝166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 166,320円/月×3か月＝498,960円(令和7年4～6月分)	498,960	R7.4 ～6
小計				796,316	

別紙⑨

別紙⑩

【支出見込額(令和7年7月以降)】

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
8	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用(広報ずしと同時配布) カラー用紙A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	1,270円×30包(500枚入)×1.10＝41,910円 ※令和6年度購入費と同額で試算	41,910	見込
9	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずしと同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	5.5円×26,439部×1.10＝159,956円 ※令和6年度委託料と同額で試算	159,956	見込
10	庁内カラー印刷費	市民説明会周知用チラシ印刷	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚×4か月分＝3,195円 ※令和6年度と同送付数で試算	3,195	見込
11	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10＝11,583円 ※令和6年度と同単価で試算	11,992	見込
		全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ (転入者等配付用)	300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10＝128円 ※令和6年度と同単価で試算		見込
		減免対象者への通知印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	657枚÷2×0.78円×1.10＝281円 ※令和6年度と同単価で試算		見込

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
12	通知等郵送料	生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会に係る通知及びチラシ郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼するもの。	12,550円(83通)×4か月分＝50,200円 ※令和6年度郵送料と同額で試算	119,142	見込
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期について廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	5,856円(61通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	63,086円(657通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
13	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 日本語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要がある。データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額の増額が見込まれるもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,887,600円 ②契約変更後(データ作成まで) 335,500円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 1,822,260円 (②+③)－①＝270,160円	270,160	見込
14	「逗子市のごみと資源物の出し方C UZ」印刷製本費 英語版(契約分割による差額)		①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,135,200円 ②契約変更後(データ作成(翻訳)まで) 858,000円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 356,400円 (②+③)－①＝79,200円	79,200	見込
15	市民説明会会場使用料	自治会館等会場使用料	※令和6年度予算計上額と同額で試算	52,600	見込

小計 738,155

※2025年(令和7年)7月4日時点の生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応にかかる経費として記載するもの。

生ごみの分別収集・資源化の開始に当たって見込まれる経費については、現時点で想定される経費を計上しており、今後追加で発生する可能性がある。

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
16	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円/箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10＝166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 <令和7年7月以降 支出見込額> 166,320円(倉庫保管料)×月数	166,320円/月	R7.7 ～

別紙⑩

(参考)年額 166,320円×12か月＝1,995,840円

資料一覧

総務常任委員会 所管事務調査【鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化について】

日時：2025 年（令和 7 年） 7 月 10 日(木) 午前 10 時～ 場所：全員協議会室

＊(1)～(3)は 2024 年（令和 6 年）の日付、(4)～(13)は 2025 年（令和 7 年）の日付

- (1) 5 月 28 日：第 1 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
- (2) 8 月 28 日：逗子市・葉山町事務の委託に関する連絡会議（概要）
- (3) 11 月 27 日：第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
- (4) 1 月 28 日：第 4 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
- (5) 1 月 15 日：生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
- (6) 1 月 28 日：生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について
- (7) 2 月 17 日：生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
- (8) 4 月 4 日：生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
- (9) 4 月 17 日：生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について
- (10) 6 月 13 日：生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）
- (11) 6 月 16 日：生ごみ資源化共同処理の開始について（回答）
- (12) 6 月 17 日：葉山町クリーンセンター再整備に関する特別委員会資料一式
- (13) 7 月 4 日：4 月 17 日付、「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」に対する回答

令和6年度（2024年度）第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和6年（2024年）5月28日（火）16時00分から17時00分まで

2 場所

逗子市役所 第2会議室

3 出席者

（1）鎌倉市

加藤環境部長、和田環境部次長兼環境センター担当課長（名越）、不破環境部次長兼環境施設課長、中澤ごみ減量対策課担当課長、月花環境センター担当課長（今泉）兼環境施設課長、鬼頭環境施設課環境施設担当担当係長、田中環境施設課環境施設担当担当係長、池田ごみ減量対策課課長補佐兼ごみ減量対策担当担当係長、高橋ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、渡辺環境センター担当係長（今泉）

（2）逗子市

石井環境都市部長、青柳環境都市部次長、鷲原資源循環課長、森下資源循環課資源循環係長、鈴木資源循環課資源循環係専任主査、今村資源循環課資源循環係主事、小川環境クリーンセンター所長、岩崎環境クリーンセンター副主幹（処理係長事務取扱）

（3）葉山町

新倉環境部長、齊木環境課長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、櫻井環境課主査、角田クリーンセンター所長、大渡クリーンセンター所長補佐、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査

（4）神奈川県 資源循環推進課

齊藤資源循環推進課グループリーダー、川村資源循環推進課主任主事

4 議事事項

（1）確認事項

令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要について

（2）議題

ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況について

イ 2市1町ごみ処理広域化実施計画に基づくごみの減量・資源化施策の推進について

- ・ 事業系ごみ手数料の見直しについて
- ・ 処理の一元化について

ウ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

エ 神奈川県 鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画について

5 配付資料

- (1) 次第
- (2) 令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要
- (3) 【資料1】ごみ処理施策の進捗状況（逗子市）
- (4) 【資料2】ごみ処理施策の進捗状況（鎌倉市）
- (5) 【資料3】ごみ処理施策の進捗状況（葉山町）
- (6) 【資料4】事業系ごみ手数料の見直しについて
- (7) 【資料5】処理の一元化について
- (8) 【資料6-1】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 概要版
- (9) 【資料6-2】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 抜粋版
- (10) 【参考資料1】令和6（2024）年度 鎌倉市・逗子市・葉山町廃棄物処理担当者名簿
- (11) 【参考資料2】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域検討協議会規約

6 議事概要

- (1) 令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要について
事務局から「令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要」について、説明があり確認された。

(2) 議題

ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況について

(ア) 逗子市

逗子市から資料1に基づき、次の3件について報告を行った。

a 生ごみの分別収集・資源化

広報3月号と併せて全戸配布した生ごみの分別収集・資源化の冊子に基づき、市民説明会を実施している。市主催の説明会は月2回程度開催しており、3月23日から5月28日まで6回実施し、計183名の参加があった。

b 事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定

処理手数料について、審議会より3月27日付けで答申を受け、5月14日から6月14日までパブリックコメントを実施している。9月の逗子市議会第3回定例会にて条例改正の議案提案し、令和7年4月から改定を予定している。

c 鎌倉市可燃ごみの受け入れについて

試行受け入れは、7月に10日間、9月、10月は各5日間の実施を予定している。今後、試行受け入れに向け契約書等の締結手続きを進めるとともに、6月8日及び15日の生ごみ分別収集・資源化の説明会において、鎌倉市の可燃ごみ試行受け入れについて説明を予定している。

逗子市議会第4回定例会において事務委託の議案提案し、令和7年4月より事務委託を開始する予定である。

d 令和6年度逗子市環境クリーンセンター焼却施設の工事内容等について

焼却処理施設維持管理事業工事請負費の予算は4億4,345万4,000円となっている。工事内容としては、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ広域化実施計画の策定、検討の際に資料作成したごみ焼却施設大型機器整備計画を基本として、工事内容をプラントメーカーと現場や状況確認により、必要箇所について優先事項を再検討し予算措置した。

[質疑応答]

(葉山町) 生ごみ分別収集・資源化の市民説明会について、開催時間にばらつきがあるが違いは何か。
(逗子市) 市主催のものは1時間30分程度で詳細を説明している。各小学校区住民自治協議会や民生委員児童委員協議会では、市民説明会の事前周知や概要のみ説明した。

(イ) 鎌倉市

鎌倉市から資料2に基づき、次の4件について報告を行った。

a 名越中継施設整備

施設の稼働開始時期は、当初、令和9年度中を予定していたが、社会情勢等の変化により整備スケジュールを見直し、令和5年8月に策定した名越中継施設整備基本計画において、令和10年度中の稼働を目指すこととした。

名越クリーンセンターは令和7年1月中に焼却を停止し、その後、廃炉手続を進め、令和7年3月までに稼働を停止する予定である。

名越中継施設整備に係る事業者選定は、性能発注方式を採用し、公募型プロポーザル方式にて実施する予定である。プレゼンテーションの結果を踏まえ、令和6年市議会12月定例会において、議案提案し、令和7年1月中に契約を締結する予定である。

住民合意については、周辺住民を対象とした説明会を開催し、名越クリーンセンター地域コミュニティ推進協議会において、施設整備について了承を得ている。今泉クリーンセンターの中継機能延長については、引き続き周辺住民への説明を行うとともに住民合意に向けて今泉クリーンセンター連絡協議会において協議していく。

b 生ごみ・紙おむつ資源化方策

生ごみ資源化方策については、今泉クリーンセンターの跡地を候補地としており、堆肥化を含めた資源化手法について今泉クリーンセンター連絡協議会と協議を継続していく。

紙おむつ資源化方策については、実証実験の結果を基に資源化手法について検討していく。

c 広域処理

逗子市との燃やすごみの広域処理については、令和6年度の夏期(7~10月の4週)と春期(3月)にそれぞれ試行を行う予定である。事務委託については12月の議案提案に向け、引き続き協議していく。また、処理体制の見直しについても条例改正も含め協議を進めている。

広報かまくら6月号で広域処理への移行に伴う分別変更等について周知する予定である。

d その他

事業系燃やすごみの全量資源化は、令和4年6月から令和9年5月までオリックス資源循環株式会社と長期継続契約を締結し実施している。また、事業系ごみ処理手数料の見直しにつ

いては、現行の 25 円/kg から 40 円/kg に条例改正し、令和 6 年 10 月から施行する予定である。

戸別収集については、令和 6 年 2 月 22 日から同年 3 月 22 日までの期間でパブリックコメントを実施し、実施方針について審議会からの答申を受け、6 月議会で実施に向けた補正予算案を提出する予定である。早ければ令和 7 年 4 月から一部エリアの実施を予定している。

(ウ) 葉山町

葉山町から資料 3 に基づき、次の 5 件について報告を行った。

a 葉山町クリーンセンター再整備工事

工事の進捗は次のとおり。

B 工区…サテライトセンター、プラスチックストックヤード等の建設工事を進めている。

C 工区…ごみ焼却施設のごみピット及び事務所棟の解体はほぼ終了し、7 月から生ごみ資源化処理施設の建設工事予定。

D 工区…管理棟は基礎コンクリートの打設が終了している。

b 生ごみ分別収集実証実験

令和 3 年度は上山口地区、令和 4 年度は真名瀬地区及び三ヶ浦地区で実証実験を実施した。

収集回数については、議会からの修正も踏まえ再度検討しており、令和 6 年 4 月 22 日から 5 月 24 日にかけて行った一色台地区で実証実験の内容を踏まえ、補正予算案を提出する予定である。

また、紙おむつの資源化に向けて、令和 6 年 4 月から 5 月にかけて紙おむつの保管容器や消臭剤の支給を行った。

c 生ごみ堆肥利用実験

令和 2 年度から農家を対象に堆肥を配布していたが、令和 5 年度から一般市民も対象に配布している。

d ごみ収集業務の DX 化

令和 5 年度に日野自動車と協定を結び、収集車に専用の機器を取り付け位置情報を取得することで収集業務の効率化を図る取り組みを開始している。

e 生ごみ分別収集に係る住民周知説明会等スケジュール(案)

6 月にパブリックコメントを実施。11 月に生ごみ分別冊子配布に併せ住民説明会を実施。12 月の生ごみ資源化処理施設の完成後、2 か月かけて試運転し令和 7 年 3 月から稼働する予定である。

イ 2 市 1 町ごみ処理広域化実施計画に基づくごみの減量・資源化施策の推進について

(ア) 事業系ごみ処理手数料について

事務局から資料 4 に基づき説明を行った。

鎌倉市及び葉山町については、令和 5 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会から変更ないことを確認した。

逗子市は、生ごみの分別収集・資源化と同時期に、25 円/kg から 35 円/kg に改定し、段階的に処理原価相当額まで見直すことについて、審議会の答申を受け令和 6 年 5 月 14 日から 6 月 14 日

かけてパブリックコメントを実施している。

進捗状況については、引き続き協議会において情報共有していくことを確認した。

(イ) 処理の一元化について

事務局から資料5に基づき説明を行った。

プラスチック使用製品廃棄物については、引き続き、広域処理の可能性について協議をしていくことを確認した。

ウ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

事務局から資料6に基づき、説明を行った。

令和2年8月に策定した鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画について、今年度が第1期の最終年度となることから、計画に掲げた各市町の取り組みについて作業部会で見直しを行うことを確認した。

エ 神奈川県 鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画について

神奈川県 鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画が今年度最終年度となることから、次期計画策定に向け、鎌倉市から近況を確認した。

(鎌倉市)

次期計画には、名越中継施設の整備、生ごみ資源化施設の整備に加え、新たに笛田リサイクルセンターの大規模改修工事も反映する必要があると思われる。紙おむつの資源化施設については未定である。

新たな施設整備を計画に加える場合、当該施設に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件として、計画の末日から1年後までに2市1町がプラスチック廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置をしなければならないことを踏まえ、計画策定においては2市1町で継続して行うこととし、進捗管理等は会長市である逗子市が行うことについて確認した。

オ その他

神奈川県資源循環推進課より、災害廃棄物の処理について神奈川県産業資源循環協会が災害廃棄物委員会を設置しており、地域ごとに、災害時の具体的な連携方法等について意見交換を行いたい旨の意向を示しているとの情報提供があった。災害時における市町村と産業資源循環協会との具体的な連携方法等について、まずは年度内に意見交換の場を設けていただくよう依頼があった。

以上

逗子市・葉山町事務の委託に関する連絡会議 概要

日 時	令和6年8月28日（水）14時30分～16時30分
場 所	逗子市役所5階 第3会議室
出席者	逗子市： 【環境都市部】 石井部長、青柳次長 【資源循環課】 鷺原課長、森下係長、鈴木専任主査、今村主事 【環境クリーンセンター】 小川所長、上野副主幹、岩崎副主幹
	葉山町： 【環境部】 新倉部長 【環境課】 齊木課長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、 櫻井主査、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査 【クリーンセンター】 角田所長、逸見副主幹
	鎌倉市： 【環境施設課】 鬼頭担当係長、大島主事 【ごみ減量対策課】 中澤担当課長、池田課長補佐、高橋担当係長 【環境センター（今泉）】 渡辺担当係長、野村事務職員 ※オブザーバーとして、可燃ごみ及び生ごみの連絡会議のみ参加
【概要】 1 逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約第7条連絡会議 逗子市から、次のとおり報告があった。 ＜現状報告＞ ・令和6年度7月末までの焼却処理量として、逗子市約3,695トン、葉山町約1,781トンの処理を行った。 ・6月から開始した上期分の工事は、本日8月28日をもって終了する。 ・鎌倉市の可燃ごみの試行処理を7月の第1週、第2週に行い、搬入経路、受け入れ態勢の確認を行った。 ・鎌倉市容器包装プラスチック由来の可燃性残渣は、調査の結果当市での焼却処理は行わないこととなった。 ・二号炉バグフィルターパルス用空気圧縮機のドライヤーの不具合は、下期の工期内に交換工事を計画し、対応することとなった。 ＜清算単価試算＞ ・令和5年度の単価としては、予算単価算出時41.06円/kgに対し、決算見込は45.14円/kgとなり、差額として21,840,364円が不足見込である。 ・単価の増額の要因としては、焼却量が予算単価算出時の16,023tから実績が15,263tに減少したことと、煙突の点検調査業務による焼却処理施設維持管理費の増額が考えられる。	

2 葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約 第7条連絡会議

葉山町から、次のとおり報告があった。

<現状報告>

- ・令和6年8月23日付で共和化工株式会社より約240日（令和7年10月31日まで）の工期延長申請書が提出された。詳細について共和化工株式会社より説明がないため、葉山町としては令和7年2月末の竣工に向け、引き続き共和化工株式会社と協議する予定。
- ・令和6年9月20日頃を目途に共和化工株式会社と協議し、令和6年9月30日に「クリーンセンター再整備に関する特別委員会」で葉山町議会に報告予定である。進捗があり次第、都度情報共有をさせていただくが、葉山町が葉山町議会に報告する前に口外しないいただきたい。

<質疑応答>

（逗子市）

9月20日頃の共和化工株式会社との協議前に、各市町で議会が始まる。その際に各市町で答弁が異ならないようにする必要はあるため、調整していただきたい。

（葉山町）

承知した。

（逗子市）

一方的に理由もなく工期延長の申請が出された状況で、葉山町と共和化工株式会社との関係性に問題はないのか。

（葉山町）

全く問題ないとは言えないが、契約を結んでいる以上、葉山町としても共和化工株式会社へ工期を間に合わせるよう要求するつもりでいる。

明日、共和化工株式会社定例会も予定している。その内容は共有させていただく。

（逗子市）

収集カレンダーは、生ごみ分別が開始する前提で既に全戸配布している。

また、ごみ分別冊子の全戸配布の準備や指定ごみ袋の作製も進めており、作業を止めることができない。今後工期の延長が決定した際は、それらの損害が発生することになる。

（葉山町）

葉山町も来年3月実施に向けて全戸配布用の冊子の校了作業を進めている。今までも工期が危うい時は場内での運用を変更しながら工事を行うことで対応してきた。次回の協議でも運用の変更が必要になった際は、逗子市にも相談させていただくこともあるかと思う。

（逗子市）

仮に工期延長となり損害が発生した場合、住民監査請求等も考慮すると逗子市としては損害賠償請求をしない訳にはいかない。

(葉山町)

共和化工株式会社との協議の中ではその観点でも話し合いたいと思う。

<意見>

(鎌倉市)

- ・各市町の議会対応として、葉山町の生ごみ資源化施設に関連する答弁については、答弁内容に相違が無いよう、密に連携を取らせていただきたい。
- ・工期延長した場合は、想定していた鎌倉市の可燃ごみを逗子市へ搬入できなくなる可能性があるため、新たな受け入れ先を探すとともに予算の増額措置が必要になる。工期延長の判断は早めにいただきたい。
- ・延期となる場合は首長間での情報交換の場を設けてもらいたい。

<今後の検討内容>

- ・生ごみ資源化処理施設の進捗について、各市町で議会答弁が異ならないよう情報共有は密に行う。
- ・分別協力率確認のための組成分析については各自治体が実施することとし、詳細は近日中に個別に協議する。
- ・逗子市からの搬入体制について近日中に個別に協議する。
- ・堆肥の搬出方法や配布場所等について近日中に個別に協議する。

3 葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する規約第7条連絡会議

葉山町から、次のとおり報告があった。

<現状報告>

- ・し尿の投入量実績は、葉山町で前年度比129m³程度増えている。逗子市は0.96m³程度減っている。
- ・現状で、令和6年度中に修繕等の予定はない。

<精算単価試算>

- ・9月の精算時に用いる負担率は、葉山町96.99%、逗子市3.01%となる。
- ・維持管理に係る経費のうち、維持管理委託料の令和5年8月以降分については下水道事業の包括契約に移行した関係で、し尿分の委託料は721,301円となる。
- ・逗子市の決算見込額は44,412円の返還となる予定である。

4 逗子市と葉山町との容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する規約第8条連絡会議

逗子市から、次のとおり報告があった。

＜現状報告＞

- ・令和6年度7月までの中間処理量として、逗子市約304トン、葉山町約186トンの処理を行った。
- ・風力選別用ダクトホースの破れから、軽量系への選別能力が落ち、重量系選別コンベヤへの作業比重が増えたが、処理係監督員のダクトホース交換作業で、従来の能力に回復している。
- ・ストックヤードの飛散防止ネット柱の傾きについては、市議会第三回定例会に補正予算を計上している。

＜精算単価試算＞

- ・9月の精算時に用いる負担率は、葉山町39.29%、逗子市60.71%となる。
- ・令和5年度の共同処理kg単価としては、予算積算時35.89円/kgに対し、決算見込は39.08円/kgとなり、差額として1,775,695円が不足見込である。
- ・容器包装プラスチック処理経費の決算見込額は55,182,893円、予算単価算出時は55,261,681円で、合計額としてはほぼ予算どおりだった。単価の増額の要因としては、搬入量が予算単価算出時の1,540 t から、実績が1,412 t に減少したことがある。

以上

令和6年度（2024年度）第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和6年（2024年）11月27日（水）9時00分から10時00分まで

2 場所

逗子市役所 第3会議室

3 出席者

（1）鎌倉市

加藤環境部長、不破環境部次長兼環境施設課長、中澤ごみ減量対策課担当課長、月花環境センター担当課長（今泉）兼環境施設課長

（2）逗子市

石井環境都市部長、鷺原資源循環課長、森下資源循環課資源循環係長、小川環境クリーンセンター所長

（3）葉山町

齊木環境課長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、櫻井環境課主査、角田クリーンセンター所長、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査

4 議事事項

（1）議題

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

5 配付資料

（1）次第

（2）葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託について県への届出資料一式（理由書、協議書、規約、協定書、告示書、議決書（写し））

6 議事概要

（1）議題

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

【逗子市の生ごみの分別収集の開始時期延期について】

（逗子市）

11月25日に、葉山町長と逗子市長が生ごみの分別収集の延期に係る首長協議を開催し、逗子市は来年3月からの生ごみの分別収集を延期することとなった。葉山町長から要望や意見があったが、最終的に首長協議でそのような結果になったということである。それを受けて、明日、市議会の場において正式に市長から、生ごみの分別収集の開始を延期するという報告を行う。

（葉山町）

葉山町長からは、生ごみ資源化処理施設の工事が遅れることについての謝罪と今後2市1町で広域でのごみ処理を進めるうえで、葉山町の方針としては、令和7年3月から生ごみ分別を始め、なるべく鎌倉市のごみ処理計画に影響がないようにしようという協議を逗子市長に持ち掛けたところ、逗子市としては、延期する方針が決まっているから協議はできないという話だったとうかがっている。我々としてはそういう理解をしている。

（逗子市）

協議をする姿勢はずっと示してきた。葉山町からそういう提案が最初にあった時から規約上は協議事項であるため、協議しないとできないということは、再三話をしてきたが、協議に入れる状況にはなかったと我々は考えている。そのリミットが来てしまっただけであるという理解なので、そこは誤解しないでもらいたい。これから協議をしたのでは来年度の当初予算に間に合う訳がない。

我々は再三、協議が必要だということは投げかけてきたが、協議に必要などこに、どのような処理方法で、いつまで外部委託するのか、費用負担をどうするのか、処理方法も燃やすかもしれないと言っていたが、それは事務委託の趣旨と大きく外れるのでそれこそ協議が必要である。

なおかつ金額も、仮に本市の当初予算の焼却処理単価よりも高い金額で外部委託することになり、燃やすということになると、我々が議会に説明ができる訳がないので、そういったところをしっかりと協議しないといけないということである。

（葉山町）

葉山町としては、以前から生ごみの民間処理について令和7年3月から収集を始めて、逗子市、鎌倉市に迷惑をかけないように対応していきたい意向は申し上げてきた。それについて11月5日にも工期の延長と併せてはっきりと申し上げており、そこからどのように協議をしていくかという話は具体的に逗子市からも全く持ち掛けられていない状態だった。そのような状態から逗子市が突然葉山町へ訪問し、逗子市から生ごみの分別収集の開始について延期する旨の話をされた認識である。また協議については、この内容だけでなく、以前から逗子市が葉山町に生ごみをどのように持ってくるのかといった課題等があり、こういった課題を含めた協議も必要としていたところである。今回の逗子市の生ごみの分別収集の延期の話については、もう少し段階的に話をしていただきたいところであった。協議を互いにしなければいけないと考えていた中で、11月18日に逗子市が葉山町に来られてやらないという流れから鎌倉市にも話に行っている聞いた。その中で、首長で話をしようとのことだが、そこでは協議の余地はなく、11月28日に議会で発表するというのもそこで初めて逗子市から聞いた。葉山町としては協議をしながら決めていく事項であると考えていたところであり、本来は首長協議の前に2市1町協議会といった場を設けなければいけないのではないかとしていたところ、逗子市としてはやらないといった意向だった。首長協議後も議会前にもかかわらず、逗子市の結論にいたった経緯や報告は電話のみの対応で、協議会すら持たないとのことだったので、今回このような場を設けていただいた。葉山町としては何らかの形で協議をし、今後も2市1町の枠組みは崩さずに行いたいと思っている。

（逗子市）

それは分かるので、協議会ということで、最終的にこの場で確認をしたという形になる。

11月5日にそのように聞いていたが、どういう形で葉山町としての公式な発表が11月15日の特

別委員会でなされるか、そこでどういう形で公表されるのかというのは、前日に資料をもらうまでは全く分からなかった訳である。結局、どこに、いくらで、どのような処理方法で外部委託するのか、工期はいつまでなのかというところも決まっていない。11月25日の葉山町長の話でもやはり決まっていないということなので、これから協議してももう間に合わない。

予算もそうだが、分別収集を始めてしまうと後戻りができないため、何も決まっていない中で、分別収集を見切り発車で始める訳にはいかないというのが逗子市としての判断であり、それは8月に遅れるかもしれないと聞いた時から、遅ればそうなるというのは当然の帰結であると思っている。

途中で、葉山町から外部委託との提案があったが、果たして外部委託が適切なのかというところの協議が全くされていないので、協議をするための材料も全く整っていないということが14日にもらった資料、15日の特別委員会での話、11月25日の首長協議の中でも明らかになった。

協議をするための資料が何も整わない中では、やはりこういう判断だということでは動きようがないという考え方だ。

逗子市と鎌倉市に迷惑をかけないということなのだが、工期が遅れた時点で我々は非常に迷惑を被っているので、その辺のところは誤解のないように願います。

（鎌倉市）

逗子市の生ごみの分別収集延期については、逗子市と葉山町で合意の上なのか。

（逗子市）

首長同士の協議の中で、逗子市の方針を伝え協議を終えているため合意の上である。

（鎌倉市）

鎌倉市としては、事務委託の規約について、逗子市・葉山町それぞれの見解が異なるように見えるがいかがか。

（葉山町）

葉山町としては、神奈川県各市町村課に確認しており、規約の中では処理方法を葉山町の処理施設と限定しているものではないため、仮に逗子市と葉山町の生ごみを葉山町以外の民間施設で処理をしても事務委託上問題無いと見解を伺っており、今までの会議の中でも逗子市には伝えてきたところである。そのため逗子市の葉山町の施設が出来上がってからでないという部分については県の見解と異なるところがある。

（逗子市）

本日配付した、県に届け出た自治法上の資料の裏面、理由書の下から2段落目において明確に書かれている。規約の解釈はこうにするというはずなので、普通に考えて、葉山町が整備する生ごみ資源化処理施設の運営によって生ごみを堆肥化処理することについて事務委託をするということ合意したということは異論を挟む余地のないことだと思う。それが、まさにこの理由書に書かれている訳である。だとするとそれと異なる処理をするならば、ましてや堆肥化ではなく燃やす可能性もあるという話だと、明らかに協議事項である。

規約の第9条に「規約に定めるもののほかについては両首長が協議して定める」とされており、あくまでも協議事項である。だから県もどういつもりで答えたのか分からないが、両市町の事務委託なので、ちゃんと両市町の協議が整えば、それは事務委託の趣旨には反しないという趣旨だと思う。

（葉山町）

規約には違反していないところであり、当然葉山町の資源化处理施設で処理することが前提ではあるが、規約を変えているわけではなく、あくまでも第9条に基づく協議をして定めれば問題無かったことだと考える。またこの部分については、葉山町と逗子市と生ごみ資源化处理施設の整備運営に関する事務委託の協議資料で協議してきた内容の中で、トラブル発生時の対応についても定めているところであり、民間処理施設をまず検討し、それでも難しい場合は逗子市の焼却施設で燃やすといった流れを決めていたところである。これは葉山町が勝手に決めたものではなく、本来逗子市と共同で公表するために作成した経緯がある。たしかにこの内容は運営してからのことを想定してこのような内容を設けているところであるが、運営前ではあるもののこの内容を準用して対応していくことについては、お互い協議し合意している内容であることから対応が可能だったのではないかとと思われるところである。

（逗子市）

逗子市としては協議していない。準用と一方的に言われても困る。

（葉山町）

1年以上も前から協議をして作ってきたものを協議していないと言われてしまうと葉山町としても困る。ただこの協議資料の公表については、土壇場で逗子市から連名にすることを断った経緯があるだけであり、協議資料に基づいて事務委託を締結したのであるからそこを否定されるのは困る。

（逗子市）

そこを否定しているわけではない。

（葉山町）

町としては沢山時間かけて作ってきた協議内容はなんだったのだろうと感じてしまうところである。

（逗子市）

3月に向けて色々な事務を進めてきているので、出来るようにしたかったというのは本当に思うところであるが、外部委託がいつまでなのか、いつになったら施設が整うかはまだ見えないというところと、外部委託先が決定しておらず、単価がいくらなのか、単価が上がってしまったらその分葉山町が負担するのか、どういう按分をするのか、遅れてしまった交付金はどうなるのか、互いに単価の合意も取れていない中、財政所管にも根拠資料を出すことができないし、説明もできない。市議会に対しても外部委託期間、単価等の説明ができない中では、3月に向けて必死にやってきたところだが、どうにもならないだろうというところが逗子市の考えである。

（鎌倉市）

今回の決定に至った経緯としては、民間での生ごみ処理について事前の協議が整っていない状況ではできないという理解でよいか。

（逗子市）

そのとおりである。

（鎌倉市）

今回の事案は緊急事態のことだと思われるが、対応策の1つとして民間処理とのことだったと思われるが、例えば緊急事態なので期間限定で20,000トンの上限を超えて焼却処理する協議などはしているか。

(葉山町)

燃やす前提で協議はしていない。

[葉山町の施設完成から逗子市の生ごみの分別収集開始までのスケジュールについて]

(鎌倉市)

葉山町の施設が整ってから、共同処理を行うまでどの程度の期間を想定しているのか。

(逗子市)

どこのタイミングで補正予算を提案して議決を得るかは、葉山町の施設が完成し、かつ、費用負担について協議が整って協議内容を書面で取り交わしてからでないと議会で議決を得られないと思う。

(葉山町)

その点は町長も気にしている。逗子市としてはどの程度の期間がかかると想定しているのか全く分からない。

(逗子市)

その点は事務的に整理したいと考えているが、それよりも葉山町の施設がいつ完成するかが重要である。

(鎌倉市)

期間については共有してもらいたい。

[鎌倉市からの直接搬入について]

(鎌倉市)

今泉クリーンセンターの中継能力には限界があるため、逗子市の生ごみの分別収集がいつ頃始まるかによっては、逗子市焼却施設への直接搬入への影響も生じるのではないかと考える。運用面について、協議に応じていただけるか。

(逗子市)

このような状況なので、うまく受け入れられるように協議させてもらいたい。

(鎌倉市)

もし、運用上、直接搬入が難しいようであれば、他の受入れ先において直接搬入できるか協議していく必要があると思っている。

(葉山町)

現時点では令和7年3月から生ごみの分別収集を開始する予定である。鎌倉市の量を少しでも確保できるようにさせてもらいたいと考えている。

(2) その他

各市町の議会が始まる前に、オブザーバーである神奈川県には、会長市の逗子市から一報することについて確認した。

以上

令和6年度（2024年度）第4回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和7年（2025年）1月28日（火）15時00分から17時00分まで

2 場所

鎌倉水道営業所2階 会議室

3 出席者

(1) 鎌倉市

加藤環境部長、不破環境部次長兼環境施設課長、中澤ごみ減量対策課担当課長、月花環境センター担当課長（今泉）兼環境施設課長、鬼頭環境施設課環境施設担当担当係長、池田ごみ減量対策課課長補佐兼ごみ減量対策担当担当係長、高橋ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、渡辺環境センター担当係長（今泉）

(2) 逗子市

石井環境都市部長、鷲原資源循環課長、森下資源循環課資源循環係長、鈴木資源循環課資源循環係専門主査、今村資源循環課資源循環係主事、小川環境クリーンセンター所長、上野環境クリーンセンター副主幹（収集係長事務取扱）岩崎環境クリーンセンター副主幹（処理係長事務取扱）

(3) 葉山町

新倉環境部長、齊木環境課長、角田クリーンセンター所長、宮關クリーンセンター副主幹

(4) 神奈川県

齊藤資源循環推進課グループリーダー、川村資源循環推進課主任主事

(5) 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

池田環境課長、小野崎環境課主査

4 議事事項

(1) 議題

ア 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

イ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

(2) その他

5 配付資料

(1) 次第

(2) 【資料1】ごみ処理施策等の進捗状況について（逗子市）

(3) 【資料2】ごみ処理施策等の進捗状況について（鎌倉市）

(4) 【資料3】ごみ処理施策等の進捗状況について（葉山町）

(5) 【資料4】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

(1) 議題

ア 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

(ア) 逗子市

逗子市から資料1に基づき、次の3件について報告を行った。

a 逗子市環境クリーンセンター破砕処理施設の火災発生に伴う対応状況について

令和6年12月5日(木)に発生した火災に伴い、破砕処理施設機械設備及び可燃物コンベア等が焼損し、機械設備の損傷により、破砕処理施設の稼働できなくなった。不燃ごみのごみステーション収集を優先して実施するため、粗大ごみ・不燃ごみの持ち込みは当分の間、停止している。

また、粗大ごみの戸別収集については、市民の利便性を回復するため、12月24日(火)より受付件数や収集対象品目を制限した上で戸別収集を限定的に再開している。

b 持ち込みごみ処理手数料を改定

令和7年4月1日から、環境クリーンセンターへ持ち込む際のごみ処理手数料を10kg当たり250円から10kg当たり350円に改定する。

商工会員には、商工会の協力を得て、全商工会員に配布する商工会広報誌にチラシを同封して周知している。市ホームページや広報などでも周知を行う。

c 鎌倉市可燃ごみの受け入れに伴う事務委託の議案

12月11日の本会議にて全会一致で可決された。鎌倉市においても12月23日に可決いただき、1月21日に両市職員が神奈川県市町村課を訪問し、逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託について届出をした。

今後は、令和7年3月に試行搬入を行い令和7年4月1日から可燃ごみの一部を受け入れる。

[質疑応答]

① 破砕処理施設の火災について

(鎌倉市) 今回の破砕処理施設火災の要因はなにか。

(逗子市) 原因となる発火源は特定できなかったが、不燃ごみに混入した分別ルール違反のリチウムイオン電池等ではないかと推定している。

(鎌倉市) 破砕前の発火なのか、破砕後の発火なのか。

(逗子市) 破砕後のベルトコンベア内で火災が発生しているため、破砕後の発火である。

② 持ち込み手数料の改定について

(鎌倉市) 持ち込み処理手数料の改定は、処理原価相当額の改定なのか。

(逗子市) 過去3年間(令和2年度～令和4年度)の9割相当、令和4年度の8割相当としている。

(逗子市) 逗子市では、今回の改定に伴い市民や事業者から反応がなかったが、鎌倉市で改定した際はどうだったのか。

(鎌倉市) 鎌倉市でも令和6年10月1日に10kg当たり250円から10kg当たり400円に改定したが、特段の意見はなかった。事前に周知していたことも影響していると思われる。
改定によるごみ量の変化については、10月から12月にかけては昨年度比微増であったが、1月になり昨年度比微減に転じた。

(イ) 鎌倉市

鎌倉市から資料2に基づき、次の6件について報告を行った。

a 名越クリーンセンター

令和6年12月30日に2号炉を完全停止し、令和7年1月25日に1号炉も完全停止した。これにより稼働が完全に停止した。

b 名越中継施設整備

令和6年11月28日に仮契約を締結し、12月23日の議決後本契約となった。

契約事業者は代表企業が新明和工業株式会社、構成企業が株式会社前田産業である。

今後は令和10年10月1日稼働に向けて整備を進めるとともに、レッドゾーン対策工事や防火水槽設置工事も並行して進めていく。

本日、名越クリーンセンター地域コミュニティ推進協議会にて、工事管理協定について確認取れたため、近日中に周辺自治町内会と協定を締結する予定である。

c 今泉クリーンセンター中継機能の継続利用について

令和6年11月及び12月に今泉クリーンセンター連絡協議会を開催し、令和7年1月10日に今泉クリーンセンターの管理運営に関する協定を締結した。名越中継施設整備期間中は中継機能を継続する予定である。

d 生ごみ・紙おむつ資源化方策

生ごみ資源化については、今泉クリーンセンター連絡協議会にて引き続き協議をしていく。

紙おむつ資源化については、栗田工業株式会社及びTOPPAN株式会社と協定を締結し、昨年度中に実証実験を行い、令和6年11月6日に実証実験報告書を市ホームページにて公表した。

栗田工業株式会社とは分離処理の実証実験を富良野市にある実証機を用いて行い、TOPPAN株式会社とは分離処理にて生じた成果物の製品化について検討を行った。

検証結果を踏まえ、資源化に関する課題整理、処理手法・整備方法・事業費・収集方法等の検討を進め、早期に安定した資源化を推進する体制構築に取り組む

e ごみ処理広域化実施計画の進捗状況について

令和6年7～10月に令和7年度以降の受入・運搬体制の構築に向けた試行を実施し、両市で課題等を抽出、対応策を検討した上で、令和7年3月に試行を実施する予定である。

事務の委託については、令和7年1月21日に協議書等締結、告示、県届出を行い、1月22日に連絡会議を開催した。

f その他

① 可燃ごみ処理のバックアップ体制の構築

可燃ごみ処理のバックアップ体制として民間事業者6者と協定を結ぶほか、近隣自治体（茅ヶ崎市、大和市）とも受け入れについて承諾を得ている。

② ごみの排出方法の変更

従来、家庭から排出される「小型二次電池等（リチウムイオン電池）」は処理困難物と扱ってきたが、条例改正を行い、令和7年4月1日から「危険又は有害な家庭系一般廃棄物」として収集開始予定している。

③ 第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた検討

第3次基本計画は平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間としている。令和8年度以降の計画策定に向けて、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問し、審議を行っている。

④ 戸別収集（燃やすごみ）

令和7年4月1日から一部地区で先行実施し、令和8年4月1日から対象地域を全市に拡大して実施する予定である。

[質疑応答]

（逗子市）名越及び今泉の地元住民との合意形成について、進捗はいかがか。

（鎌倉市）名越クリーンセンター周辺自治町内会とは、近日中に協定を締結する予定であり、円滑に合意形成が図れている。今泉クリーンセンター周辺町内会は3町内会あるとともに、広域であることから様々な意見はいただいているが、名越中継施設整備期間中に中継機能を継続することについては合意形成を図れている。生ごみ資源化施設整備は今後も継続して協議を進めていく。

（逗子市）以前、戸別収集を検討された際は反対意見が多かったと認識しているが、今回の実施について市民の反応はいかがか。

（鎌倉市）8年前の検討時はごみの減量を目的に有料化及び戸別収集を行うと説明していたため、戸別収集については理解が得られず実施に至らなかったという経緯があった。その後、市民から戸別収集について、実施を望む意見が増えたため、自治町内会説明会にて福祉的側面に着目し、戸別収集の重要性を説明した上でアンケートを取ったところ半数近い賛成が得られた。その結果、令和6年6月議会で関連条例及び予算が可決された。

（ウ）葉山町

葉山町から資料3に基づき、次の4件について報告を行った。

a 葉山町クリーンセンター再整備工事の進捗状況と見込

建築完了検査後に培地を搬入し5月から試運転性能試験をし、その分析結果が7月の中旬に出る予定である。そのため工事については7月末までという見込みとなっている。

b クリーンセンター再整備に関する特別委員会以降の経緯

資料に基づき報告があった。主な内容としては以下のとおり。

- ・令和6年12月10日 町代理人弁護士から共和化工株式会社へ内容証明にて、工期延長の協議をするために必要な工事内訳書、実施設計図書、工事工程表、生ごみ資源化処理施設に係る書類等の資料提出を求める。
- ・令和6年12月25日 共和化工株式会社及び共和化工株式会社代理人弁護士からの回答には、町が求めている内容（①破除袋機を含めた当初内訳書、②工期延長協議に必要な令和6年度及び令和7年度の内訳書）が不足していた。
- ・令和7年1月11日 町代理弁護士から共和化工株式会社代理人弁護士へ、不足部分の資料を提出すること、提出されなければ契約解除を行う旨の内容証明書を送付した。
- ・令和7年1月28日 町が1月11日に共和化工株式会社求めた資料が提出された。
- ・令和7年1月31日 クリーンセンター再整備に関する特別委員会

c 令和7年3月からのクリーンセンターの運用方針

① 生ごみ分別収集

住民への説明、周知、分別に対応するための収集委託や長期継続契約により契約した請負業者が人材や車両の確保を進めていることや、11月から延べ53回説明会を開催している中で町民へ混乱をきたさないよう当初の予定どおり令和7年3月から分別は開始する。

② 生ごみの処理

緊急的に民間資源化処理施設で資源化することで対応し、鎌倉市の可燃ごみの処理計画への影響を軽減する。

概要は次のとおり。

処理期間：令和7年3月1日から7月31日まで

処理先：株式会社Jバイオフードリサイクル横浜工場 横浜市鶴見区末広町2-1-15

処理量：125 t /月

処理費：約480万円/月

予算：令和6年度補正予算対応

③ 生ごみ以外の廃棄物及び資源物

生ごみ資源化施設の工事状況としては、コンクリート打ちの工事は終了しており、令和6年度中に躯体工事は終了する予定である。

サテライトセンター、管理棟、休憩棟、車庫棟、プラスチックストックヤード、植木ストックヤード、小物類ストックヤード、資材倉庫はほぼ完成している。サテライトセンター、管理棟、休憩棟は建築基準法に基づく仮使用の承認を取り令和7年3月1日から使用予定である。

ペットボトル、びんのストックヤードは令和5年度中に完成し、令和6年度中は燃やすごみと植木剪定枝のストックヤードとして使用している。他の施設が完成し次第、本来の使用用途で使う。

d 共和化工株式会社の要求内容

① 工期延長

令和 6 年 11 月 28 日に工期変更に伴う工程表のみ示され、しゅん工期限が令和 7 年 2 月 28 日から令和 7 年 7 月 31 日となっている。

② 延長の理由

- ・ 建築資材の調達が困難な状況になったため
- ・ 計装制御盤内の部品及びケーブル関連資材の調達が困難な状況となったため

③ 増額要求

令和 6 年 10 月 4 日に増額の申し出があり、令和 6 年 12 月 25 日に金額の内訳が示された。
内容は次のとおり

賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分	743,600,000 円
増工事費（8 項目の増減額による請求額）	203,500,000 円

[質疑応答]

① 延長理由について

（鎌倉市）工期延長の理由として記載されている「共和化工株式会社代理人弁護士を通じて示された他の理由」についてはどのような内容か。

（葉山町）共和化工株式会社代理人弁護士からは破除袋機の決定まで時間がかかったこと、建築確認に時間を要したことを主張されている。一方で共和化工株式会社から提出された書類には必要な書類は添付されておらず、延長理由も共和化工株式会社代理人弁護士から示されている理由と異なっており真意がわかりかねるため、葉山町としては正式な書類としては受け取っていない状況であるということを示唆している表現になっている。

② 生ごみの民間施設での資源化について

（神奈川県）施設が出来上がるまでの間は横浜市の民間施設に持ち込むという話だが、受け入れ自治体との事前協議は済んでいるのか。

（葉山町）正式な回答はないが、横浜市とは昨年から協議をしている。

（神奈川県）搬入方法は直接搬入か積替えて搬入するのか。

（葉山町）現在整備しているサテライトセンターで積替えて搬入する予定である。

（鎌倉市）株式会社 J バイオフーズリサイクルにて発生した残渣はどう処理されるのか。

（葉山町）現在協議中である。

（逗子市）480 万円/月の内訳には運搬費用も含まれているのか。

（葉山町）処理費のみの金額である。

③ 破除袋機について

（鎌倉市）要求水準書で求める破除袋機の設置を進めていなければ契約解除も考えられる。一方で、破除袋機の設置を進めていたとしても、納品が本年 2 月末日の契約期間を超えると契約不履行となってしまうのではないかと。

（葉山町）破除袋機は既に発注している状況である。もともとの要求水準に葉山町としては、当初から破除袋機を使う予定で発注していたにもかかわらず、共和化工株式会社は破袋機

と想定し見積書を提出してきていた。指摘をしたところ仕様変更分として増額要求がされている。葉山町として、当初の契約金額でみるかについて、追加で資料を求めているところである。

④ 循環型社会形成推進交付金について

(逗子市) 今回の増額要求を受けている部分に対しても交付金の対象となっていると思うが、増額分の変更申請は可能なのか。

(神奈川県) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分は要望額調査で要望してもらうものであり、交付金の交付を受けるには、要望額調査で要望をあげてもらわなければならないが、既に今年度、来年度とも終了している。

そのため、先日提出された令和7年度からの鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画でも交付金を使用しないと明記されていた。

あるとすれば交付されている分や今後交付される分を繰り越すということは3月末まで残されている。

(葉山町) そこについては議会等でも説明しているが、共和化工株式会社から令和6年度及び令和7年度の内訳が出なかったため要望できなかったという経緯である。

(神奈川県) 毎年秋頃に要望額調査があり内示が12月頃に出るが、その場合は内示前着手となるためしばらく工事ができないこととなる。

(葉山町) 共和化工株式会社には再三内訳を提出するよう求めていたが、提出されなかったため内容証明郵便を送ったという経緯である。令和6年度、令和7年度の内訳が出ていれば要望額調査に回答できた。

⑤ 今後の方針について

(逗子市) 資料では1月29日に今後の方針決定とあるが、特別委員会までには結論が出るのか。どの程度決められるのか。

(葉山町) まず賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分の適用期間から話が進む。増工事費としては増額が認められる項目の精査が必要であることを考えるとしばらくかかると思う。ただ、令和6年度補正予算や令和7年度予算にも関係する部分のため、いつまでも結論を延ばすつもりはない。今はっきりは伝えられない。

(逗子市) 仮に契約解除となった場合、生ごみ資源化処理施設の工事はどのようにしようと考えているのか。

(葉山町) 別の事業者と契約し、生ごみ資源化処理施設の工事は継続する予定である。

(逗子市) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分については、どの程度支払う考えか。

(葉山町) ある程度の支払いは考えているが、適用期間の協議ができていない中で、共和化工株式会社が4月からという基準日を示してきている。町としては、飲める条件ではないため基準日について協議するつもりである。

イ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について、逗子市から鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会での近況を報告した。

(2) その他

逗子市から在宅医療廃棄物の処理に関する現状について、次のとおり報告があった。

逗葉医師会、逗葉薬剤師会と2回面談を実施した。医師会からは、在宅医療廃棄物のステーション収集を要望されているが、市としては、収集時やステーション利用時の針刺し事故が懸念される中でステーション収集は難しいという意見を述べた。

そのうえで、薬局等に回収拠点を作り収集する案を提案しているが、収集運搬業許可業者や薬局の理解を得るという課題の他に、逗子市の焼却施設が廃炉となった後には鎌倉市の中継施設へ可燃ごみを搬入する計画のため、逗子市の焼却施設が稼働している間の案であり、継続して回収拠点による収集を行うことは約束できないとの話をしている。

以上

会議名	生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
日 時	2025年（令和7年）1月15日(水)13時30分～13時50分
場 所	逗子市役所3階 理事者応接室
出席者	逗子市： 柏村副市長 【環境都市部】石井部長、青柳次長 【資源循環課】鷲原課長
	葉山町： 小野副町長 【環境部】新倉部長 【クリーンセンター】角田所長

【概要】

新倉環境部長：クリーンセンター再整備工事の進捗状況について資料を説明

- ・生ごみ資源化処理施設については、現在、コンクリート打設工事を進めている。施設の壁はできており、中央部のコンクリート部分について打設し、今後、鉄骨の柱を立てて、屋根を掛ける工事を2月に行う予定。屋根の材質は東京ドームと同じものを使用する。
- ・3月中には建物が完成すると考えているが、設備関係を含めると7月一杯までかかるの見込んでいる。
- ・サテライトセンター、休憩棟等については完成している。

柏村副市長：市長から「作業を効率的に進めるため、屋根を支える鉄骨を早めに発注した方が良い」との話があったが、いかがか。

角田クリーンセンター所長：屋根については2月にはのることを業者から説明を受けており、予定通り進むと考えている。

柏村副市長：年度内に工事が完了しなければ、建物内の設備についても、国の交付金対象とはならないのか。

角田クリーンセンター所長：担当からの説明では、施設の側については基本的に出来高となる。その中に入る設備については工場検査を終わらせておけばいいのではないかと言っている。一番大きく金がかかるのが外枠の部分と内部の設備となるが、大きく金のかかる部分については何とか年度内に終わり、その部分が、今頂いているもので使わせてもらおうと解釈している。最後の仕上げの部分だったり、外の工事が残って、後は性能試験や試運転を行って、8月から施設が使えるようになるという見立てをしている。

柏村副市長：承知した。

小野副町長：生ごみ用指定ごみ袋の保管については、我々で手伝えることがあれば、手伝いたい。

石井環境都市部長：指定ごみ袋は、ごみ処理手数料を収納するための証紙と同じ性質のものであり、盗難、紛失、汚損等を防止するため、防犯カメラや機械警備の措置を十分に講じた上で、厳重に保管及び管理しなければならない。このため貴

町で保管してもらうことは困難である。

工場検査については、順調に年度内に行われるのか。

小野副町長：一番大きな設備の破除袋機については、工場検査は２月中に行い、２月中旬に納品ということで発注をかけている。

柏村副市長：仮に本市が本年８月に貴町へ生ごみを搬入とした場合、ごみ分別冊子の印刷や生ごみ用指定収集袋作製委託など、関係する補正予算の議決後、契約行為や住民説明等に４か月要するので、３月中の議決が必要となる。また、補正予算を提案するにあたっては、生ごみ処理に係る本市が負担すべき費用や、生ごみ用指定収集袋の保管経費なども整理しなければならない。それらが整っていない段階では、市議会の議決は得られないと思っている。燃やすごみや容プラのときは、十分に時間をかけて貴町と協議しながら決めてきた経緯があり、今回も恐らく同じくらい時間を要するのではないかと思っており、早めに協議していきたい。貴町では、本市とのやり取りの他に共和化工㈱との協議もあると思うので、相当な時間を要するものと考えている。

小野副町長：現在、町では顧問弁護士を、共和化工㈱は代理人弁護士を立てて動いている。

鷲原資源循環課長：工期延長申請については、昨年末に一度提出されたと聞いているが、正式に受理をしていないということなのか。

角田クリーンセンター所長：工期延長申請については、書式が整っていないので正式に出た形にはなっていないのが現状である。改めて弁護士を通して求めている。

柏村副市長：了解した。工事が順調に進むことを願っている。他の施設は完成しているのか。

新倉環境部長：事務所棟は完成しており、２月末に事務所棟に引っ越して勤務する予定である。そういう部分もありスペースも空くので、袋の保管についても手伝うことができないかという話をさせてもらった。

以上

2025 年（令和 7 年） 1 月 28 日

葉山町副町長 小野 淳 様

逗子市副市長 柏村 淳

生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）

現在、貴町が整備中の生ごみ資源化処理施設については、工期の遅れにより 2025 年 3 月から予定していた稼働開始が延期され、これに伴い、本市は生ごみ分別収集について同年 3 月からの開始時期を延期しています。

これに関して、昨年 11 月 25 日開催の逗子市・葉山町首長会議において、市長から貴町長に、「同施設の建屋が完成し、試運転に入る時をもって開始時期を詰めて行く」との考えをお伝えしています。市としても可能な限り早期の共同処理開始を望んでおりますが、開始に当たっては、市として次の 1～3 について準備が整っている必要があります。

1. ①市民説明会の実施、②生ごみ用指定収集袋の取扱店への配送・納品、市民への販売、③ごみと資源物の分別冊子【C U Z】の印刷及び全戸配布、④英語版【C U Z】の印刷、⑤減免対象世帯への指定収集袋の交付、⑥生ごみ収集運搬業務の民間事業者への委託、⑦これらに係る予算について、令和 7 年度の早い時期に補正予算案を市議会に提案し、議決を得た後、契約手続き等を経て準備が整うこと。
2. 資本費と処理費の各負担金に係り、同施設の工期が延長されたことに伴う増加費用及び循環型社会形成推進交付金の取扱いについて整理を行い、本市と貴町が負担する金額について貴町との合意ができていること。
3. 同施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害について整理を行い、その費用負担に関して貴町との合意ができていること。

なお、1 の②及び⑤に関し、生ごみ分別収集を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和 6 年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和 6 年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしています。

上記 2 と 3 については、令和 6 年市議会第 4 回定例会において、市議会議員から強く指摘されているところです。なお、1 の補正予算案の議決を得るに当たり、2 と 3 の合意内容について本市と貴町が書面により締結し、市議会に対して説明を行う必要があり、合意に至るまでの協議には相応の時間を要することが想定されるため、できる限り早期に協議を開始する必要があるものと考えます。

貴町におかれましては、同施設の竣工に向けて工事等の準備を着々と進めているものと存じますが、並行して、本市との生ごみ資源化共同処理が早期に開始できますよう、ご配慮をお願いいたします。

担当：資源循環課 鷲原

電話：046-873-1111 内線 470

会議名	生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
日 時	2025年（令和 7 年） 2 月 17 日(月)11時00分～11時50分
場 所	逗子市役所 3 階 理事者応接室
出席者	逗子市： 柏村副市長 【環境都市部】 石井部長 【資源循環課】 鷲原課長
	葉山町： 小野副町長 【環境部】 新倉部長 【クリーンセンター】 角田所長

【概要】

新倉環境部長：生ごみ資源化処理施設の工事の進捗状況について資料をもとに説明する。

- ・現在、屋根を架ける工事を行っており、屋根のフレームは、全体の半分強くらいまでできている。5月からは試運転を行う予定であり、7月中には完成し8月から（処理を）実施して行きたい。
- ・資源物棟について：着工し4月中の完成を目指している。総合的には全て着手しており、残り2棟となる。

（3）外構及び設備工事について

- ・キュービクル（高圧受電設備）については4月以降に完成予定である。
- ・破除袋機について：2月7日に長野県の工場で検査を行い、2月12日に納品されている。現在はブルーシートを被せて保存している。

柏村副市長：以前にもお話ししたように、ごみ分別冊子の印刷、全戸配布、市民への説明、生ごみ用指定収集袋の販売等に4か月を要する。令和7年度当初予算には生ごみ分別収集等の経費を計上していないため、施設が完成するという時期が見込めた段階で、直ちに補正予算の提案等の準備を行うことになる。仮に4月の時点で補正予算の議決が得られたとすると、5月から4か月を経た後の9月から生ごみ分別収集・資源化の開始となる。

石井環境都市部長：開始の1か月前にごみ分別冊子を全戸配布すること、1か月前からごみ袋の販売を開始する等の準備を行う必要がある。なお、補正予算案を出すためには、費用負担について葉山町との間で合意をして明確な形で取り交わしたものを議会に示し、その内容も議会に説明して納得してもらえるような内容でなければ議決をもらうことは厳しいと考えている。

新倉環境部長：参考資料別添1の工程表について説明する。工程表のC工区「生ごみ資源化施設」においては、5月・6月に試運転を行い、8月から稼働ができる予定である。現在のところ工程表どおりに進んでいる。

別添2の写の生ごみ資源化処理施設工事の写真について説明

参考資料3 共和化工(株)との協議経過を説明、（1）工期延長、（2）主な延長の理

由、(3) 令和6年度の出来高見込及び令和7年度予算は資料のとおり(4)の物価スライドによる請負代金額の変更については約5億3,000万円、(5)増工事費については約9,600万円。合計約6億2千万円について共和化工㈱から町に要求が来ている。参考資料の4～7について説明する。

令和7年2月5日に、町顧問弁護士の事務所に町長、副町長以下が赴き、共和化工側も常務以下が出席し、共和化工㈱側の顧問弁護士もオンライン出席している。資料8と資料9について説明する。一時的な措置として、契約金額・内容を変更せず工期を令和7年3月31日まで延長することになった。今後、共和化工㈱から請書が来ることになっている。参考資料の8「工期の変更に係る協議開始日について」、参考資料9「請負代金額の変更に係る協議開始日について」の両方について、2月10日付けで共和化工㈱に対して通知を行っている。2月13日には、顧問弁護士の了解のもと、共和化工㈱と町担当者同士が請負金額の話をするについて場を設けている。

小野副町長：予算の変更協議も整わない中で、2月28日の工期満了が来てしまうため、今年度中は金額を変えずに工期の延長だけは協定により可能なため、3月31日までの延長ということで、共和化工㈱から請書が来ることになっている。工事請負金額の変更、工期の変更に係る協議については、双方が同意している中、2月5日から協議を開始し、14日以内に協議を終えることになっており、期限は2月19日までである。2月13日は弁護士の了解のもと、町と共和化工㈱の技術担当者同士の会議を行おうとしたが、当日に同社技術担当者の出席がなく会議ができていない。

柏村副市長：1月31日の町議会の特別委員会において、工期の話が出ていたが、どのようなことか。

角田クリーンセンター所長：特別委員会では、2月28日までに協議が整わなかった場合について話している。金額はともかく、相互に合意できず、工期延長の手続きをしなければ工事は終わってしまうことを話したが、工期の延長はなされた。

小野副町長：先日の本会議初日に町長から「一時的な措置として3月31日まで工期を延長する」、「工事代金と工期については協議を開始した」という議会への行政報告を行っている。1月31日の特別委員会では議員から「2月末までに町はどうするのか」との質問に対しては「3月31日まで延長する」と回答している。

柏村副市長：共和化工㈱からの工事費の上乗せ分について伺う。物価スライドによる上乗せ分については、少なからず生じるものと考えているが、その決定は貴町の責任で行うのか。また、貴町は共和化工㈱から物価スライド等により「約6億2千万円」を要求されているが、その対応についてはいかがか。今後、貴町と共和化工㈱との協議内容や決定に至る経緯について、本市としても承知していなければ、予算に関する市議会への説明ができない。

石井環境都市部長：どのような結果になるにしても、その内容を本市が承知していなければいけない。今後、それをベースに市・町で負担をどう整理するか、協議になると思う。

小野副町長：工事請負費のスライド分について、共和化工㈱は「令和6年4月1日に遡りスライド適用せよ」と町に求めている。町としては書類が出てきた12月25日である旨、伝えており、町と共和化工㈱との隔たりが非常に大きい。

物価スライドによる上乗せについては貴市にも話をしなければいけないと思う。
上乗せ分については、1月31日に資料として出てきており、この数字をスタートに協議を開始しているが、今の段階では何も決まっていない。

柏村副市長：了解した。

小野副町長：金額については簡単に済むものではない。3月中の議会で金額を示せなければ工期の延長はできないと考えている。

柏村副市長：県の建設工事紛争審査会について、貴町は特別委員会において「審査会は一審制であり、その結果をもって決定する」としていたが事実か。互いに納得しない数字をもって解決となり得るのか。

小野副町長：その点については承知していない。

柏村副市長：互いに納得しない中で落ちつくことはないと思う。その場合の次の手立てはあるのか。

石井環境都市部長：裁判を行う権利が奪われることは無いのではないかと。

小野副町長：町担当者も県へ行き、調査をしている。それに基づいて話していると思う。

柏村副市長：先日の本市における記者会見で、「生ごみの分別収集に係る経費として、令和7年度の当初予算でどの程度計上しているのか」との質問があったが、「当初予算に計上していない」と答えている。以前から話をしているとおり、開始の目途が立った段階で、市議会に補正予算として提案し、議決が得られれば、そこから契約行為等の準備に入るという説明をしたところである。

石井環境都市部長：1月28日付の貴副町長宛て依頼文書にて記載しているとおり、市としては準備が整えば少しでも早く開始ができるようにしたいと考えている。
なお、当初予算で唯一、生ごみ関係で当初予算にのせている生ごみ用指定ごみ袋の倉庫代については、今年度の契約上の枚数は全て作成して納品され、4月以降は保管しなければならない。次年度予算では1年間、最大で倉庫に保管した場合の倉庫代約200万円を当初予算に盛り込んでいることを記者会見で話している。

鷲原資源循環課長：2月5日に協議を開始して、2月19日までが協議の期限ということであるが、その結果、決裂した場合、その後の動きはどのようになるのか。

角田クリーンセンター所長：契約上は協議を行い、14日以内に協議が整わなかった場合は、発注者側で協議内容を決めることができるという条文になっている。町としても決裂する前提で話し合いをしている訳ではないので、2月19日までは協議をして共和化工㈱がどのように対応してくるかにより、町としての対応を決めることになる。

石井環境都市部長：双方が折り合わない場合はどうなるのか。

角田クリーンセンター所長：その場合は、約款上、紛争審査会へ申し出てもらうことになる。

鷲原資源循環課長：紛争審査会への手続きに入るときは、共和化工㈱が審査会へ申請するのか。

角田クリーンセンター所長：協議が整わなかった場合は町が決めることになるが、共和化工㈱が納得できないならば、紛争審査会へ共和化工㈱が申し出ることになると思う。

鷲原資源循環課長：仮に審査会に諮った場合に結論が出るまでの期間はどれくらい

かかるのか。

角田クリーンセンター所長：期間については、はっきり申し上げられない。

石井環境都市部長：工期を3月31日まで延長するということは、取り交わしができているのか。

角田クリーンセンター所長：合意はしているが、書類としては出てきていない。今後、請書が提出される予定である。

石井環境都市部長：弁護士同士での協議は行っているのか。

小野副町長：連絡は取っているが、直接のやり取りはしていない。

石井環境都市部長：キュービクルに係る電気工事の業者は決まっているのか。

角田クリーンセンター所長：見込みとしてはある。

石井環境都市部長：工期的には令和7年度となるが、資材、下請、人工等については、きちんと押さえているのか。

角田クリーンセンター所長：業者も決まっている。その点について「業者が見つからない」という話にはなっていない。

石井環境都市部長：破除袋機についても、あとは据え付けるだけなのか。

角田クリーンセンター所長：2月7日に長野県内の工場で検査を行い、2月12日に町へ納品され据え付けている。現在、ブルーシートをかけている。

柏村副市長：5月、6月で試運転を行うならば、その前までには電気関係の工事は終わっていないといけない。

角田クリーンセンター所長：試運転が本年7月までかかることの理由であるが、出来上がった堆肥の成分検査を行う期間があるためである。

柏村副市長：了解した。今後も貴町の状況を確認しながら進めて行きたい。

小野副町長：報告を怠りなくさせてもらう。

石井環境都市部長：補正予算で、貴町に生ごみの処理を委託する予算をのせるが、トン当たりの単価で年間予算額が決まる。単価を出すに当たり、どこまでの経費が計上され、どのように算出されているのかについて、初めは市議会でもかなり慎重に審査されるので、きちんと逗子市が負担すべき妥当な内容であることを説明できなければ、議会で議決を得られない。負担金の話は重要であり、協議を綿密に行わなければならない。これまで、貴町とは、可燃ごみ、容器包装プラスチック、し尿浄化槽汚泥について共同処理を行っており、初めに単価を決めるまでには、相当の時間を要している。今回も早い段階で、内訳について提示してもらい、各項目をしっかりと確認し、調整することが必要となる。事務的なことについては早めに始めさせてもらいたいのでお願いします。

新倉環境部長：クリーンセンター再整備工事について、当町では3月1日から生ごみ分別収集を始めるにあたり、完成している施設の内覧会を2月26日に開催する。貴市にも案内の通知文を送付する。

以上

会議名	生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
日 時	2025年（令和7年）4月4日(金)13時30分～14時00分
場 所	逗子市役所3階 理事者応接室
出席者	逗子市： 柏村副市長 【環境都市部】 石井部長 【資源循環課】 鷲原課長
	葉山町： 小野副町長 【環境部】 町田部長

【概要】

小野副町長：生ごみ資源化処理施設の工事の状況について、本体の外側は、全部、完成しており、脱臭装置についてはダクトの設置等の工事を始めている。資源物棟については鉄骨が立ち上がり、本体の建設に入っている。台貫については、2台目（1台目は既に設置済）が4月中に仮の建築確認の検査を受ける予定である。また、同施設では5月中に生ごみを入れて試運転を行う予定である。本町と共和化工㈱は工事請負の契約期間を7月31日まで延長して工事を進めて行くこととしており、工事は順調に進められている。なお、工事の金の話については、共和化工㈱との協議がまとまっておらず、スライド条項に関する共和化工㈱から町への申請については書類不備により返却した後、まだ提出がされていない。

柏村副市長：同施設の稼働開始時期は、何月頃を予定しているのか。

町田環境部長：8月初めからの稼働開始を予定している。

石井環境都市部長：先日の2市1町の協議会でも話が出ているが、金の話が解決しないまま、貴町が同施設を使い始めて大丈夫なのか。工事請負代金の支払完済後に施設の引き渡しが行われるのが一般的かと思う。本市としては、そのような状態のところは生ごみの処理を委託して大丈夫なのかということがある。市と貴町との負担について整理がされなければ、処理を委託する訳にはいかない。

町田環境部長：物価スライドの部分については、中々、共和化工㈱と折り合いがついていない。県建設工事紛争審査会の土俵に上がることも視野に入れると、恐らく2～3年の期間を要することも想定している。町では生ごみの分別収集を開始しており、でき得るならば貴市にも生ごみを入れてもらうことが安定的な稼働につながると考えている。

石井環境都市部長：共同処理を行うことになれば、キログラム単価で負担金を支払うことになるが、その単価が定まらなければ始められない。単価を算出する基礎が固まらなければ、負担金を予算化して議会の理解を得ることはできない。

町田環境部長：できれば紛争審査会の土俵に上がらずに共和化工㈱と折り合いをつけ、事務委託の負担金についても貴市と1日も早く折り合いがつけられれば良いのだが、先が見えない状況にある。

石井環境都市部長：先日の２市１町協議会にて、国の交付金に関して３月３１日に出来高検査を行い、交付金はきちんと申請できる予定であると聞いているが、間違いないか。

町田環境部長：申請については手続きを進めており間違いない。工事の遅延により、令和７年度に先送りされた部分については交付が得られないため、相当分の差額が生じることは事実である。

石井環境都市部長：それらの情報については、逐一、共有ができるようお願いする。

小野副町長：当初予定していた交付額から、約１千万円が減る見込みである。

柏村副市長：その減額分は本市が負担することになるのか。市議会から様々な指摘がある中で、その負担は難しいと考える。その件を含め、全ての課題がクリアされなければ、生ごみの処理を貴町へ委託するのは困難である

小野副町長：キログラム単価とは、運営に係る経費と資本費のトータルで出すのか。

石井環境都市部長：資本費と処理費を別々に積算して、トータルでキログラム当たりの単価を出している。

小野副町長：承知した。貴市から当町への依頼のとおり、工期遅延に伴う貴市の損害について協議を進めさせてもらいたい。なお、協議においては法的根拠や理屈の整理が必要であるため、双方の弁護士を通して話を進めたいが良いか。

柏村副市長：結構である。お互いに決められるものは整理して行きたい。

小野副町長：弁護士を間に入れた方が、お互いに協議が進めやすいと考える。後は事務方で進めさせてもらいたい。

柏村副市長：これまで、貴町との話し合いを２回行っており、市議会からはそれらの面談記録を求められている。本市で面談概要（案）を作成し、貴町にも確認してもらおうが、概要（案）において、本市の発言は本市の責任で趣旨を変えずに作成するが、貴町の発言を本市が修正することはない。同様に、貴町の発言について貴町が修正を行うことはあっても、本市の発言を貴町が修正することはないようお願いしたい。

小野副町長：要旨を作成するということか。

柏村副市長：そのとおりである。

町田環境部長：過去の協議会の議事録については、行き違いがあったと聞いている。それについても市・町の責任をもって趣旨が違わないよう、互いの信頼関係をもって固めて行ければ良いと考える。

石井環境都市部長：昨年度、市町の担当者間で上手く進まなかった状況がある。よろしく願います。

町田環境部長：承知した。

小野副町長：当町の生ごみ分別収集については開始から１か月が経ち、今のところ大きなトラブルは発生していない。来週には収集の現場職員からのヒアリングを予定している。生ごみ処理業者からは「中身は問題ない」との話を受けている。

町田環境部長：生ごみ分別収集開始に伴い、紙おむつ等の収集に関連して「燃やすごみの収集日を週２回にしてほしい」との要望書を町へ提出した団体と、本日、懇談会を開催している。

石井環境都市部長：本市でも、生ごみ分別収集を開始すれば、残った可燃ごみは基本的に乾いたものなので週１回でも良いのではないかと議論は制度設計時にあ

ったが、高齢化が進んでいることと、高齢者に限らず紙おむつの排出はあるため、週2回は維持しなければならないとの判断となった。

町田環境部長：葉桜地域で実証実験を一定期間行い、結果を精査して紙おむつ対策の方針を決めていきたい。

石井環境都市部長：本市では燃やすごみは有料化しているが、紙おむつは子育てと介護支援を目的に、指定ごみ袋ではなく透明・半透明の袋に入れて無料で出せるルールとなっている。

町田環境部長：当町も、紙おむつだけステーション収集という案もあったが、ステーション収集は資源物しか行っていないため、地域の合意を得ることは難しいのではないかと考えている。町議会には、遅くとも9月までにはおむつとペットシートを含めた対策を完了予定であると説明している。

鷲原資源循環課長：2025年3月14日、市議会閉会中に総務常任委員会の所管事務調査が開催されている。委員会では、本市と貴町との生ごみ資源化共同処理の協議の状況、工事の進捗状況、生ごみ分別収集・資源化の開始時期等について質問があり答弁している。今後、第2回定例会の会期中または定例会終了後に所管事務調査が開催される可能性があり、その際は貴町との協議の状況等について説明等をさせてもらうことになる。

以上



葉セ第 1号

令和7年4月17日

返子市副市長 柏村 淳 様

葉山町副町長 小野 淳

生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について

2025年(令和7年)1月28日付け「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について(依頼)」にて貴市より共同処理開始に当たり、3項目の準備が整っている必要があるとの条件をいただいているところです。

その3項目目では、「工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害について整理を行い、その費用負担に関して貴町との合意が出来ていること。」とされています。

本町としましても共同処理の早期開始を望むものであり、早期開始の条件である費用負担については、両市町で円満に解決したいと考えております。先日の貴市副市長と本町副町長との面会の際、令和7年4月4日を協議開始とすると合意したところであり、内容を精査し、速やかに解決をすることが望ましいと考えることからその内容について具体的にお示しいただく必要がございます。

つきましては、貴市において発生した金銭的な損害の内容について、次のとおりご教示をいただきたく、ご配慮賜りますようお願いいたします。

1. チラシのカラー用紙購入代 42,000 円

チラシの内容、購入数量、購入事業者、金額及び支払日のわかる書面

2. 全戸配布業務委託 160,000 円

配布物の内容、配布先、配布方法、配布部数、配布単価等のわかる仕様書、契約書などの書面

3. 収集中止に伴う町内会等への通知郵送代 83,000 円

配布先、配布部数、配布金額のわかる書面

4. ごみ袋保管倉庫代 2,000,000 円

倉庫の貸主、契約期間、契約金額、倉庫の場所等の内容がわかる書面

担当：クリーンセンター 角田

電話：046-876-1153



令和7年6月13日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

葉山町長 山 梨 崇 仁



生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）

このたびは、貴市との共同処理施設である生ごみ資源化処理施設の建設が遅れ、当初予定していた令和7年3月からの生ごみ資源化処理が実現出来なかったことに関しましてはお詫び申し上げます。

本町におきましては、当初計画のとおり、3月から生ごみの分別収集を開始し、3ヶ月経過したところですが、町民の生ごみ分別は安定化しており町民の努力により、明らかなごみの減量効果も確認されているところでございます。

クリーンセンター再整備工事も7月31日のしゅん工期限に向け順調に工事が進んでおり、貴市との共同処理施設である、生ごみ資源化処理施設は完成し、建築基準法に基づく仮使用承認を経て、5月1日から試運転性能試験を実施し、6月10日をもちまして、順調に生ごみの資源化処理が出来ていることが確認されました。

引き続き、生ごみ資源化処理施設を運営する職員のトレーニングとして生ごみの処理を継続して参ります。

つきましては、しゅん工検査を経て引き渡しを受けた8月からは正式に生ごみ資源化処理施設を供用開始するため、二市一町のごみの広域処理の基本理念である資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指し連携して取り組む施策の一つである生ごみ資源化共同処理の早期の実現のため、必要な予算の確保及び契約手続き及び市民への周知等を行っていただくよう依頼します。

事務担当は、クリーンセンター 角田
TEL : 046-876-1153
FAX : 046-876-1860
E-mail : clean@town.hayama.lg.jp

7 逗 資 発 第 2 2 号
2025 年（令和 7 年）6 月 16 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



生ごみ資源化共同処理の開始について（回答）

令和 7 年 6 月 13 日付け、「生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）」について、回答いたします。

生ごみ資源化共同処理の開始にあたっての本市の考えは、2025 年（令和 7 年）1 月 28 日付け、本市副市長から貴町副町長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にてお伝えしましたとおりです。ご依頼の「必要な予算確保」のためには、資本費と処理費の各負担金について、両市町で協議し、確定したうえで、市議会に予算案を提案し、議決を得る必要があります。

できる限り早期に協議を開始し、生ごみ資源化共同処理が早期に開始できますよう、ご配慮をお願いいたします。

担当：資源循環課 鷲原
電話：046-873-1111 内線 470

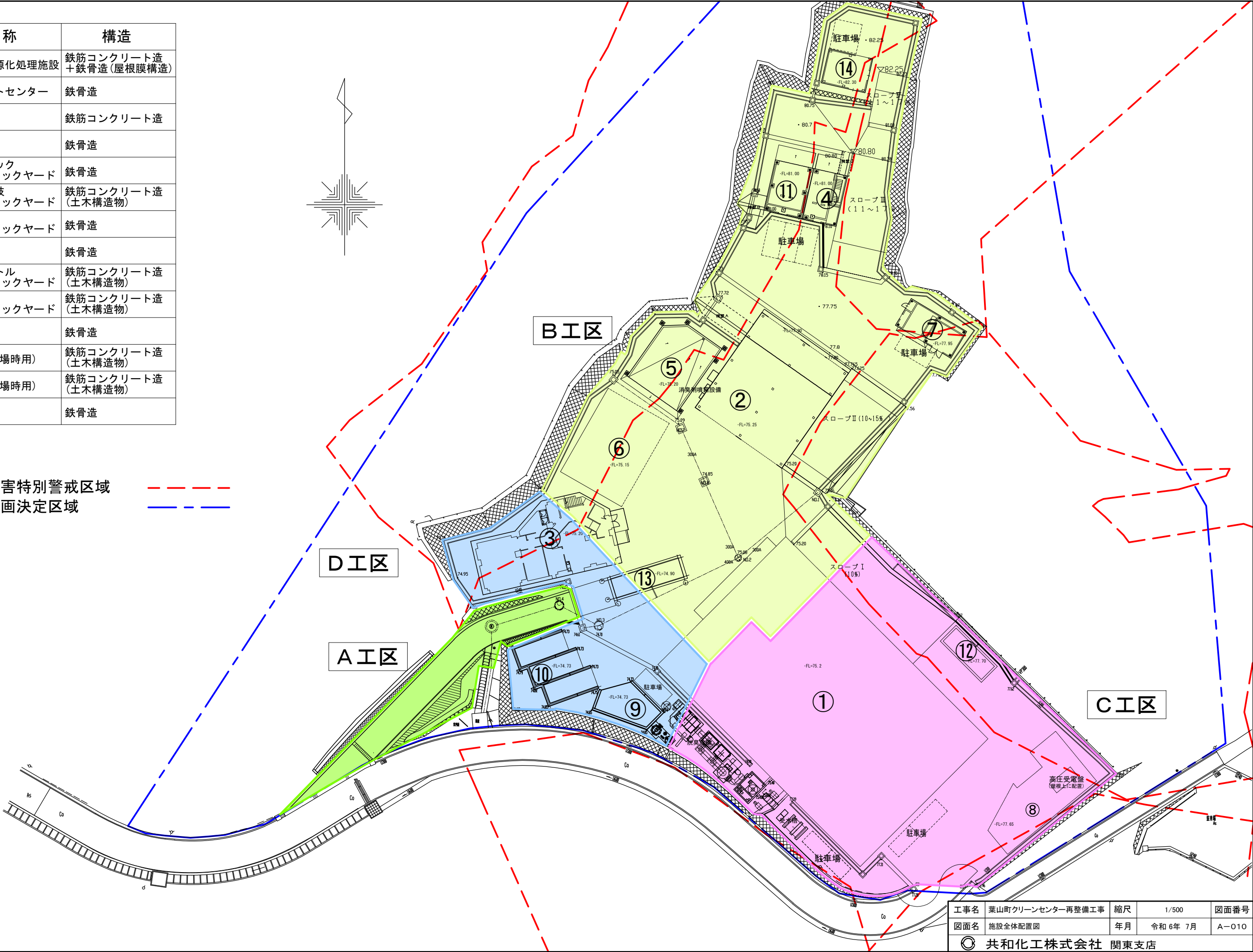
参	考	資	料	1
ク	リ	ー	セ	ン
タ	ー	再	整	備
に	関	す	る	特
別	委	員	会	
ク	リ	ー	セ	ン
タ	ー	・	環	境
課				
令	和	7	年	6
月	1	7	日	

クリーンセンター再整備工事進捗状況報告

No.	名称	構造
①	生ごみ資源化処理施設	鉄筋コンクリート造 +鉄骨造(屋根膜構造)
②	サテライトセンター	鉄骨造
③	管理棟	鉄筋コンクリート造
④	休憩棟	鉄骨造
⑤	プラスチック ストックヤード	鉄骨造
⑥	植木剪定枝 ストックヤード	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑦	小物類 ストックヤード	鉄骨造
⑧	資源物棟	鉄骨造
⑨	ペットボトル ストックヤード	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑩	びん類 ストックヤード	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑪	車庫棟	鉄骨造
⑫	計量器(入場時用)	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑬	計量器(退場時用)	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑭	資材倉庫	鉄骨造

凡例

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・都市計画決定区域



工事名	葉山町クリーンセンター再整備工事	縮尺	1/500	図面番号
図面名	施設全体配置図	年月	令和 6年 7月	A-010
© 共和化工株式会社 関東支店				

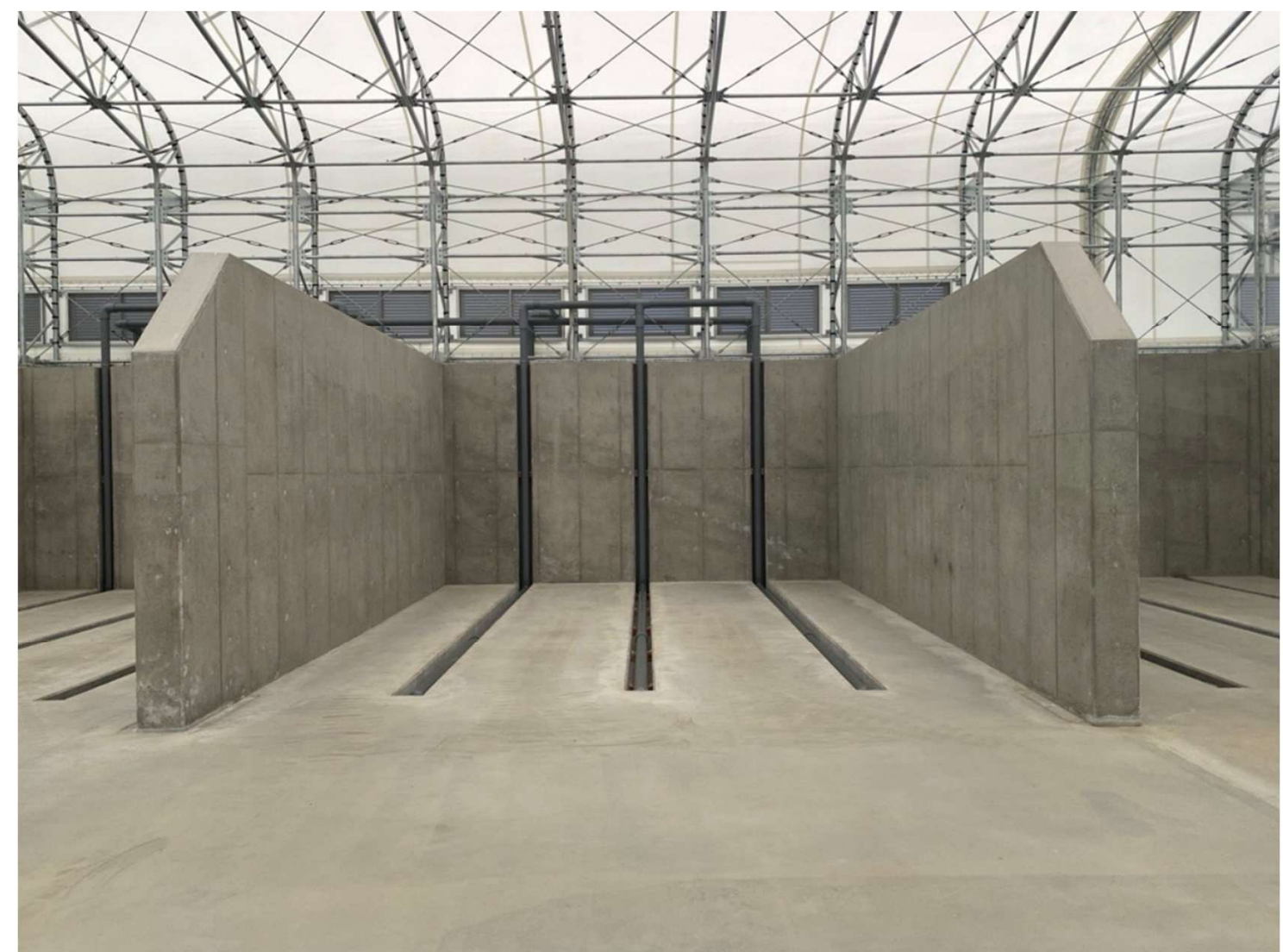
クリーンセンター再整備工事進捗状況



①生ごみ資源化処理施設建設工事



①生ごみ資源化処理施設建設工事



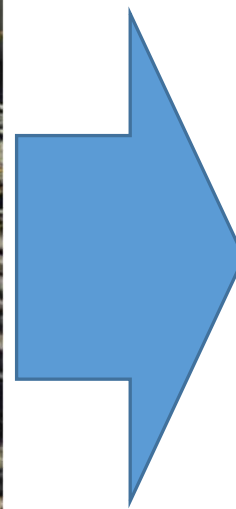
①生ごみ資源化処理施設建設工事



⑧資源物棟建設工事



⑫計量機設置工事



クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会（3月7日）以降の経緯

日付	内容
3月7日（金）	クリーンセンター再整備工事に関する特別委員会
3月10日（月）	共和化工(株)に対し、請負代金額の変更について（通知）する。 変更金額：0円 決定理由：提出された資料では、請負代金額を変更すべき客観的かつ公的な根拠に基づく金額が提示されているかが確認出来なかったため。引き続き、請負代金額の変更について協議を求める場合は、客観的かつ公的な根拠に基づく金額を相当な資料とともに提示のうえ再度協議を求めること。
3月14日（金）	令和6年度補正予算議案可決
3月31日（月）	第3回出来高検査：982,342,900円
4月24日（木）	定例会議 ☐ 汚染土の処分について協議を求められる。
4月25日（金）	共和化工(株)から下記の書類が提出される。 ☐ 請負代金額の変更及び賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更について（別添1）
5月9日（金）	代理人弁護士相談 ☐ 4月25日提出文書 ☐ 汚染土の処分 4月25日に共和化工(株)から提出された文書の対応について、担当が趣旨確認したい旨申し入れしたが、担当同士ではなく代理人を交えての協議を求められた。
5月14日（水）	汚染土については、実績に基づく実費相当額で清算すること

	を回答。
5 月 26 日（月）	双方代理人弁護士同席のもと共和化工(株)と協議 ☐ 増減工事及び賃金又は物価変動に基づく請負契約金額についてあらためて協議をしていくこと確認した。
6 月 4 日（水）	共和化工(株)から増減工事について再度説明を受けた。 ☐ 増減額：84,554,800 円 ☐ 共和化工(株)の増減額要求額に対して町が査定した金額を提示し協議を進めていく。 ☐ 賃金又は物価変動に基づく請負契約金額の変更については、増減工事の結果をもって協議を再開する。

令和 7 年 4 月 25 日

葉山町長 山 梨 崇 仁 様

請負代金額の変更及び賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更について

共和化工株式会社 関東支店

支店長 高 田 真 人



葉山町クリーンセンター再整備工事に關し、現下の状況を鑑み誠心誠意完成に向けて取り組んでいるところでございます。今般、試運転を実施する状況まで進捗しましたことから、令和 7 年 2 月 27 日付け「賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（通知）」及び「令和 7 年 3 月 10 日付け請負代金額の変更について（通知）」に対する弊社の見解を下記のとおり提示しますので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。尚、令和 6 年 12 月以降に発生した追加工事がありますことを申し添えます。

記

これまでの経緯として、増減工事の内容と金額が定まらなると、基準となる「工事内訳書（当初）」が確定できないことを説明したうえで、令和 6 年 9 月 30 日に増減工事について協議を行いました。同日に「資源物棟」の建築確認申請が完了して設計数量がおおよそ確定したので、早急に「工事内訳書（当初）」を作成する必要がありました。その後も指摘事項に関しては都度対応しておりましたが、令和 6 年 12 月 12 日貴町から「申入書」が届き、その協議が中断したため、結果的に増減工事の合意がないままに令和 6 年 12 月 25 日に「工事内訳書」を「当初、設計変更（増減）、物価スライド」の 3 案提出に至りました。その後、増額項目としていた「破除袋機」に関して増額を認めない旨の通知が令和 7 年 1 月 15 日に届き、反論はあるものの工事の進捗に影響が出ることを危惧し、一旦通知通りに破除袋機を増額工事から除外した「工事内訳書」を令和 7 年 1 月 28 日に提出致しました。

令和 7 年 2 月 5 日貴町代理人事務所にて協議を行い、引き続き同年 2 月 13 日の協議にて、増額項目に関しては、一部修正しておりますので、その段階での増減工事の各項目及び内容については概ね同意を頂いていると認識しております。この中で、提示金額の根拠に関する追加資料の指示がありましたので、施工者として最大限提出することが可能な資料を令和 7 年 2 月 18 日及び令和 7 年 2 月 26 日に提出しております。令和 7 年 2 月 27 日 17 時から工期延長に関する件と増減工事及びスライド協議を継続する協議を行いました。提出した資料の説明に至っておりません。令和 7 年 3 月 10 日付け「請負代金額の変更について（通知）」を頂いておりますが、弊社として提出資料の説明する機会を頂いておりませんので、早急に協議をお願い致します。なお、上記提出済の資料をよりわかりやすくまとめた資料も用意しております。

また、令和 7 年 2 月 27 日付け「賃金又は物価変更に基づく請負代金額の変更について（通知）」を頂いておりますが、弊社が令和 5 年 9 月 14 日町長面談による合意事項として認識し、令和 6 年 4 月 1 日としておりますことに関し、根拠資料を提出しておりますので提出日のみ変更が必要であれば対応致します。近年の予期することが出来ない物価上昇に関する対応の趣旨を何卒ご理解の上ご対応頂きますようお願い申し上げます。

以上

生ごみ分別の状況

1 生ごみの収集状況

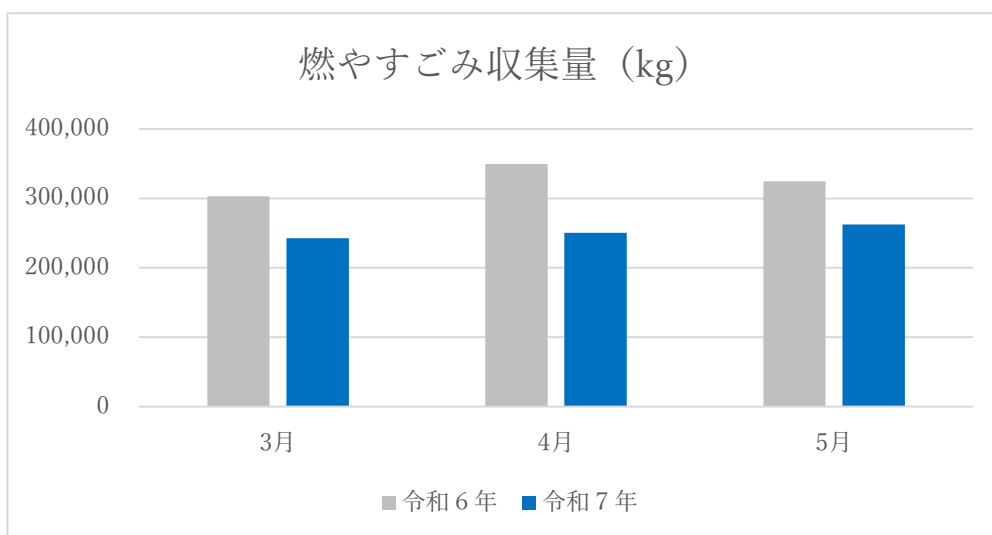
□ 生ごみの収集量 (kg)

3月	4月	5月
107,750	119,050	118,270

2 燃やすごみ収集状況

□ 収集量（令和7年は燃やすごみ＋生ごみ） (kg)

	3月	4月	5月
令和6年	302,950	349,520	324,640
令和7年	242,680	250,240	262,270
増減	▲60,270	▲99,280	▲62,370
増減率 (%)	▲19.9	▲28.4	▲19.2



3 生ごみ分別に伴う電話及び窓口等の対応

□ 電話、窓口問い合わせ数 (件)

3月	4月	5月
174	21	9

4 試運転報告

期 間：令和7年5月1日から令和7年6月10日

内 容：機器単体、無負荷連動運転、負荷運転

処 理 量：35,030 kg（令和7年5月1日から5月8日までの間の5日分全量）

処 理 期 間：令和7年5月9日から6月9日までの32日間

破除袋機からの排出量：2,030 kg

搬入された生ごみ



破除袋機から出てきた生ごみ



破除袋機からの排出物



生ごみ



発酵槽



紙おむつ等対策に向けた実証実験の実施について

- 1 目 的 紙おむつ等の排出の課題解決に向けた今後の対策の検討材料とする
- 2 対象地区 葉桜地区 約1,500世帯
- 3 期 間 令和7年4月16日（水）から6月27日（金）まで
- 4 内 容

(1)拠点回収ボックスの設置（紙おむつ、衛生ごみ等）

葉桜児童館前緑地及び富士見児童遊園の2ヵ所に拠点ボックスを設置し、週1回の戸別収集では排出が間に合わない紙おむつ及び衛生ごみ等を24時間いつでも排出していただけるようにする。

(2)週1回戸別収集回数の追加（紙おむつのみ）

拠点回収ボックスへ行くことができず、通常の戸別収集では紙おむつの排出が間に合わない世帯を対象に、登録制で紙おむつのみ週1回戸別収集を追加する。

(3)アンケート調査及びヒアリング

紙おむつを排出されている世帯にアンケート調査を実施し、実験を行った感想や意見を募る。また、その中から紙おむつの排出にお困りの世帯を抽出してヒアリングを実施し、さらに詳細な状況を聴取する。

5 収集品目

(1)紙おむつ

紙おむつ、尿漏れパッド、お尻拭きシート

(2)ペット関連

ペットシーツ、ペット用紙おむつ、猫砂、ペットのふん

(3)衛生ごみ

生理用品、嘔吐物

逗子市との協議経緯（3月7日）以降の経緯

日付	内容
3月7日（金）	クリーンセンター再整備に関する特別委員会 ☐ クリーンセンター再整備工事の進捗状況 ☐ 工期延長協議経過報告 共和化工(株)との協議経緯を説明。
3月11日（火）	逗子市資源循環課長と葉山町環境課長電話での打ち合わせ ☐ 逗子市の生ごみ分別収集を開始する協議は、葉山町と共和化工(株)との協議が整わないとできない。 ☐ 現時点での逗子市の金銭的な損害について、議員からの質問に対して議会で答弁している。 ☐ 令和6年度：チラシの用紙購入代 42,000 円、全戸配布代 146,000 円、収集中止に伴う町内会等への通知郵送代 83,000 円 計 271,000 円 ☐ 令和7年度予算：ごみ袋保管倉庫代 200 万円（1年間分のため期間短縮になれば減額）
3月14日（金）	逗子市議会総務常任委員会 ☐ 環境課長、クリーンセンター主査傍聴
3月18日（火）	担当から逗子市に対して、逗子市が議会等に説明、答弁している生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因する金銭的な損害額についての内容、根拠等お知らせ頂ける範囲で、情報共有を依頼。 弁護士相談 ☐ 逗子市の損害に対しての相談

4月4日（金）	逗子市副市長、葉山町副町長面談 ☐ クリーンセンター再整備工事進捗状況 ☐ クリーンセンター再整備工事の協議経過 ☐ 生ごみ分別の状況 ☐ ごみ処理施策の進捗状況 ☐ 生ごみ分別収集に係る説明会開催結果
4月17日（木）	逗子市都市環境部長、葉山町環境部長打合せ ☐ 逗子市副市長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」提出（別添1）
4月23日（水）	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 ☐ クリーンセンター再整備工事の進捗状況と令和7年度の予定等について情報共有
6月3日（火）	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 ☐ クリーンセンター再整備工事の進捗状況と令和7年度の予定等について情報共有
6月13日（金）	逗子市都市環境部長、葉山町環境部長打合せ 逗子市長あて「生ごみの共同資源化処理の開始について（依頼）」を持参（別添2）

葉 セ 第 1 号

令和7年4月17日

逗子市副市長 柏村 淳 様

葉山町副町長 小野 淳

生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について

2025年（令和7年）1月28日付け「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にて貴市より共同処理開始に当たり、3項目の準備が整っている必要があるとの条件をいただいているところです。

その3項目目では、「工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害について整理を行い、その費用負担に関して貴町との合意が出来ていること。」とされています。

本町としましても共同処理の早期開始を望むものであり、早期開始の条件である費用負担については、両市町で円満に解決したいと考えております。先日の貴市副市長と本町副町長との面会の際、令和7年4月4日を協議開始とすると合意したところであり、内容を精査し、速やかに解決をすることが望ましいと考えることからその内容について具体的にお示しいただく必要がございます。

つきましては、貴市において発生した金銭的な損害の内容について、次のとおりご教示をいただきたく、ご配慮賜りますようお願いいたします。

1. チラシのカラー用紙購入代 42,000 円

チラシの内容、購入数量、購入事業者、金額及び支払日のわかる書面

2. 全戸配布業務委託 160,000 円

配布物の内容、配布先、配布方法、配布部数、配布単価等のわかる仕様書、契約書などの書面

3. 収集中止に伴う町内会等への通知郵送代 83,000 円

配布先、配布部数、配布金額のわかる書面

4. ごみ袋保管倉庫代 2,000,000 円

倉庫の貸主、契約期間、契約金額、倉庫の場所等の内容がわかる書面

担当：クリーンセンター 角田

電話：046-876-1153

葉 七 第 3 号

令和 7 年 6 月 13 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

葉山町長 山 梨 崇 仁



生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）

このたびは、貴市との共同処理施設である生ごみ資源化処理施設の建設が遅れ、当初予定していた令和 7 年 3 月からの生ごみ資源化処理が実現出来なかったことに関しましてはお詫び申し上げます。

本町におきましては、当初計画のとおり、3 月から生ごみの分別収集を開始し、3 ヶ月経過したところですが、町民の生ごみ分別は安定化しており町民の努力により、明らかなごみの減量効果も確認されているところでございます。

クリーンセンター再整備工事も 7 月 31 日のしゅん工期限に向け順調に工事が進んでおり、貴市との共同処理施設である、生ごみ資源化処理施設は完成し、建築基準法に基づく仮使用承認を経て、5 月 1 日から試運転性能試験を実施し、6 月 10 日をもちまして、順調に生ごみの資源化処理が出来ていることが確認されました。

引き続き、生ごみ資源化処理施設を運営する職員のトレーニングとして生ごみの処理を継続して参ります。

つきましては、しゅん工検査を経て引き渡しを受けた 8 月からは正式に生ごみ資源化処理施設を供用開始するため、二市一町のごみの広域処理の基本理念である資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指し連携して取り組む施策の一つである生ごみ資源化共同処理の早期の実現のため、必要な予算の確保及び契約手続き及び市民への周知等を行っていただくよう依頼します。

事務担当は、クリーンセンター 角田
TEL : 046-876-1153
FAX : 046-876-1860
E-mail : clean@town.hayama.lg.jp

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画

中間評価

令和7年（2025年）6月

鎌倉市・逗子市・葉山町

目 次

第1章 中間評価の趣旨	1
1 中間評価の目的	1
2 計画の目的及び位置づけ.....	1
第2章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等.....	2
1 ごみ処理の概要	2
(1) ごみの分別区分.....	2
(2) 中間処理施設の整備状況	5
(3) 最終処分場の整備状況.....	6
(4) ごみ処理の流れ.....	7
2 資源物とごみの総排出量の推移.....	10
(1) 鎌倉市	10
(2) 逗子市	11
(3) 葉山町	12
(4) 2市1町	13
3 発生原単位	19
(1) 鎌倉市	19
(2) 逗子市	19
(3) 葉山町	19
4 資源化の状況	20
(1) 鎌倉市	20
(2) 逗子市	20
(3) 葉山町	20
5 ごみ組成	21
(1) 鎌倉市	21
(2) 逗子市	22
(3) 葉山町	23
6 ごみ処理経費	24
(1) 人口1人当たりの処理経費	24
(2) ごみ1t当たりの処理経費	25
7 生ごみ処理容器等の助成状況.....	26

(1) 鎌倉市	26
(2) 逗子市	26
(3) 葉山町	26
第3章 人口及びごみ排出量の目標達成状況.....	27
1 人口の推移	27
(1) 鎌倉市	27
(2) 逗子市	28
(3) 葉山町	29
(4) 2市1町	30
2 目標可燃ごみ量と実績量の比較.....	31
(1) 鎌倉市	31
(2) 逗子市	33
(3) 葉山町	35
(4) 2市1町	37
第4章 ごみの減量・資源化施策の取り組み状況.....	39
1 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策.....	40
(1) 生ごみ	40
(2) 紙類.....	43
2 事業所から排出されるごみの減量・資源化施策.....	44
(1) 生ごみの削減	44
(2) 排出事業者への適正排出の指導等	46
(3) 手数料の見直し.....	47
3 取り組むべきその他の施策.....	48
(1) Refuse の周知・啓発	48
(2) 新たな資源化の検討	49
(3) ごみ処理経費の縮減	50
第5章 ごみ処理施設の整備方針の取り組み状況.....	52
1 焼却施設、中継施設.....	52
2 容器包装プラスチック処理施設.....	53
3 生ごみ資源化施設.....	54
4 ごみ処理の連携	55
第6章 まとめ	56

1	各施策の実施状況.....	56
2	可燃ごみ総排出量の削減状況.....	57
3	ごみ処理施設の整備及び連携の取り組み状況.....	57

第1章 中間評価の趣旨

1 中間評価の目的

鎌倉市、逗子市及び葉山町（以下「2市1町」という。）は、平成28年（2016年）5月に、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、同年7月には2市1町におけるごみ処理広域化に関する「覚書」を締結してごみ処理の広域連携の検討を進め、令和2年（2020年）8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定しました。

実施計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間としており、第Ⅰ期が令和6年度（2024年度）で最終年度となることから、本中間評価は計画に掲げた各施策の取り組み状況を評価するとともに、第Ⅱ期（令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで）の計画の推進に生かすことを目的とします。

2 計画の目的及び位置づけ

実施計画は、国及び神奈川県 の考えに基づき、2市1町における今後のごみ処理の広域的な取組についての基本的な方向性を示すために策定したものです。

実施計画の位置づけは、図1に示すとおりです。

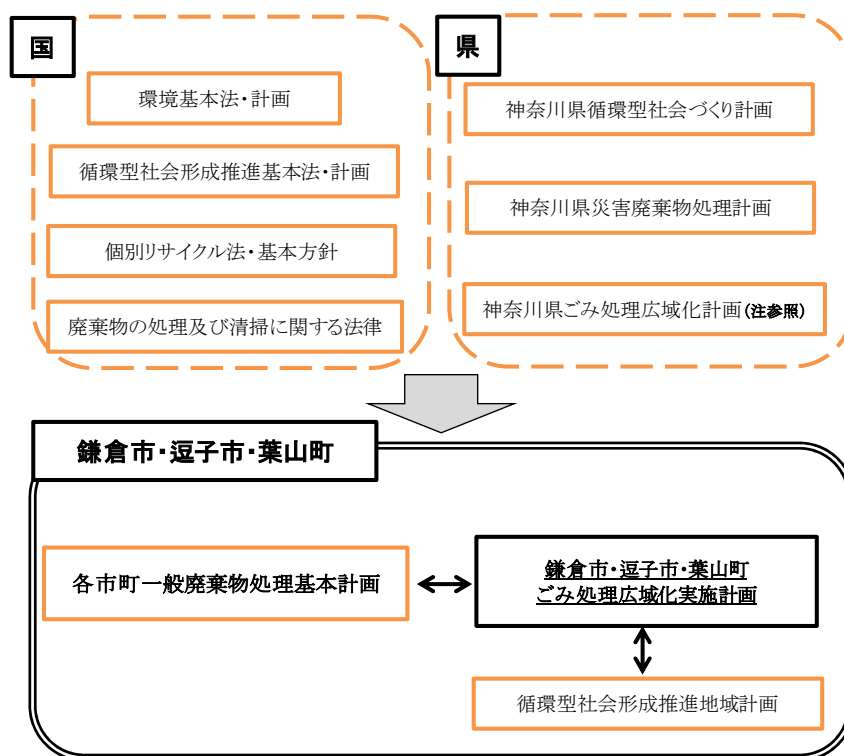


図1 実施計画の位置づけ

（注）ごみ処理広域化の取組は、神奈川県ごみ処理広域化計画における取組を引き継ぎ、「神奈川県循環型社会づくり計画」に位置づけて推進しています。

第2章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等

1 ごみ処理の概要

2市1町のごみ処理の概要は、次に示すとおりです。

(1) ごみの分別区分

ア 鎌倉市

鎌倉市のごみの分別区分は、表2.1に示すとおりです。

鎌倉市は、家庭系ごみの収集を全て委託化しました。また、ごみ処理体制の変更に伴い、令和6年(2024年)10月から粗大ごみ等については、原則全量を戸別に収集する制度に切り替えました。

表2.1 鎌倉市のごみの分別区分

広域化実施計画策定時(令和2年(2020年)8月)					
分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法
家庭系	収集	燃やすごみ	直営・委託	週2回	有料袋(指定収集袋)
		燃えないごみ	直営・委託	月1回	有料袋(指定収集袋)
		容器包装プラスチック	委託	週1回	透明・半透明袋
		製品プラスチック	直営・委託	月1回	透明・半透明袋
		ミックスペーパー	委託	週1回	紙袋
		紙パック	委託	週1回	結束
		新聞紙	委託	週1回	結束
		雑誌・古本	委託	週1回	結束
		ボール紙・クラフト紙	委託	週1回	結束・紙袋(ボール紙のみ)
		段ボール	委託	週1回	結束
		布類	委託	週1回	透明・半透明袋
		植木剪定材	直営・委託	週1回	透明・半透明袋、結束
		ペットボトル	直営・委託	週1回	透明・半透明袋
		飲食用カン・ビン	委託	週1回	コンテナ
		危険・有害ごみ	直営・委託	月1回	透明・半透明袋、紙包
		使用済み食用油	直営・委託	月1回	ペットボトル
		粗大ごみ・臨時ごみ	直営	自ら運搬又は戸別収集(予約制)	随時
事業系		燃やすごみ	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託	随時	—
		紙類			
		植木剪定材			
		布類			



令和7年(2025年)3月31日時点					
分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法
家庭系	収集	燃やすごみ	委託	週2回	有料袋(指定収集袋)
		燃えないごみ	委託	月1回	有料袋(指定収集袋)
		容器包装プラスチック	委託	週1回	透明・半透明袋
		製品プラスチック	委託	月1回	透明・半透明袋
		ミックスペーパー	委託	週1回	紙袋
		紙パック	委託	週1回	結束
		新聞紙	委託	週1回	結束
		雑誌・古本	委託	週1回	結束
		ボール紙・クラフト紙	委託	週1回	結束・紙袋(ボール紙のみ)
		段ボール	委託	週1回	結束
		布類	委託	週1回	透明・半透明袋
		植木剪定材	委託	週1回	透明・半透明袋、結束
		ペットボトル	委託	週1回	透明・半透明袋
		飲食用カン・ビン	委託	週1回	コンテナ
		危険・有害ごみ	委託	月1回	透明・半透明袋、紙包
		使用済み食用油	委託	月1回	ペットボトル
		粗大ごみ	委託	戸別収集(予約制)	随時
事業系		燃やすごみ	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託	随時	—
		紙類			
		植木剪定材			
		布類			

※ は変更箇所

イ 逗子市

逗子市のごみの分別区分は、表 2.2 に示すとおりです。

逗子市は、実施計画策定時から分別区分等に変更ありません。

表 2.2 逗子市のごみの分別区分

令和 7 年(2025年) 3 月 31 日時点

令和7年(2025年)3月31日時点

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系	収集	燃やすごみ	直営・委託	ステーション	週 2 回	指定袋 (有料)
		不燃ごみ	委託		週 1 回	指定袋 (有料)
		危険有害ごみ	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋
		ペットボトル	委託		週 1 回	透明・半透明袋
		容器包装プラスチック	直営・委託		週 1 回	透明・半透明袋
		あきびん	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋
		草・葉・植木ごみ	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋
		小型家電	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋
		粗大ごみ	直営		戸別	随時
	集団回収	新聞	登録業者	ステーション	週 1 回 (地区により異なる場合 有)	結束
		雑誌				結束
		段ボール				結束
		飲料用紙パック				結束
		ミックスペーパー				紙袋
		布類				透明・半透明袋
		アルミ缶				透明・半透明袋
		スチール缶				透明・半透明袋
		家庭金物				透明・半透明袋
	拠点回収	廃インクカートリッジ	直営	拠点	随時	回収ボックス
		廃蛍光灯	委託			
		水銀式体温計				
		廃食用油				
		あきびん				
		乾電池・小型充電式電池 C D ・ D V D 類				
	事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託			随時	—

ウ 葉山町

葉山町のごみの分別区分は、表 2.3 に示すとおりです。

葉山町は令和 7 年（2025 年）3 月からの家庭系生ごみの分別収集開始に伴い、燃やすごみの収集回数変更及び分別区分に生ごみが追加されています。

その他、スプレー缶・ガスボンベ及びライターが分別区分として増え、燃やすごみ、生ごみ、容器包装プラスチックが一部委託収集となっています。

表 2.3 葉山町のごみの分別区分

広域化実施計画策定時(令和2年(2020年)8月)						
分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系	収集	燃やすごみ	直営	戸別	週2回	透明・半透明の袋
		容器包装プラスチック	直営		週1回	透明・半透明の袋
		プラスチックごみ	直営		月1回	透明・半透明の袋
		ペットボトル	委託	ステーション	月2回	コンテナに入れる
		透明びん	委託		月2回	コンテナに入れる
		茶色びん	委託		月2回	コンテナに入れる
		その他の色のビン	委託		月2回	コンテナに入れる
		白色トレイ	委託		月2回	コンテナに入れる
		廃食油	委託		月2回	フタ付き容器に入れる
		埋立ごみ	委託		月1回	コンテナに入れる
		小型電気製品	委託		月1回	コンテナに入れる
		乾電池	委託		月1回	コンテナに入れる
		蛍光管・電球	委託		月1回	コンテナに入れる
		草木類	直営		週1回	透明・半透明の袋
		粗大ごみ	直営	戸別/直接搬入	随時申込/搬入	—
	集団回収	新聞、雑誌、ダンボール	登録業者	ステーション	週1回	コンテナに入れる
		紙パック				
		ミックスペーパー				
		アルミ缶・スチール缶				
金属製調理器具						
その他金属類						
古布・衣類						
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託			随時	—	



令和 7 年(2025年) 3 月 31 日時点						
分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系	収集	燃やすごみ	直営・委託	戸別	週 1 回	透明・半透明の袋
		生ごみ	直営・委託		週 2 回	透明・半透明の袋
		容器包装プラスチック	直営・委託		週 1 回	透明・半透明の袋
		プラスチックごみ	直営	ステーション	月 1 回	透明・半透明の袋
		ペットボトル	委託		月 2 回	コンテナに入れる
		透明びん	委託		月 2 回	コンテナに入れる
		茶色びん	委託		月 2 回	コンテナに入れる
		その他の色のビン	委託		月 2 回	コンテナに入れる
		白色トレイ	委託		月 2 回	コンテナに入れる
		廃食油	委託		月 2 回	フタ付き容器に入れる
		埋立ごみ	委託		月 1 回	コンテナに入れる
		小型電気製品	委託		月 1 回	コンテナに入れる
		乾電池	委託		月 1 回	コンテナに入れる
		蛍光管・電球	委託		月 1 回	コンテナに入れる
		スプレー缶・カセットボンベ	委託		月 1 回	コンテナに入れる
		ライター	委託		月 1 回	コンテナに入れる
		草木類	直営		週 1 回	透明・半透明の袋
		粗大ごみ	直営	戸別/直接搬入	随時申込/搬入	—
	集団回収	新聞、雑誌、ダンボール	登録業者	ステーション	週 1 回	コンテナに入れる
		紙パック				
		ミックスペーパー				
		アルミ缶・スチール缶				
		金属製調理器具				
		その他金属類				
古布・衣類						
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託			随時	—	

※ は変更箇所

(2) 中間処理施設の整備状況

2市1町の中間処理施設の設置状況は、表2.4に示すとおりです。また、中間処理施設の位置は、図2.1に示すとおりです。

表2.4 中間処理施設の整備状況

		広域化実施計画策定時（令和2年（2020年）8月）					
		鎌倉市		逗子市		葉山町	
		規模(t/日)	稼働開始年度	規模(t/日)	稼働開始年度	規模(t/日)	稼働開始年度
焼却施設		150	S57.2	140	S56.11	40(※2)	S52.4(※2)
粗大ごみ 処理施設	破碎施設	100(※1)	S57.2	－	－	－	－
	圧縮施設	20(※1)	S57.2	－	－	－	－
	併用施設	－	－	30	S54.6	10	S53.4
資源化施設	カン・ビン	20	H9.4	－	－	－	－
	ミックスペーパー	20	H9.4	－	－	－	－
	ペットボトル	－	－	1.25	H11.11	－	－
	容器包装プラスチック	－	－	16.8	R2.4	－	－
	植木剪定枝	－	－	3.75	H22.9	－	－

(※1) 鎌倉市の破碎施設及び圧縮施設の規模は名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの合計規模

(※2) 葉山町の焼却施設は、平成22年（2010年）に焼却を停止



		令和7年(2025年)3月31日時点					
		鎌倉市		逗子市		葉山町	
		規模(t/日)	稼働開始年度	規模(t/日)	稼働開始年度	規模(t/日)	稼働開始年度
焼却施設		廃止(※1)	－	140	S56.11	廃止(※2)	－
粗大ごみ 処理施設	破碎施設	50(※1)	S55.3(※1)	－	－	－	－
	圧縮施設	10(※1)	S55.3(※1)	－	－	－	－
	併用施設	－	－	30	S54.6	廃止(※2)	－
資源化施設	カン・ビン	20	H9.4	－	－	－	－
	ミックスペーパー	20	H9.4	－	－	－	－
	ペットボトル	－	－	1.25	H11.11	－	－
	容器包装プラスチック	－	－	16.8	R2.4	－	－
	植木剪定枝	－	－	稼働停止(※3)	－	－	－
生ごみ		－	－	－	－	10	(※4)

(※1) 令和7年（2025年）3月名越クリーンセンターの廃止に伴い、今泉クリーンセンターの規模及び稼働開始年度を記載

(※2) 葉山町の焼却施設、粗大ごみ処理施設は令和4年度（2022年度）に廃止

(※3) 平成30年（2018年）1月から稼働停止

(※4) 葉山町の生ごみ資源化処理施設は現在建設中

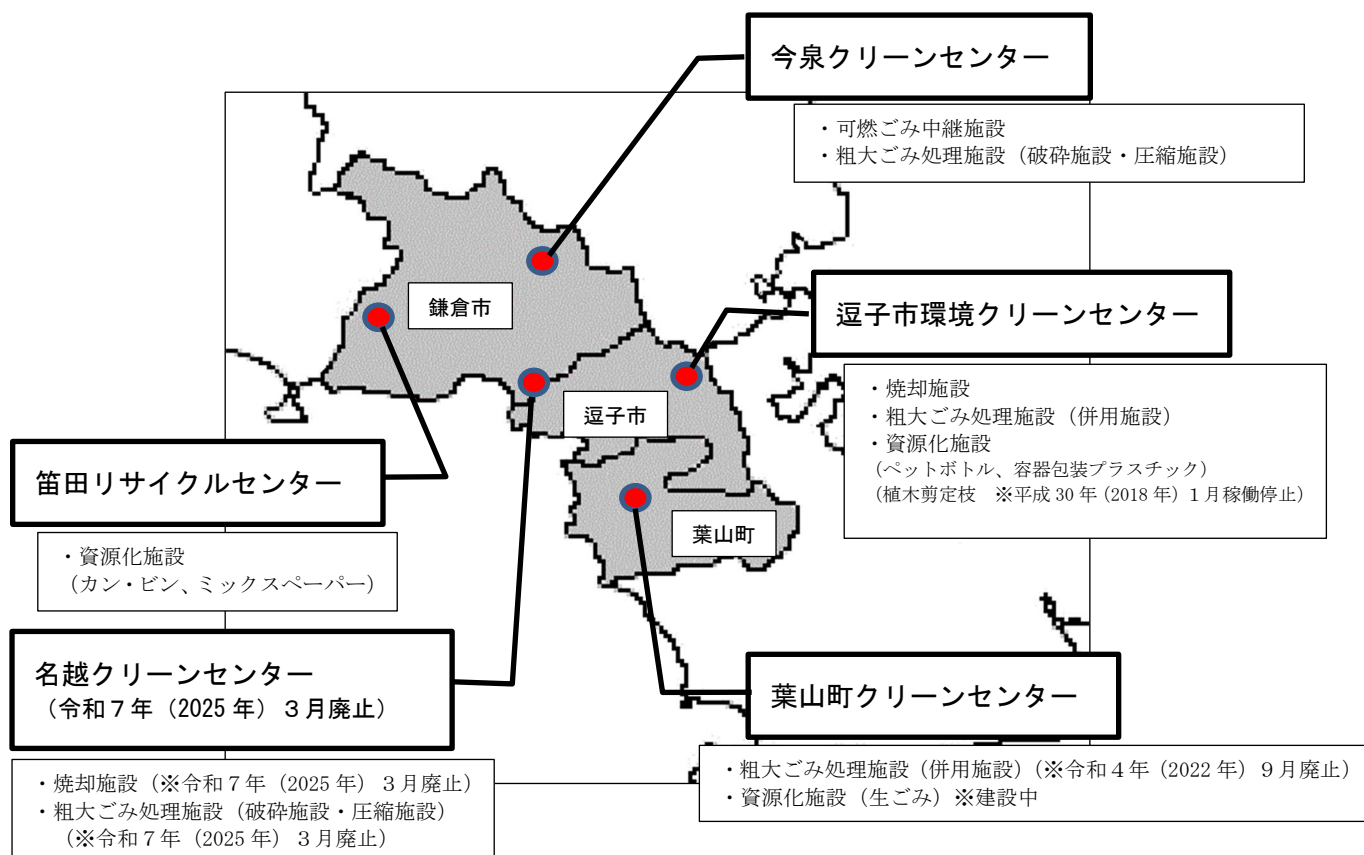


図 2.1 2 市 1 町の間処理施設の位置図

（3）最終処分場の整備状況

最終処分場の整備状況は、表 2.5 に示すとおりで、逗子市のみが最終処分場を整備していますが、最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、焼却残さの処理については、平成 26 年度（2014 年度）から市外の民間事業者へ委託しています。

なお、鎌倉市及び葉山町は埋立可能な最終処分場を設置せず、焼却残さの処理は、市外の民間事業者へ委託しています。

なお、実施計画策定時からの変更はありません。

表 2.5 最終処分場の整備状況

	埋立開始	埋立地面積 (m ²)	埋立地容量 (m ³)
逗子市	平成5年(1993年)6月	7,950	55,892

(4) ごみ処理の流れ

ア 鎌倉市

鎌倉市のごみ処理の流れは、図 2.2 に示すとおりです。

令和 7 年（2025 年）1 月に名越クリーンセンターでの焼却を停止し、家庭系燃やすごみは逗子市既存焼却施設を中心に、他自治体及び民間事業者にて処理しています。粗大ごみは、令和 6 年（2024 年）10 月から民間事業者にて選別及び処理等を行っています。

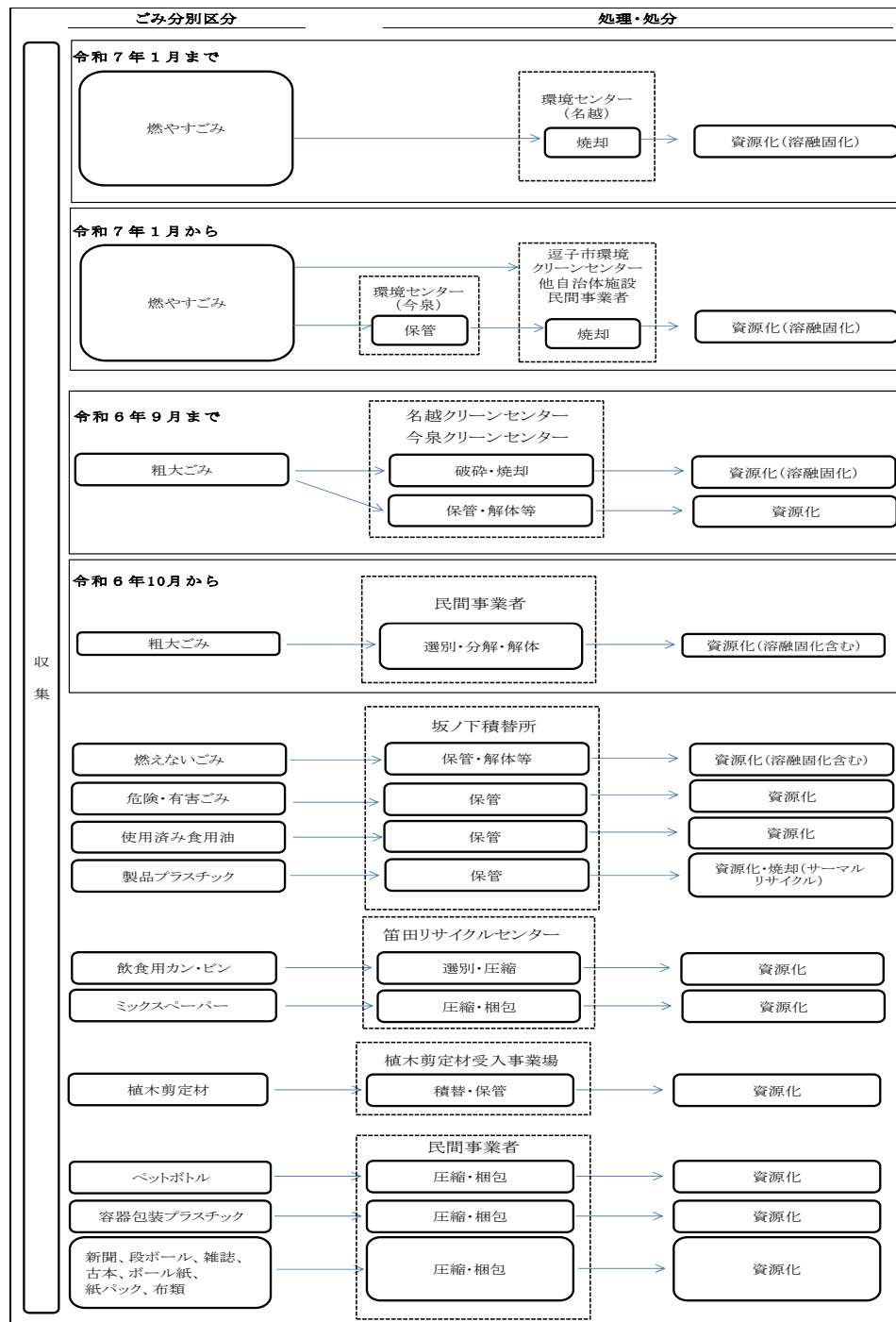


図 2.2 鎌倉市のごみ処理の流れ

イ 逗子市

逗子市のごみ処理の流れは、図 2.3 に示すとおりです。

焼却残渣の資源化を焼成及び溶融固化で行っていましたが、令和 6 年（2024 年）4 月から溶融固化により資源化を行っています。

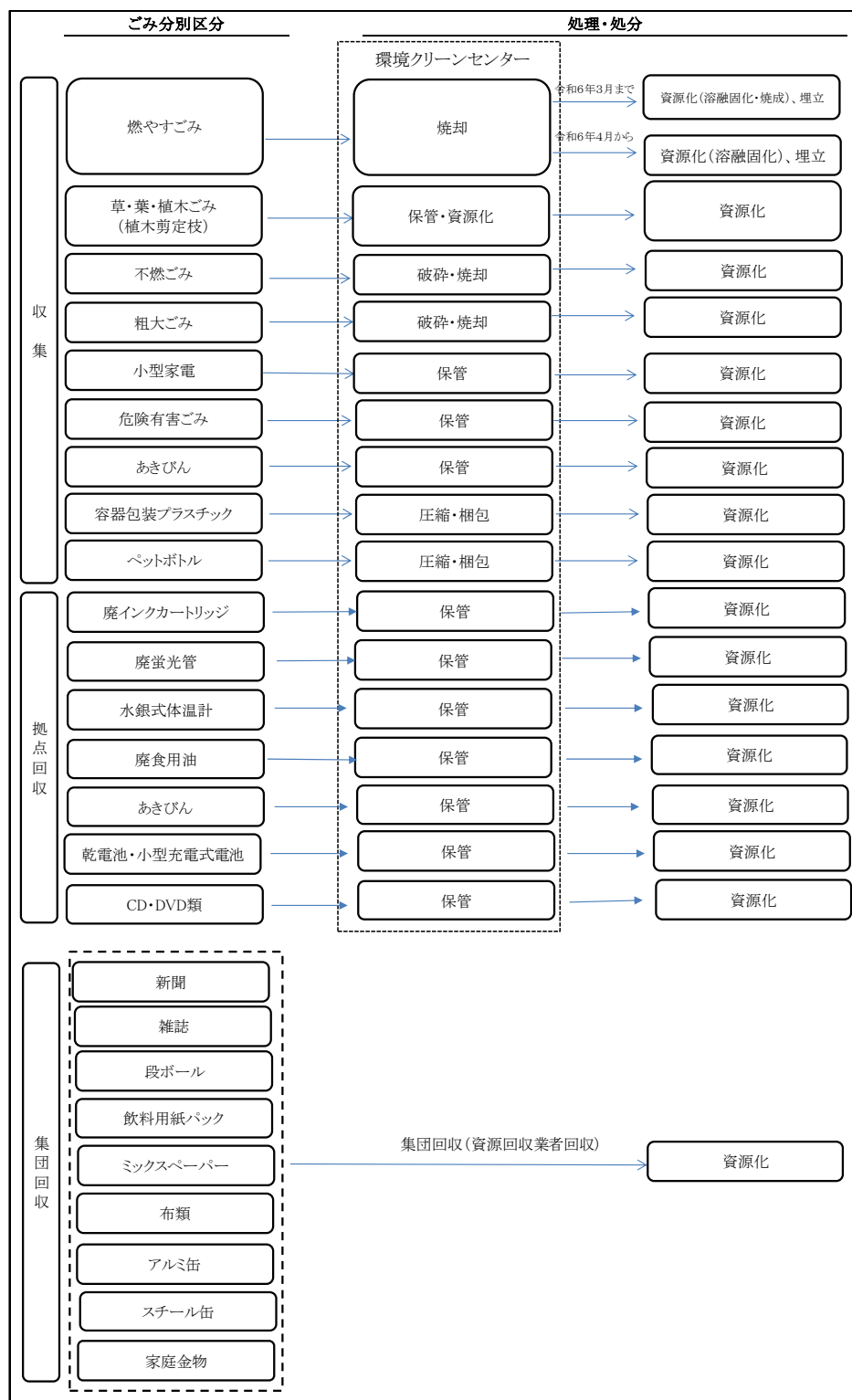


図 2.3 逗子市のごみ処理の流れ

ウ 葉山町

葉山町のごみ処理の流れは、図 2.4 に示すとおりです。

燃やすごみは平成 30 年度（2018 年度）から、容器包装プラスチックは令和 2 年度（2020 年度）から逗子市で処理を行っています。

また、生ごみの分別収集を令和 7 年（2025 年）3 月から開始しています。

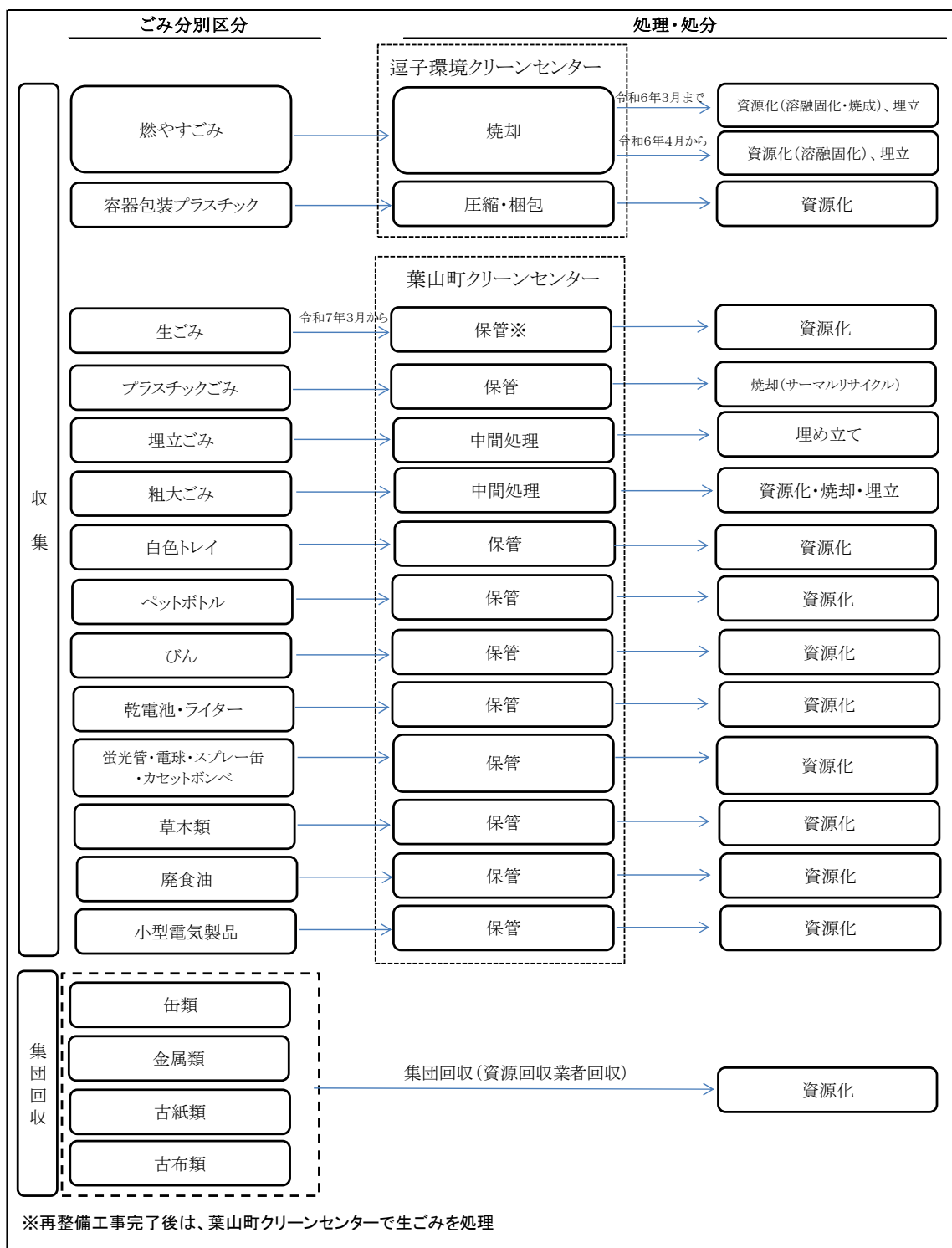


図 2.4 葉山町のごみ処理の流れ

2 資源物とごみの総排出量の推移

平成 24 年度(2012 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの資源物とごみの総排出量の推移及び各市町の資源物とごみの総排出量の内訳は、次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移は、表 2.6、図 2.5 及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ

鎌倉市の資源物とごみの総排出量全体は、減少傾向にあります。

家庭系資源物とごみは、平成 27 年(2015 年) 4 月に燃やすごみと燃えないごみの有料化を実施したことにより、排出量が大幅に減少しました。コロナ禍の影響で、令和 2 年度(2020 年度)には前年度比で約 5,000 t 増加しましたが、令和 5 年度(2023 年度)にはコロナ禍以前よりも減少しています。

イ 事業系資源物とごみ

事業系資源物とごみは、平成 25 年(2013 年) 1 月からごみ投入検査機を導入(今泉クリーンセンター中継機能の継続利用に伴い、令和 6 年(2024 年) 10 月に撤去)するとともに、平成 28 年(2016 年) 7 月から廃棄物発生抑制等啓発指導員を配置して、排出事業者及び搬入事業者に対して指導を行うことにより大幅に減少しました。令和元年度(2019 年度)以降はコロナ禍の影響に加え、令和 5 年(2023 年) 4 月に事業系植木剪定材の処理手数料を値上げしたことで減少し、令和 5 年度(2023 年度)には過去 12 年間で最少の排出量となりました。

表 2.6 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

(t/年)						
年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	48,797	48,779	49,647	46,471	47,831	42,943
事業系資源物と ごみ(持込み)	18,706	17,225	17,275	17,198	17,577	16,803
合計	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746

(t/年)						
年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	41,962	40,172	45,273	43,268	41,208	40,274
事業系資源物と ごみ(持込み)	16,661	17,951	15,198	15,325	15,571	13,620
合計	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894

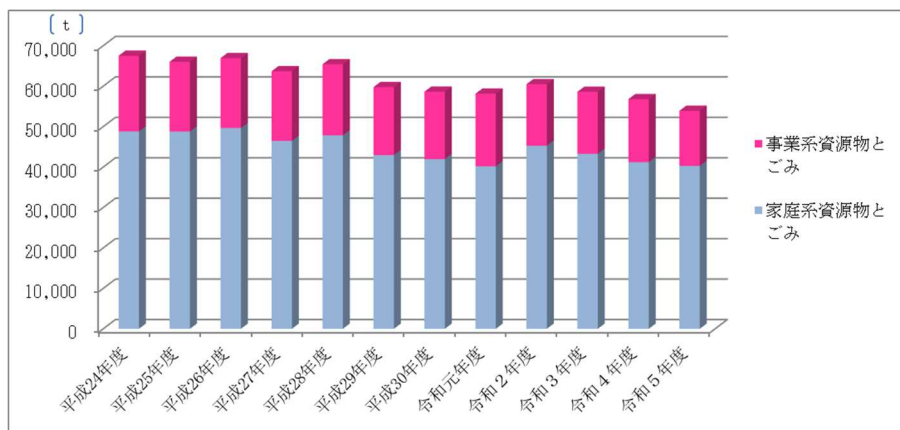


図 2.5 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

(2) 逗子市

逗子市の資源物とごみの総排出量の推移は、表 2.7、図 2.6 及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

家庭系資源物とごみ(収集)は、平成 27 年(2015 年)10 月に家庭ごみ処理(燃やすごみ及び不燃ごみ)の有料化と分別区分の細分化を行い、平成 28 年度(2016 年度)は平成 26 年度(2014 年度)に比べ約 2,700 t (20.0%) 減少しました。

その後、減少した状況が続いていましたが、コロナ禍の影響で令和 2 年度(2020 年度)には一時的に排出量が増加しました。令和 3 年度(2021 年度)以降は減少傾向となっています。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成 27 年(2015 年)10 月から家庭ごみ処理の有料化と分別区分の細分化に伴い、資源物分別の徹底が進み、増加傾向に転じました。令和 2 年度(2020 年度)には、コロナ禍の影響を受け排出量が増加しましたが、令和 3 年度(2021 年度)以降は紙類の総排出量が減少傾向となっています。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ(持込み)は、横ばいが続いていましたが、令和 2 年度(2020 年度)以降は、コロナ禍の影響により減少傾向にあります。令和 5 年度(2023 年度)は、過去 12 年間で最少の排出量となりました。

表 2.7 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

(t/年)						
年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652
家庭系資源物 (集団回収)	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392
事業系資源物と ごみ(持込み)	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574
合計	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618

(t/年)						
年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	10,547	10,925	11,314	10,921	10,620	10,129
家庭系資源物 (集団回収)	3,190	3,153	3,284	3,115	2,931	2,754
事業系資源物と ごみ(持込み)	4,478	4,460	4,052	4,176	4,114	3,782
合計	18,215	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665

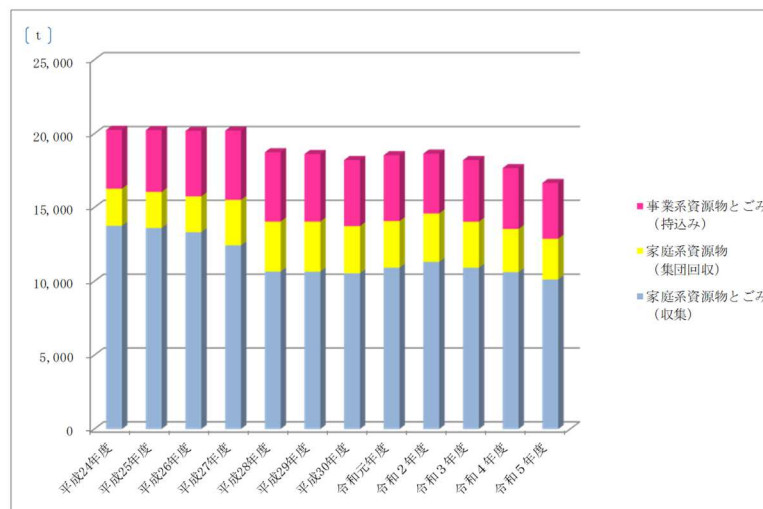


図 2.6 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

(3) 葉山町

葉山町の資源物とごみの総排出量の推移は、表 2.8、図 2.7 及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

葉山町では、平成 26 年(2014 年) 6 月から実施した戸別収集と資源ステーション回収により、家庭系資源物とごみ(収集)は約 2,300 t 減少し、その後は横ばいが続いておりましたが、令和元年度(2019 年度)は前年度に比べ 433 t 増加し、さらに令和 2 年度(2020 年度)には 237 t の増加となりました。

この背景には、新型コロナウイルスの影響により、外出自粛やテレワークの普及により、一時的に増加したことが考えられます。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成 26 年(2014 年) 6 月から紙類、金属類、布類の集団回収を始めて以来、横ばいが続いています。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ(持込み)は、大きな変動がなく横ばいが続いていましたが、令和元年度(2019 年度)及び令和 2 年度(2020 年度)に新型コロナウイルスの影響により家庭系資源物とごみ(収集)が増加した一方、若干減少となっています。

表 2.8 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	9,970	9,677	7,408	7,120	7,008	7,071
家庭系資源物 (集団回収)	394	552	1,705	1,879	1,818	1,799
事業系資源物と ごみ(持込み)	2,576	2,329	2,604	2,586	2,586	2,587
合計	12,940	12,558	11,717	11,585	11,412	11,457

年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	6,924	7,357	7,594	7,021	6,709	6,440
家庭系資源物 (集団回収)	1,753	1,806	1,822	1,726	1,648	1,620
事業系資源物と ごみ(持込み)	2,336	2,291	1,995	2,005	2,278	2,112
合計	11,013	11,454	11,411	10,752	10,635	10,172

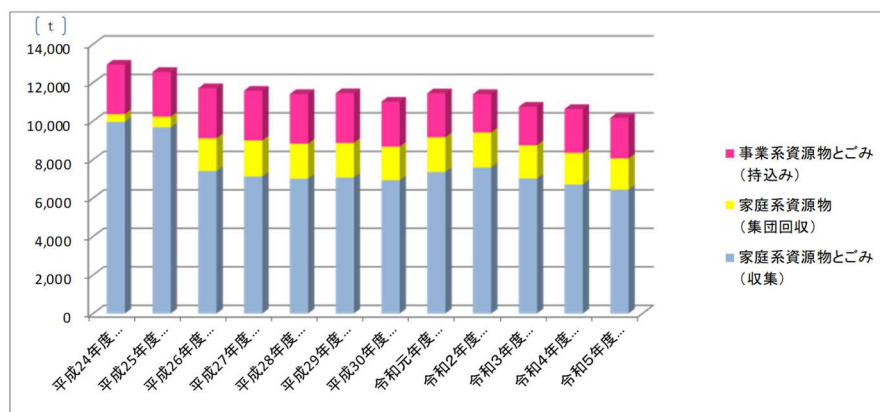


図 2.7 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

(4) 2市1町

2市1町のごみ排出量の推移は、表 2.9、図 2.8 及び次に示すとおりです。

家庭系資源物とごみ及び事業系資源物とごみは、コロナ禍の影響で一時的な変動はありましたが、各市町とも減少傾向にあります。

集団回収は、平成 26 年度（2014 年度）以降増加傾向にありましたが、令和 2 年度（2020 年度）以降減少傾向に転じています。

また、2市1町全体の資源物とごみの総排出量に占める各市町の割合は、表 2.10、図 2.9 に示すとおりで、おおそ鎌倉市 7 割、逗子市 2 割、葉山町 1 割となっています。

なお、各市町の資源物とごみの総排出量の内訳は、表 2.11 から表 2.13、2市1町全体の資源物のごみの総排出量の内訳は、表 2.14 に示すとおりです。

表 2.9 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

(t/年)						
年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	72,533	72,067	70,383	66,023	65,496	60,666
家庭系資源物 (集団回収)	2,898	2,995	4,131	4,958	5,208	5,191
事業系資源物と ごみ(持込み)	25,267	23,739	24,313	24,481	24,857	23,964
合計	100,698	98,801	98,827	95,462	95,561	89,821

(t/年)						
年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	59,433	58,454	64,181	61,210	58,537	56,843
家庭系資源物 (集団回収)	4,943	4,959	5,106	4,841	4,579	4,374
事業系資源物と ごみ(持込み)	23,475	24,702	21,245	21,506	21,963	19,514
合計	87,851	88,115	90,532	87,557	85,079	80,731

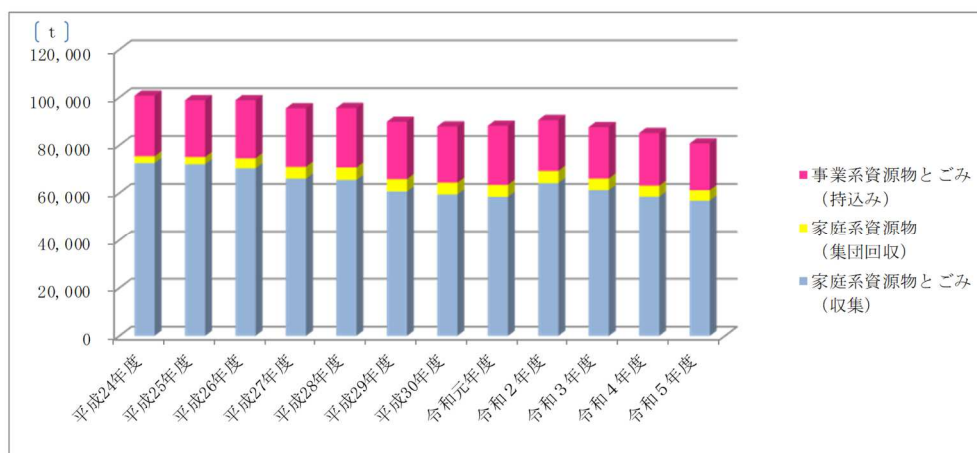


図 2.8 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

表 2.10 2市1町の資源物とごみの総排出量に占める各市町の割合の推移

(t/年)						
年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市 (割合%)	67,503 (67.0)	66,004 (66.8)	66,922 (67.7)	63,669 (66.7)	65,408 (68.4)	59,746 (66.5)
逗子市 (割合%)	20,255 (20.1)	20,239 (20.5)	20,188 (20.4)	20,208 (21.2)	18,741 (19.6)	18,618 (20.7)
葉山町 (割合%)	12,940 (12.9)	12,558 (12.7)	11,717 (11.9)	11,585 (12.1)	11,412 (11.9)	11,457 (12.8)
合計 (割合%)	100,698 (100.0)	98,801 (100.0)	98,827 (100.0)	95,462 (100.0)	95,561 (100.0)	89,821 (100.0)

(t/年)						
年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市 (割合%)	58,623 (66.7)	58,123 (66.0)	60,471 (66.8)	58,593 (66.9)	56,779 (66.7)	53,894 (66.8)
逗子市 (割合%)	18,215 (20.7)	18,538 (21.0)	18,650 (20.6)	18,212 (20.8)	17,665 (20.8)	16,665 (20.6)
葉山町 (割合%)	11,013 (12.5)	11,454 (13.0)	11,411 (12.6)	10,752 (12.3)	10,635 (12.5)	10,172 (12.6)
合計 (割合%)	87,851 (100.0)	88,115 (100.0)	90,532 (100.0)	87,557 (100.0)	85,079 (100.0)	80,731 (100.0)

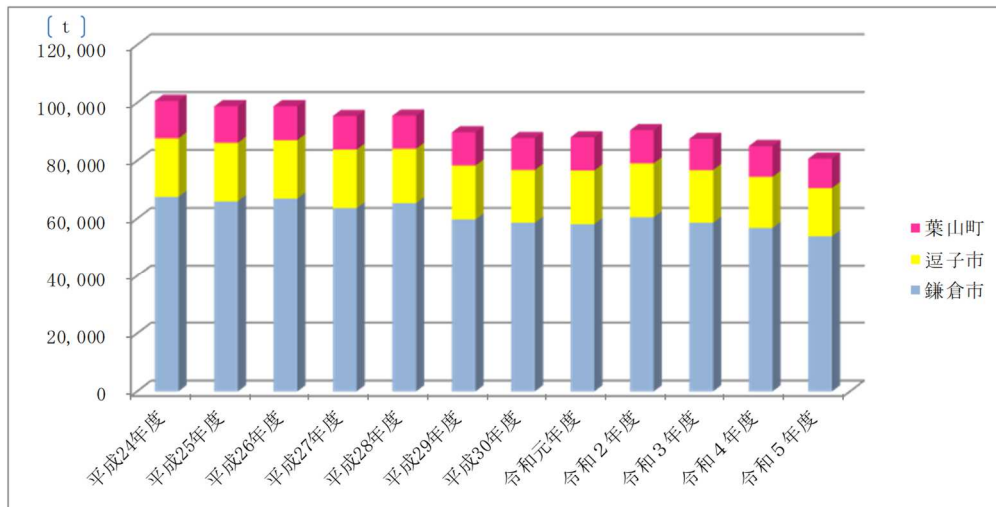


図 2.9 2市1町の資源物とごみの総排出量に占める各市町の排出量の推移

表 2.11 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の内訳

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画収集人口 (人)	174,162	173,523	173,530	173,019	172,337	172,284	172,306	172,262	172,710	172,772	172,428	171,600
燃やすごみ (家庭系)	24,164	23,919	24,191	20,092	19,866	19,570	18,710	19,197	20,002	19,733	19,340	18,606
製品プラスチック等	0	0	13	83	91	247	292	256	394	355	339	346
植木剪定枝材	5,162	5,004	5,083	5,241	5,344	5,288	5,024	2,185	5,483	4,889	4,923	4,645
不燃ごみ	1,371	1,411	1,712	925	1,013	1,016	1,062	1,124	1,279	1,164	1,087	1,042
蛍光管・乾電池	57	54	57	50	49	49	49	54	51	50	47	48
粗大ごみ	554	575	559	531	635	586	566	726	701	727	590	595
ペットボトル	511	514	503	505	504	511	543	606	566	578	576	590
容器包装プラスチック	2,163	2,178	2,188	2,501	2,501	2,472	2,691	2,652	2,858	2,840	2,772	2,675
飲料用びん	1,655	1,671	1,668	1,632	1,605	1,570	1,528	1,519	1,639	1,585	1,513	1,434
飲料用かん	440	430	411	391	380	374	370	367	407	393	372	350
使用済み食用油	38	38	39	44	45	47	46	35	51	51	46	45
紙類	10,166	10,034	9,836	9,588	9,219	8,935	8,612	8,391	8,401	7,932	7,692	7,135
布類	990	979	1,056	1,020	1,001	1,042	1,039	1,074	1,181	1,074	1,002	946
燃やすごみ (事業系)	12,121	10,777	10,808	10,892	10,811	10,098	9,508	9,357	7,830	6,209	1,807	1,453
資源物 (事業系)										1,798	5,998	6,313
小計	59,392	57,584	58,124	53,495	53,064	51,805	50,040	47,543	50,843	49,378	48,104	46,223
燃やすごみ (家庭系)	476	918	1,459	3,167	4,868	520	1,144	704	1,614	1,397	447	1,368
燃やすごみ (事業系)	880	736	653	558	520	440	454	432	291	377	363	371
植木剪定枝 (材) (事業系)	5,705	5,712	5,814	5,748	6,246	6,265	6,231	8,139	7,077	6,941	7,403	5,483
不燃ごみ	99	107	102	97	82	68	81	370	73	75	72	66
資源ごみ他	951	947	770	604	628	648	673	935	573	425	390	383
小計	8,111	8,420	8,798	10,174	12,344	7,941	8,583	10,580	9,628	9,215	8,675	7,671
合計	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894

※現行計画の表3.12では燃やすごみ (事業系) を全て直接搬入量として記載していますが、県への報告値と統一し、一部を計画収集量に整理し直しました。

表 2.12 逗子市の資源物とごみの総排出量の内訳

		(t/年)											
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
収 集	計画収集人口 (人)	60,983	60,859	60,729	60,425	60,556	60,439	60,125	59,936	60,060	60,006	59,609	59,019
	燃やすごみ	10,424	10,253	10,017	8,992	7,048	6,995	6,947	7,095	7,320	7,212	6,998	6,734
	植木剪定枝		0	0	471	1,447	1,444	1,375	1,550	1,493	1,317	1,337	1,209
	不燃ごみ	528	530	531	517	193	201	210	224	253	227	208	200
	小型家電	0	0	0	53	94	104	105	117	139	126	115	103
	危険有害ごみ	0	0	0	14	32	31	31	31	33	32	31	30
	粗大ごみ	321	348	332	312	163	170	181	193	237	238	227	200
	ペットボトル	206	202	194	189	186	188	197	197	203	216	217	212
	容器包装プラスチック	762	765	755	845	882	903	915	925	973	936	896	857
	あきかん・あきびん	808	813	785	654	0	0	0	0	0	0	0	0
	乾電池	9	6	10	1	2	2	537	515	512	549	497	482
	廃食用油	1	2	2	3	3	3	4	4	4	5	5	3
	ビデオテープ・CD	5	4	4	7	6	6	4	4	5	6	6	4
	紙類	641	631	640	329	66	66	59	59	61	73	67	72
	布類	61	57	58	33	0	0	0	0	0	0	0	0
	スチール缶	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	3	2
小計		13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652	10,547	10,925	11,314	10,921	10,620	10,129
直 接 搬 入	燃やすごみ	3,644	3,843	4,098	3,179	3,289	3,306	3,207	2,967	2,635	2,798	2,784	2,583
	植木剪定枝	0	0	0	1,133	1,011	920	874	1,021	931	924	902	794
	不燃ごみ	16	19	9	9	13	11	21	44	7	17	14	5
	小型家電	0	0	0	0	3	2	2	1	0	0	0	0
	粗大ごみ	324	322	326	375	378	335	374	427	479	437	414	400
	あきかん・あきびん	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574	4,478	4,460	4,052	4,176	4,114	3,782
	新聞	498	482	427	450	457	417	347	310	241	261	229	198
	雑誌	821	786	785	892	901	897	856	810	862	776	728	672
	段ボール	573	575	592	725	797	855	824	817	925	923	871	837
	紙パック	15	15	15	16	16	15	12	9	10	11	10	10
	ミックスペーパー	430	424	442	663	763	743	713	744	744	680	653	615
	布類	167	161	165	237	257	258	246	270	294	257	233	226
	スチール缶	0	0	0	35	68	64	60	58	62	59	58	55
	アルミ缶	0	0	0	45	91	97	94	93	97	100	98	99
	家庭廃物	0	0	0	16	40	46	38	42	49	48	51	42
小計		2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153	3,284	3,115	2,931	2,754
合計		20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618	18,215	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665

表 2.13 葉山町の資源物とごみの総排出量の内訳

		(t/年)											
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画収集人口 (人)		32,813	32,545	32,478	32,096	32,109	31,964	31,858	31,683	31,665	31,667	31,431	31,118
収 集	燃やすごみ	5,230	5,218	4,201	3,977	3,922	4,015	3,951	4,098	4,313	4,118	3,995	3,875
	プラスチックごみ	631	615	253	223	169	201	196	207	236	202	181	190
	植木剪定枝	1,046	1,020	932	1,052	1,171	1,156	1,096	1,242	1,251	1,078	1,113	996
	不燃ごみ	760	672	377	248	105	132	135	133	157	110	72	68
	粗大ごみ	82	88	100	83	75	83	91	98	118	27	0	0
	ペットボトル	85	86	89	90	92	92	97	98	100	102	100	97
	容器包装プラスチック	355	441	555	568	577	590	580	575	615	604	584	555
	ガラスびん	57	76	202	352	315	321	294	304	336	333	305	312
	乾電池	3	0	6	14	11	10	10	11	11	11	9	10
	廃食油		1	7	9	10	10	9	10	13	11	9	8
	紙類	626	468	187	0	0	0	0					
	白色トレイ	1	1	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	ミックスペーパー	432	432	104	16	15	14	12	13	10	7	1	1
直 接 搬 入	紙パック	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ガラス・陶磁器										48	65	62
	小計	9,315	9,123	7,018	6,637	6,467	6,628	6,475	6,793	7,164	6,655	6,438	6,178
	燃やすごみ(事業系)	1,475	1,388	1,708	1,849	1,846	1,844	1,635	1,497	1,195	1,316	1,567	1,475
	プラスチックごみ	180	100	93	86	52	47	33	52	39	32	8	6
	植木剪定枝(事業系)	1,101	941	896	737	740	743	701	794	800	689	711	637
	不燃ごみ	118	109	61	64	87	30	31	69	43	27	5	4
	小型家電						12						
	粗大ごみ	204	183	196	195	317	271	303	355	280	261	252	248
	古布	23	25	28	37	22	22	23	26	21	16	1	1
	古紙	130	137	12	101	63	61	60	62	47	30	5	3
	小計	3,231	2,883	2,994	3,069	3,127	3,030	2,786	2,855	2,425	2,371	2,549	2,374
集 団 回 収	新聞				226	209	183	160	145	122	124	105	96
	雑誌	346	387	1,006	463	449	429	398	413	406	342	308	295
	段ボール				399	406	421	430	452	517	550	552	558
	紙パック	1	2	21	23	22	21	22	23	22	21	20	20
	ミックスペーパー		88	335	401	383	390	393	396	364	337	327	316
	古布・衣類	39	55	159	171	166	166	161	175	183	169	164	160
	スチール缶	3	7	49	57	57	57	57	63	69	51	47	47
	アルミ缶	2	7	53	63	65	66	64	69	70	67	64	64
	その他金属類	3	6	82	59	44	46	48	52	52	49	48	50
	金属製調理器具	0	0	0	17	17	20	20	18	17	16	13	14
	小計	394	552	1,705	1,879	1,818	1,799	1,753	1,806	1,822	1,726	1,648	1,620
	合計	12,940	12,558	11,717	11,585	11,412	11,457	11,014	11,454	11,411	10,752	10,635	10,172

表 2.14 2 市 1 町の資源物とごみの総排出量の内訳

	計画収集人口 (人)	(t/年)											
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
収 集	計画収集人口 (人)	267,958	266,927	266,737	265,540	265,002	264,687	264,289	263,881	264,435	264,445	263,468	261,737
	燃やすごみ (家庭系)	39,818	39,390	38,409	33,061	30,836	30,580	29,608	30,390	31,635	31,063	30,333	29,215
	燃やすごみ (事業系)	12,121	10,777	10,808	10,808	10,811	10,098	9,508	9,357	7,830	6,209	1,807	1,453
	(製法) プラスチックごみ	631	615	266	306	260	448	488	463	630	557	520	536
	植木剪定枝 (材)	6,208	6,024	6,015	6,764	7,962	7,888	7,977	4,977	8,227	7,284	7,373	6,850
	不燃ごみ	2,659	2,613	2,620	1,690	1,311	1,349	1,407	1,481	1,689	1,501	1,367	1,310
	小型家電	0	0	0	53	94	104	105	117	139	126	115	103
	危険有害ごみ※	57	54	57	64	81	80	80	85	84	82	78	78
	粗大ごみ	957	1,011	991	926	873	839	838	1,017	1,056	992	817	795
	ペットボトル	802	802	786	784	782	791	837	907	882	897	888	899
	容器包装プラスチック	3,280	3,384	3,498	3,914	3,960	3,965	4,186	4,152	4,446	4,380	4,252	4,087
	あきかん・あきびん	808	813	785	654	0	0	0	0	0	0	0	0
	あき (飲料用) びん	1,712	1,747	1,870	1,995	2,453	2,428	2,337	2,335	2,524	2,450	2,315	2,228
	あき (飲料用) かん	440	430	411	391	380	374	370	367	407	393	372	350
	乾電池	12	6	16	15	13	12	12	14	26	14	27	28
	廃 (使用済み) 食用油	39	41	48	56	58	60	59	49	69	67	58	55
	ビデオテープ・CD	5	4	4	7	6	6	4	5	6	6	4	3
	紙類	11,433	11,133	10,563	9,917	9,281	9,001	8,671	8,452	8,474	7,999	7,764	7,211
	布類	1,051	1,036	1,114	1,053	1,005	1,042	1,039	1,074	1,181	1,074	1,002	946
	白色トレイ	1	1	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	資源物 (事業系)												
直 接 入	スチール缶	0	0	0	1	2	2	2	2	2	3	2	3
	ミックスペーパー	432	432	104	16	15	14	12	13	10	7	1	1
	紙パック	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ガラス・陶磁器												
	小計	82,473	80,318	78,470	72,564	70,188	69,085	67,062	65,261	69,321	66,954	65,162	62,530
	燃やすごみ (家庭系)	476	918	1,459	3,167	4,868	520	1,144	704	1,614	1,397	447	1,368
	燃やすごみ (事業系)	5,999	5,967	6,459	5,586	5,555	5,590	5,296	4,896	4,121	4,491	4,714	4,429
	プラスチックごみ	180	100	93	86	52	47	33	52	39	32	8	6
	紙本別荘 (材) (事業系)	6,806	6,653	6,710	7,618	7,997	7,928	7,806	9,954	8,808	8,554	9,016	6,914
	不燃ごみ	233	235	172	170	182	109	133	483	123	119	91	75
集 団 回 収	小型家電	0	0	0	0	3	14	2	1	0	0	0	0
	粗大ごみ	528	505	522	570	695	606	677	782	759	698	666	648
	あきかん・あきびん	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ他	1,104	1,109	810	742	713	731	756	1,023	641	471	396	387
	小計	15,327	15,488	16,226	17,940	20,165	15,545	15,847	17,895	16,105	15,762	15,338	13,827
	新聞	844	869	1,433	676	666	600	507	455	363	385	334	294
	雑誌	821	786	785	1,355	1,350	1,326	1,254	1,223	1,268	1,118	1,036	967
	段ボール	573	575	592	1,124	1,203	1,276	1,254	1,269	1,442	1,473	1,423	1,395
	紙パック	16	17	36	39	38	36	34	32	32	32	30	30
	ミックスペーパー	430	512	777	1,064	1,146	1,133	1,106	1,140	1,108	1,017	980	931
回 収	布類	206	216	324	408	423	424	407	445	477	426	397	386
	スチール缶	3	7	49	92	125	121	117	121	131	110	105	102
	アルミ缶	2	7	53	108	156	163	158	162	167	167	162	163
	その他金属類	3	6	82	59	44	46	48	52	66	49	48	50
	家庭金物	0	0	0	33	57	66	66	60	66	64	64	56
合 計		2,898	2,995	4,131	4,958	5,208	5,191	4,943	4,959	5,106	4,841	4,579	4,374
※収集危険・有害ごみは鎌倉市は、蛍光管・乾電池が対象である。		100,698	98,801	98,827	95,462	95,561	89,821	87,852	88,115	90,532	87,557	85,079	80,731

3 発生原単位

平成 24 年度(2012 年度)から令和 5 年度 (2023 年度) までの 1 人 1 日当たりの排出量 (以下「発生原単位」という。)の推移は、表 2.15、図 2.10 及び次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の発生原単位は、平成 24 年度 (2012 年度) は 1,062g/人・日で、令和 5 年度 (2023 年度) は 858g/人・日となっており、減少傾向にあります。

(2) 逗子市

逗子市の発生原単位は、平成 24 年度 (2012 年度) は 910g/人・日で、令和 5 年度 (2023 年度) は 771g/人・日となっており、減少傾向にあります。

(3) 葉山町

葉山町の発生原単位は、平成 24 年度 (2012 年度) は 1,080g/人・日で、令和 5 年度 (2023 年度) は 893g/人・日となっており、減少傾向にあります。

表 2.15 発生原単位の推移

		(g/人日)					
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	家庭系	768	770	784	734	760	683
	事業系	294	272	273	272	279	267
	計	1,062	1,042	1,057	1,005	1,040	950
逗子市	家庭系	731	723	711	701	636	637
	事業系	179	188	200	212	212	207
	計	910	911	911	914	848	844
葉山町	家庭系	865	861	769	766	753	760
	事業系	215	196	220	220	221	222
	計	1,080	1,057	988	986	974	982
神奈川県(平均)		923	907	894	884	872	859

		(g/人日)					
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	家庭系	667	637	718	686	655	641
	事業系	265	285	241	243	247	217
	計	932	922	959	929	902	858
逗子市	家庭系	626	642	666	641	623	596
	事業系	204	203	185	191	189	175
	計	830	845	851	832	812	771
葉山町	家庭系	746	790	815	757	730	708
	事業系	201	198	173	173	199	185
	計	947	988	987	930	928	893
神奈川県(平均)		846	848	836	818	799	768

※計は端数により一致しない場合があります。

出典: 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

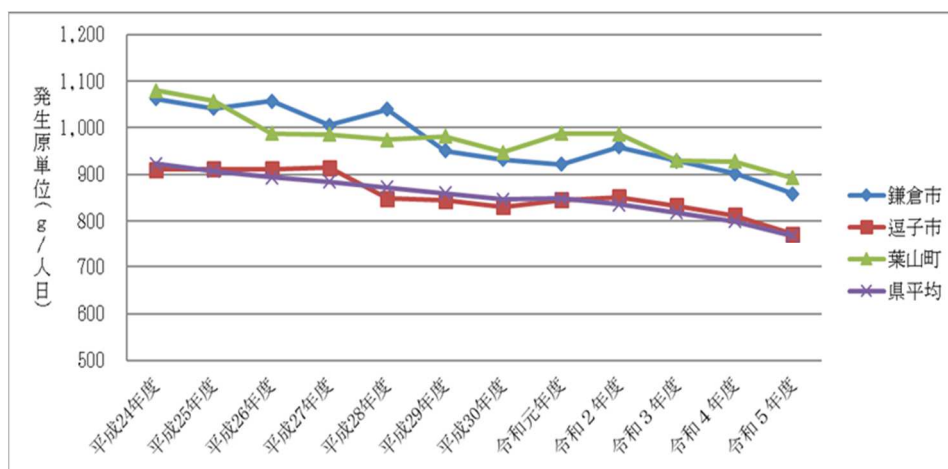


図 2.10 発生原単位の推移

4 資源化の状況

平成24年度(2012年度)から令和5年度(2023年度)までの資源化率の推移は、表2.16、図2.11及び次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の資源化率は、平成24年度(2012年度)は48.1%で、令和5年度(2023年度)は58.7%となっており、増加傾向にあります。

(2) 逗子市

逗子市の資源化率は、平成24年度(2012年度)(28.0%)から平成28年度(2016年度)(47.6%)にかけて増加傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいの状況で、令和5年度(2023年度)は44.9%となっています。

(3) 葉山町

葉山町の資源化率は、平成24年度(2012年度)(36.1%)から平成27年度(2015年度)(43.8%)にかけて増加し、平成29年度(2017年度)までは横ばいの状況が続きましたが、再度平成30年度(2018年度)に増加し、その後は横ばいの状況で、令和5年度(2023年度)は49.7%となっています。

表2.16 資源化率の推移

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	48.1	48.8	48.5	48.7	47.9	52.0
逗子市	28.0	28.2	39.1	43.0	47.6	47.4
葉山町	36.1	36.1	42.2	43.8	43.9	44.3
県平均	24.8	25.3	25.7	25.2	24.8	24.4

(%)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	52.5	52.6	53.2	52.8	56.7	58.7
逗子市	46.4	47.5	48.1	46.6	45.9	44.9
葉山町	49.8	50.5	51.2	50.6	49.6	49.7
県平均	24.3	24.1	24.9	24.7	24.4	24.2

(%)

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

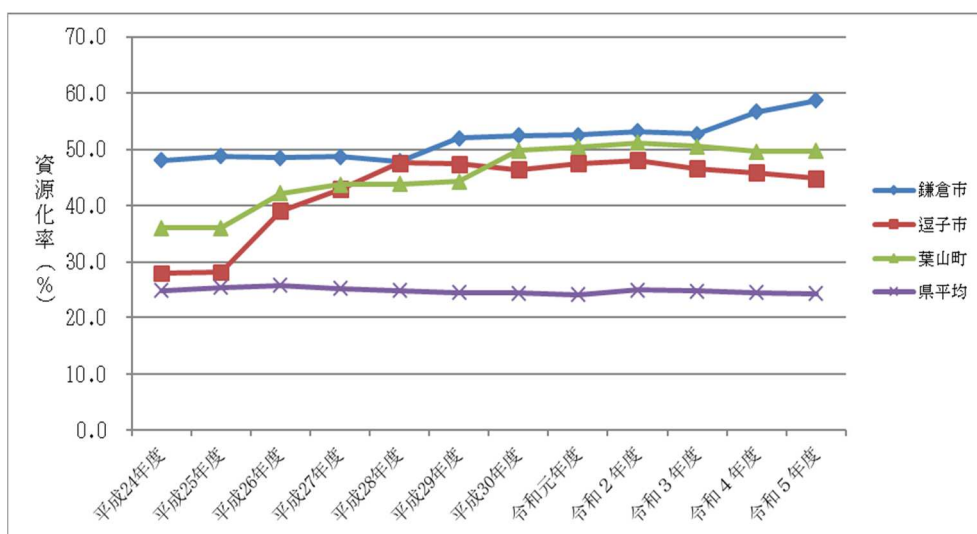


図2.11 資源化率の推移

5 ごみ組成

各市町の収集可燃ごみの組成（湿物）は、次に示すとおりです。

（１）鎌倉市

鎌倉市の収集可燃ごみの組成（湿物）割合は、表 2.17 及び図 2.12 に示すとおりです。

最も割合の多い厨芥類（生ごみ）が 48.8%から 40.6%と減少し、布類が 4.6%から 8.2%に増加しています。そのほかの紙類、合成樹脂類等は、大きな変化はありません。

表 2.17 鎌倉市の収集可燃ごみ組成（湿物）

	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)
紙類	25.7	25.4
布類	4.6	8.2
合成樹脂類	10.6	11.4
木・竹・わら類	3.6	2.7
厨芥類（生ごみ）	48.8	40.6
不燃物類	1.0	0.7
その他	5.7	11.0

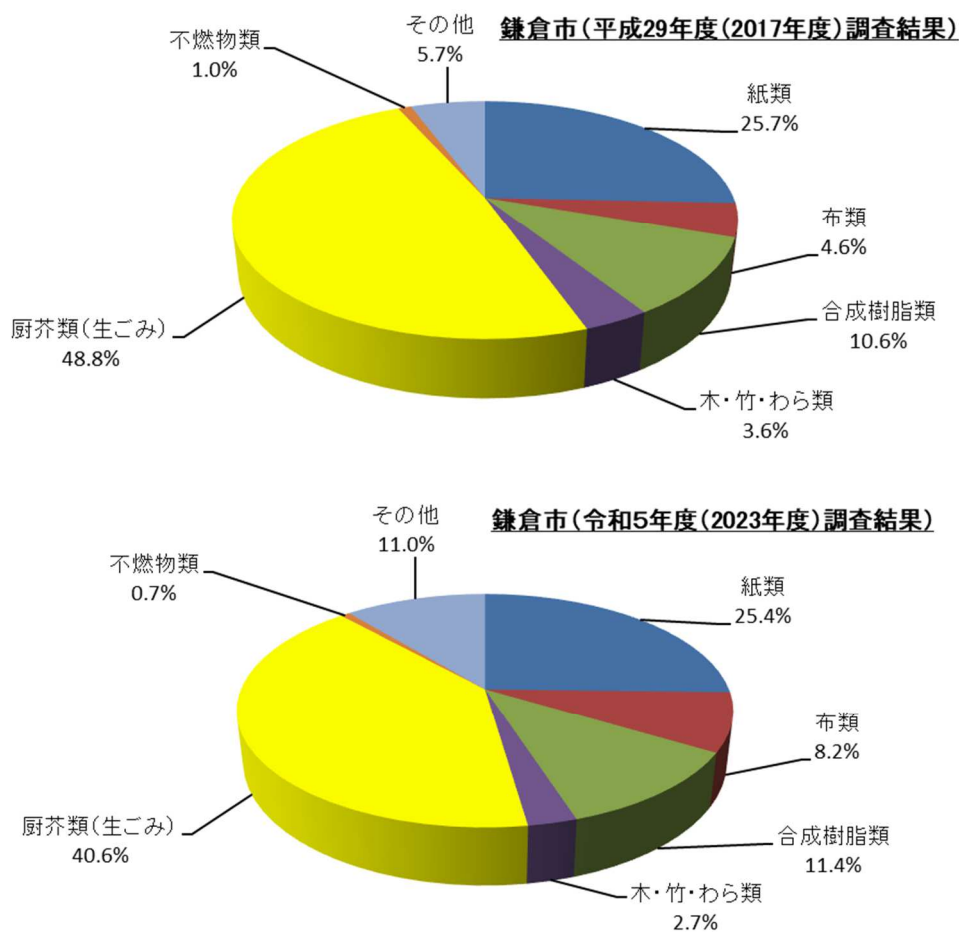


図 2.12 鎌倉市の収集可燃ごみ組成

(2) 逗子市

逗子市の収集可燃ごみの組成（湿物）割合は、表 2.18 及び図 2.13 に示すとおりです。

割合の多い厨芥類（生ごみ）は 43.3%から 32.3%と減少し、合成樹脂類が 15.1%から 24.5%、布類が 4.7%から 7.4%と増加しています。

表 2.18 逗子市の収集可燃ごみ組成（湿物）

	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)
紙類	33.3	31.1
布類	4.7	7.4
合成樹脂類	15.1	24.5
木・竹・わら類	2.4	1.4
厨芥類（生ごみ）	43.3	32.3
不燃物類	0.8	1.7
その他	0.4	1.6

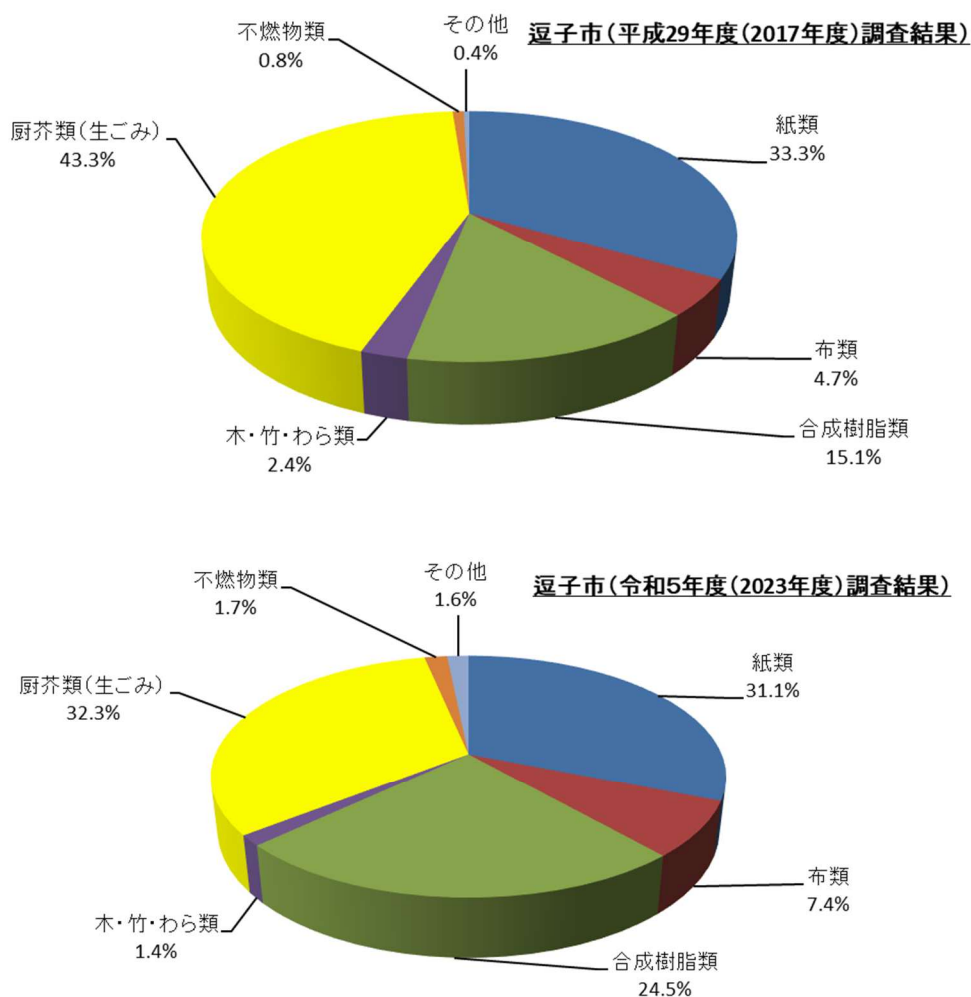


図 2.13 逗子市の収集可燃ごみ組成

(3) 葉山町

葉山町の収集可燃ごみの組成（湿物）割合は、表 2.19 及び図 2.14 に示すとおりです。

割合の多い厨芥類（生ごみ）が 54.3%から 46.3%、紙類が 29.4%から 17.9%に減少しています。また、その他が 8.4%から 26.0%に増加していますが、これは令和 5 年度（2023 年度）については紙おむつがその他に含まれているためです。

表 2.19 葉山町の収集可燃ごみ組成（湿物）

	平成28年度 (2016年度)	令和 5 年度 (2023年度)
紙類	29.4	17.9
布類	1.8	2.8
合成樹脂類	0.8	3.4
木・竹・わら類	3.0	3.5
厨芥類（生ごみ）	54.3	46.3
不燃物類	2.3	0.1
その他	8.4	26.0

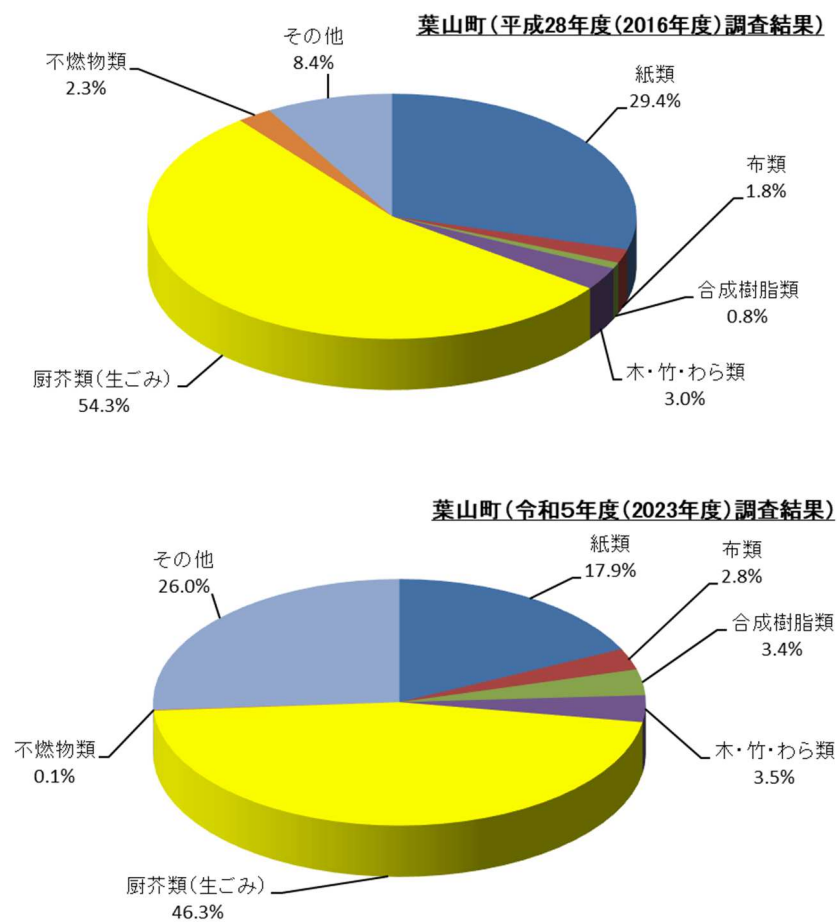


図 2.14 葉山町の収集可燃ごみ組成

6 ごみ処理経費

各年度の2市1町の人口1人当たりの処理経費及びごみ1t当たりの処理経費は、表2.20、表2.21、図2.15、図2.16及び次に示すとおりです。

(1) 人口1人当たりの処理経費

ア 鎌倉市

鎌倉市の人口1人当たりの処理経費は、平成24年度(2012年度)は19,528円/人で、令和5年度(2023年度)は21,010円/人となっており、増加しています。

イ 逗子市

逗子市の人口1人当たりの処理経費は、令和元年度(2019年度)まで15,102円/人から16,878円/人の範囲で推移してきましたが、その後増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)では21,469円/人となっています。処理経費の増加要因としては、老朽化に伴うごみ焼却施設の修繕及び葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチックの処理に伴う処理費の増加がありますが、その費用を逗子市の人口のみで除しているため、見かけ上人口一人当たりの処理経費が高くなっています。(広域処理による経費削減額を加味すると約17,000円/人となります。)

ウ 葉山町

葉山町の人口1人当たりの処理経費は、平成30年度(2018年度)は19,411円/人まで減少し、令和2年度(2020年度)までほぼ横ばいでしたが、その後増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)は23,569円/人となっています。

表2.20 人口1人当たりの処理経費

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	19,528	19,569	20,538	19,499	19,339	18,573
逗子市	16,107	15,285	16,878	16,556	15,102	15,508
葉山町	24,030	23,618	22,675	22,419	22,408	21,139
県平均	11,373	11,615	11,524	11,337	11,149	10,576

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	18,578	19,123	18,672	19,882	21,155	21,010
逗子市	16,023	15,868	17,214	17,921	19,785	21,469
葉山町	19,411	20,049	19,678	22,613	23,161	23,569
県平均	11,305	11,487	10,981	11,160	11,638	11,463

出典: 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

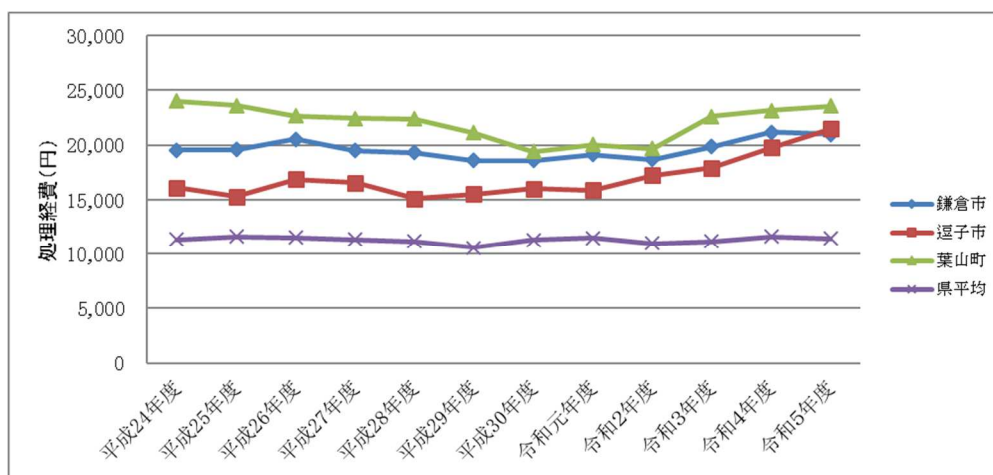


図2.15 人口1人当たりの処理経費

(2) ごみ 1 t 当たりの処理経費

ア 鎌倉市

鎌倉市のごみ 1 t 当たりの処理経費は、平成 24 年度（2012 年度）は 50,384 円/t で、令和 5 年度（2023 年度）は 66,898 円/t となっており、増加しています。

イ 逗子市

逗子市のごみ 1 t 当たりの処理経費は、平成 24 年度（2012 年度）は 55,337 円/t で、令和 5 年度（2023 年度）は 91,083 円/t となっており、増加しています。処理経費の増加要因としては、老朽化に伴うごみ焼却施設の修繕及び葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチックの処理に伴う処理費の増加がありますが、その費用を逗子市のごみ処理量のみで除しているため、見かけ上ごみ 1 t 当たりの処理経費が高くなっています。（葉山町のごみ処理量を加味した処理単価は約 64,000 円/t となります。）

ウ 葉山町

葉山町のごみ 1 t 当たりの処理経費は、平成 24 年度（2012 年度）は 62,848 円/t で、令和 5 年度（2023 年度）は 85,768 円/t となっており、増加しています。

表 2.21 ごみ 1 t 当たり処理経費

	(円 / t)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	50,384	51,446	53,256	52,989	50,953	53,557
逗子市	55,337	52,272	57,706	58,404	59,573	61,559
葉山町	62,848	64,023	73,557	74,134	74,974	69,962
県平均	37,766	39,290	39,249	38,847	38,667	37,167

	(円 / t)					
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	54,604	56,676	53,330	58,627	64,245	66,898
逗子市	64,119	61,819	67,283	71,231	80,044	91,083
葉山町	66,775	65,838	64,981	79,334	81,004	85,758
県平均	40,217	40,476	39,338	40,787	43,419	44,272

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

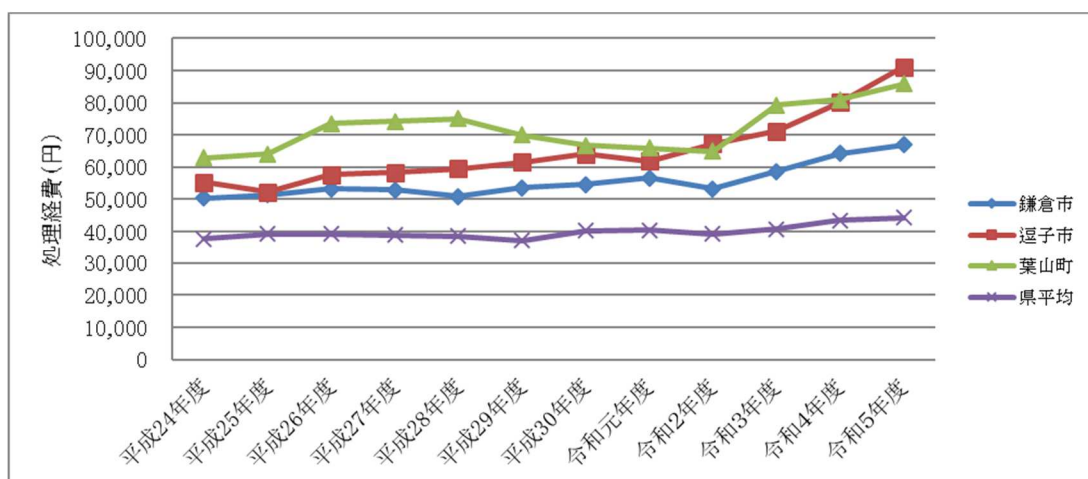


図 2.16 ごみ 1 t 当たり処理経費

7 生ごみ処理容器等の助成状況

生ごみ処理容器等の助成台数の推移は、表 2.22 及び次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市は、平成 27 年度(2015 年度)からの家庭ごみ処理の有料化の実施に先立ち、平成 25 年度(2013 年度)から平成 27 年度(2015 年度)にかけて大幅に増加しました。その後は減少傾向でしたが、令和 2 年度(2020 年度)から助成台数が年々増加しており、背景として、コロナ禍で生活様式や市民意識に変化があったことが考えられます。

(2) 逗子市

逗子市も、同様に平成 27 年(2015 年)10 月からの家庭系ごみ処理の有料化の実施により、平成 27 年度(2015 年度)は大幅に増加しましたが、平成 30 年度(2018 年度)は緊急財政対策に伴い助成を休止しました。

助成が再開した令和元年度(2019 年度)以降は増加傾向となり、令和 5 年度(2023 年度)からは、生ごみの分別収集・資源化の実施に向けて家庭用生ごみ処理容器等による生ごみの自家処理を推進したこと、集合住宅等の非電動式生ごみ処理容器の使用が困難な家庭における生ごみの自家処理の推進を図るため電動式生ごみ処理機を助成対象としたことにより、助成台数が大幅に増加しています。

(3) 葉山町

葉山町は、平成 29 年度(2017 年度)に特別販売キャンペーンを実施した際は、大幅に増加しました。また、令和 2 年度(2020 年度)及び令和 3 年度(2021 年度)には、新型コロナウイルスの影響により家庭での自炊が増え、自宅で過ごす時間が多くなったことも起因して自家処理への意識が高まり、例年よりも増えたと考えられます。

表 2.22 生ごみ処理容器等助成台数の推移

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	904	1,181	1,216	961	446	341
逗子市	119	295	336	518	124	180
葉山町	364.5	297.0	321.5	181.0	109.5	330.5
合計	1,387.5	1,773.0	1,873.5	1,660.0	679.5	851.5

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	331	279	423	591	603	612
逗子市	0	45	54	103	108	232
葉山町	113.5	125.0	183.5	169.5	105.5	129.5
合計	444.5	449.0	660.5	863.5	816.5	973.5

* 葉山町は、埋込式コンポスター、EMバケツは2個1組で1台として集計

* 逗子市は、平成30年度(2018年度)は緊急財政対策に伴い休止

* 逗子市は、平成29年度(2017年度)までは申請件数、平成30年度(2018年度)以降は申請台数で集計

第3章 人口及びごみ排出量の目標達成状況

1 人口の推移

実施計画策定時の推計人口と実績人口を比較すると、次に示すとおりとなります。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の推計人口と実績人口を比較すると表 3.1 及び図 3.1 に示すとおりです。

鎌倉市の人口は、平成 24 年度（2012 年度）は 174,162 人で、令和 6 年度（2024 年度）は 170,206 人となっており、緩やかな減少傾向にあります。

令和 2 年度（2020 年度）、令和 4 年度（2022 年度）及び令和 6 年度（2024 年度）の実績人口は、いずれもわずかに推計人口を上回っています。令和 6 年度（2024 年度）で 2,446 人（1.5%）上回っている状況です。

表 3.1 鎌倉市の実施計画策定時の推計人口と実績人口の比較表

	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差
令和 2 年度 (2020年度)	170,739	172,710	1,971
令和 4 年度 (2022年度)	169,249	172,428	3,179
令和 6 年度 (2024年度)	167,760	170,206	2,446

出典：国勢調査人口（各年度10月1日時点）

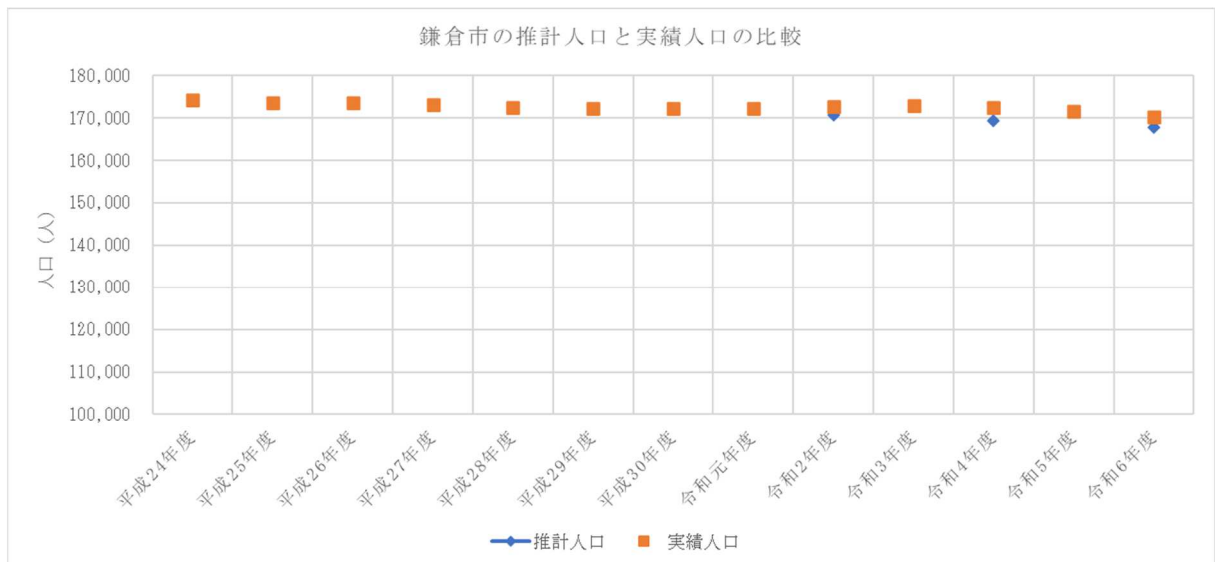


図 3.1 鎌倉市の推計人口と実績人口の比較図

(2) 逗子市

逗子市の推計人口と実績人口を比較すると表 3.2 及び図 3.2 に示すとおりです。

逗子市の人口は、平成 24 年度 (2012 年度) は 60,983 人で、令和 6 年度 (2024 年度) は 58,488 人となっており、緩やかな減少傾向にあります。

令和 2 年度 (2020 年度)、令和 4 年度 (2022 年度) 及び令和 6 年度 (2024 年度) の実績人口は、いずれもわずかに推計人口を上回っています。令和 6 年度 (2024 年度) で 667 人 (1.2%) 上回っている状況です。

表 3.2 逗子市の実施計画策定時の推計人口と実績人口の比較表

	(人)		
	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差
令和 2 年度 (2020年度)	59,290	60,060	770
令和 4 年度 (2022年度)	58,582	59,609	1,027
令和 6 年度 (2024年度)	57,821	58,488	667

※逗子市の人口には池子米軍住宅人口3,000人を含む

出典：国勢調査人口（各年度10月1日時点）

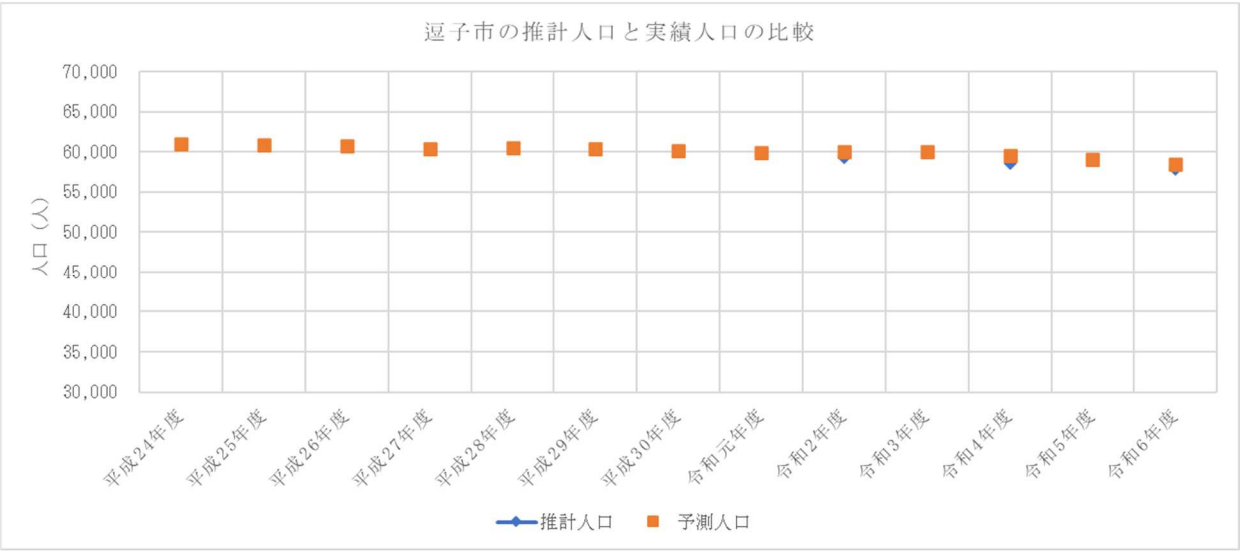


図 3.2 逗子市の推計人口と実績人口の比較図

(3) 葉山町

葉山町の推計人口と実績人口を比較すると表 3.3 及び図 3.3 に示すとおりです。

葉山町の人口は、平成 24 年度 (2012 年度) は 32,813 人で、令和 6 年度 (2024 年度) は 30,708 人となっており、令和 4 年度 (2022 年度) から令和 6 年度 (2024 年度) にかけてそれ以前に比べ減少傾向が大きくなっています。

令和 6 年度 (2024 年度) で推計人口より 838 人 (2.7%) 下回っています。

表 3.3 葉山町の推計人口と実績人口の比較表

	(人)		
	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差
令和 2 年度 (2020年度)	31,754	31,665	-89
令和 4 年度 (2022年度)	31,650	31,431	-219
令和 6 年度 (2024年度)	31,546	30,708	-838

出典：国勢調査人口（各年度10月 1 日時点）

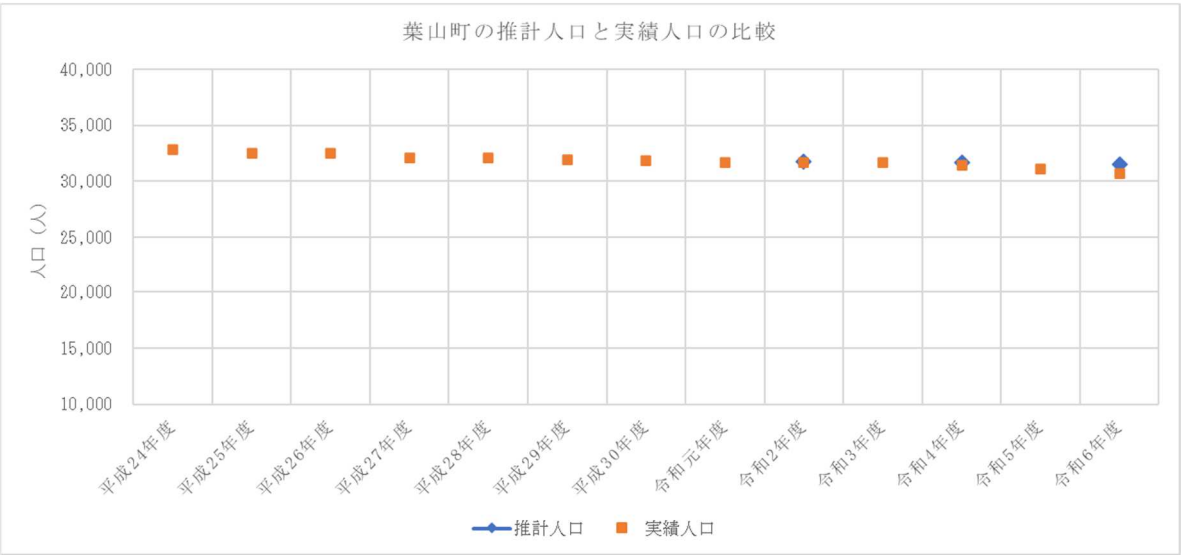


図 3.3 葉山町の推計人口と実績人口の比較図

(4) 2市1町

2市1町の推計人口と実績人口を比較すると表 3.4 及び図 3.4 に示すとおりです。

2市1町の人口は、平成 24 年度（2012 年度）は 267,958 人で、令和 6 年度（2024 年度）は 259,402 人となっており、12 年間で 8,556 人減少しています。

令和 2 年度（2020 年度）、令和 4 年度（2022 年度）及び令和 6 年度（2024 年度）の実績人口は、いずれも推計人口を上回っています。令和 6 年度（2024 年度）は 2,275 人上回っており、割合にして 0.9%程度でほぼ推計人口に近い値となっています。

表 3.4 2市1町の推計人口と実績人口の比較表

	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差
令和 2 年度 (2020年度)	261,783	264,435	2,652
令和 4 年度 (2022年度)	259,481	263,468	3,987
令和 6 年度 (2024年度)	257,127	259,402	2,275

出典：国勢調査人口（各年度10月 1 日時点）

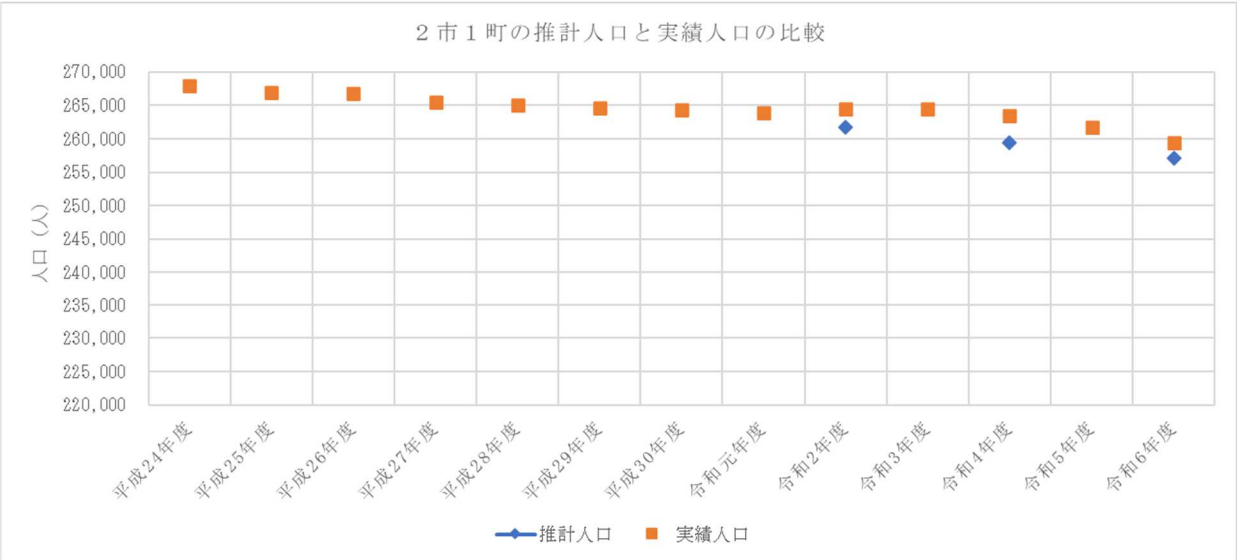


図 3.4 2市1町の推計人口と実績人口の比較図

2 目標可燃ごみ量と実績量の比較

実施計画策定時の推計値を目標値（推計値＝目標値）として、その目標可燃ごみ量と実績量の比較は、次に示すとおりです。

（１）鎌倉市

鎌倉市の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表 3.5 及び図 3.5 から図 3.7 に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,854 t、割合で 10.8% 上回っている程度ではば目標どおりの値となっています。

○事業系可燃ごみの量（資源化量を除く）

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量に対して大きく下回っており、割合にして 80.0% 下回っています。計画上のスケジュールより早期に資源化を実施できたことが減量の要因となっています。

○可燃ごみの総排出量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量より 4,284 t、割合にして 17.2% 下回っています。

表 3.5 鎌倉市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較表

	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)			令和 6 年度 (2024 年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量 (速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	19,007	21,616	2,609	18,552	19,787	1,235	17,210	19,064	1,854
事業系可燃ごみ量	9,003	8,121	-882	8,206	2,170	-6,036	7,675	1,537	-6,138
合計	28,010	29,737	1,727	26,758	21,957	-4,801	24,885	20,601	-4,284

（注）令和 6 年度（2024 年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。
令和 6 年度（2024 年度）の事業系可燃ごみ量は、乾式メタン発酵による資源化量を除いています。

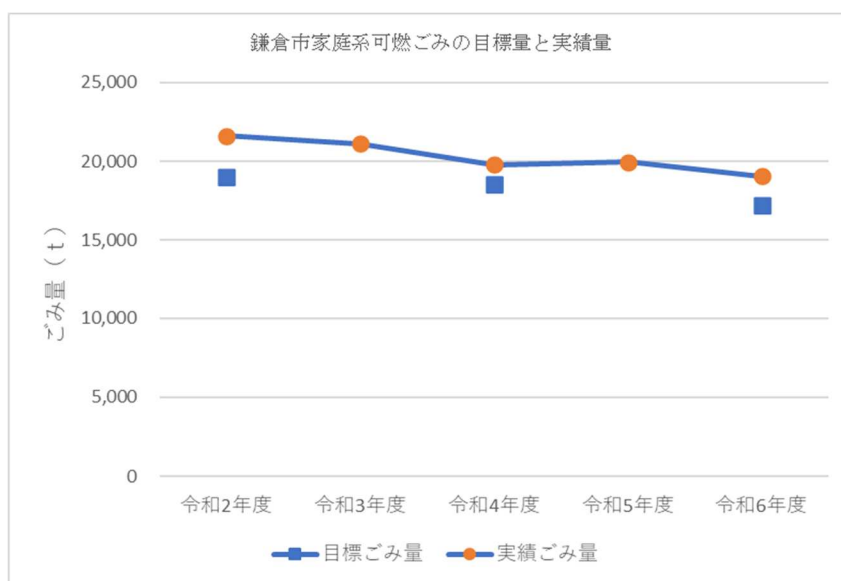


図 3.5 鎌倉市の家庭系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

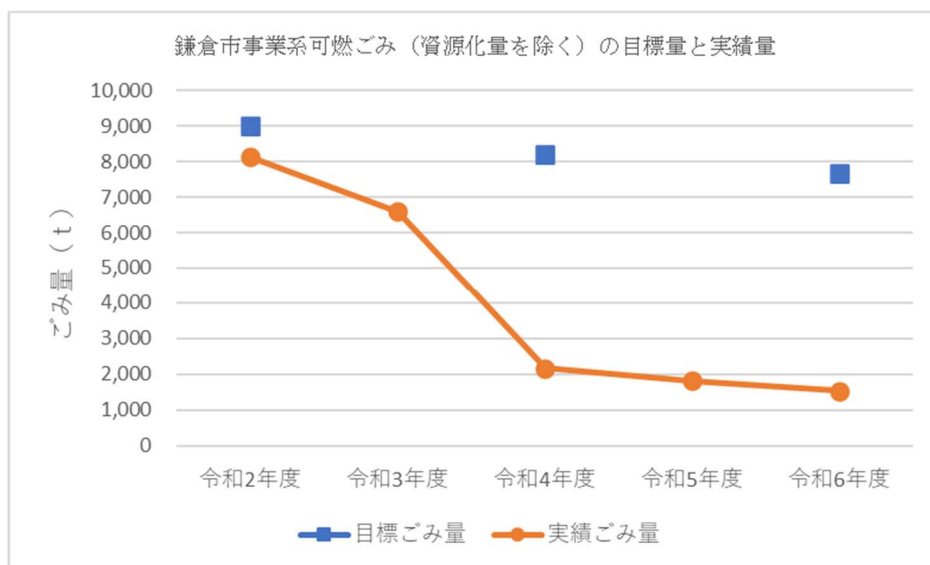


図 3.6 鎌倉市の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

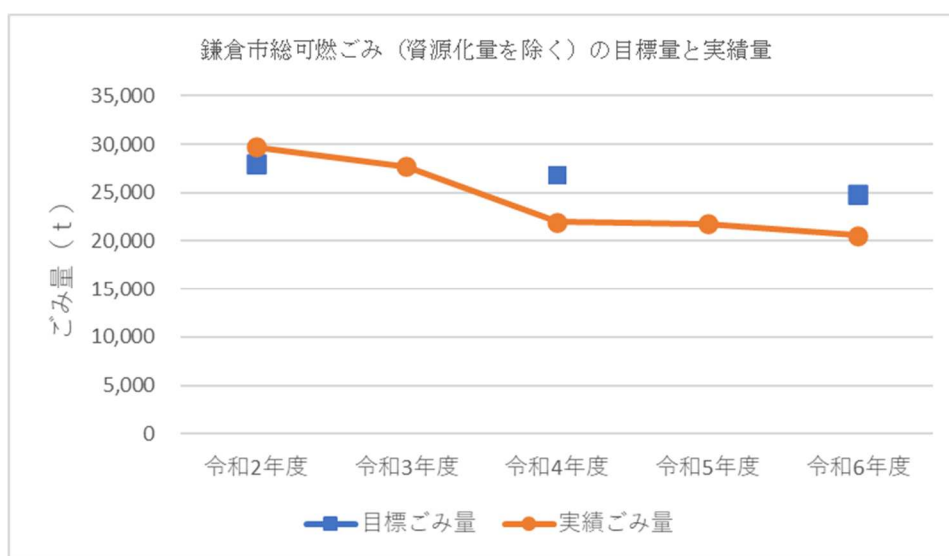


図 3.7 鎌倉市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

(2) 逗子市

逗子市の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表 3.6 及び図 3.8 から図 3.10 に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,379 t、割合で 26.5%上回っています。生ごみの分別収集が未実施のためによる所が大きいものと考えられます。

○事業系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量より 538 t、割合にして 17.2%下回っています。

○可燃ごみの総排出量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 841 t、割合にして 10.1%上回っています。

表 3.6 逗子市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較表

	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)			令和 6 年度 (2024 年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量 (速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	7,328	7,320	-8	7,142	6,998	-144	5,212	6,591	1,379
事業系可燃ごみ量	3,468	2,635	-833	3,432	2,784	-648	3,120	2,582	-538
合計	10,796	9,955	-841	10,574	9,782	-792	8,332	9,173	841

(注) 令和 6 年度（2024 年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。

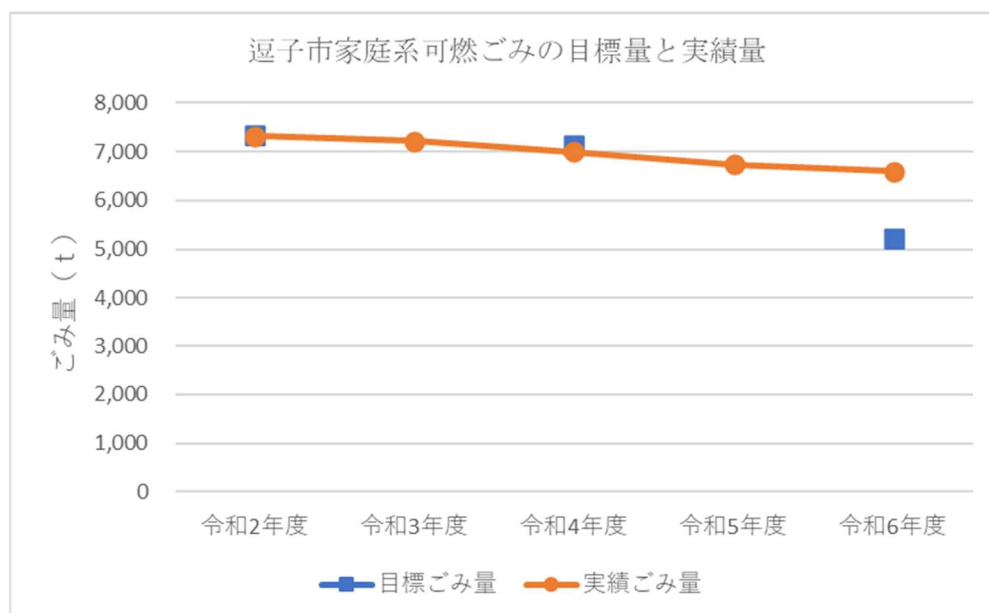


図 3.8 逗子市の家庭系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

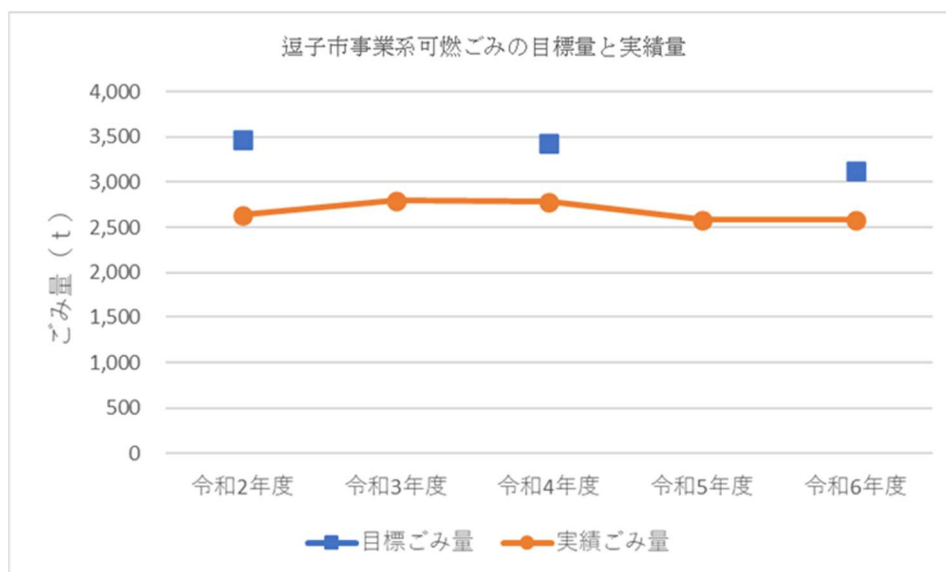


図 3.9 逗子市の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

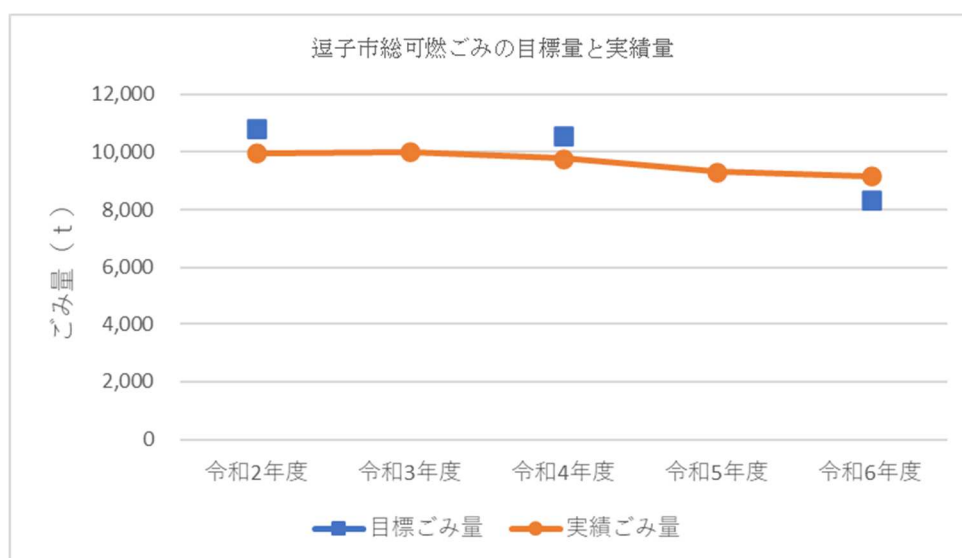


図 3.10 逗子市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

(3) 葉山町

葉山町の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表 3.7 及び図 3.11 から図 3.13 に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,561 t、割合で 78.7%上回っています。生ごみの分別収集が未実施のためによる所が大きいものと考えられます。

○事業系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 182 t、割合にして 16.0%上回っています。

○可燃ごみの総排出量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,743 t、割合にして 55.9%上回っています。

表 3.7 葉山町の可燃ごみの総排出量の推計量と実績量の比較表

	令和 2 年度(2020年度)			令和 4 年度(2022年度)			令和 6 年度(2024年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量 (速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	3,988	4,313	325	3,975	3,995	20	1,981	3,542	1,561
事業系可燃ごみ量	1,832	1,195	-637	1,826	1,567	-259	1,139	1,321	182
合計	5,820	5,508	-312	5,801	5,562	-239	3,120	4,863	1,743

(注) 令和 6 年度（2024年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。

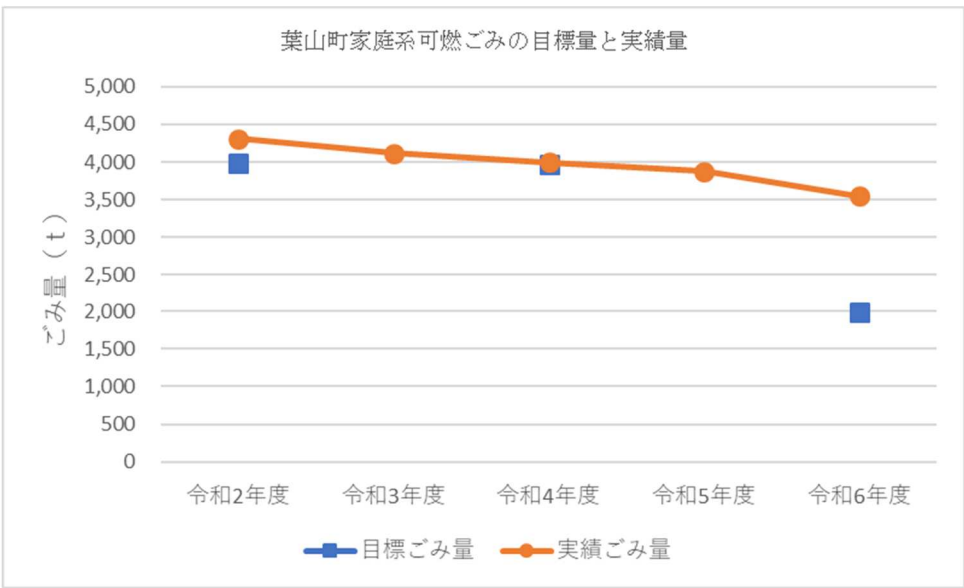


図 3.11 葉山町の家系系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

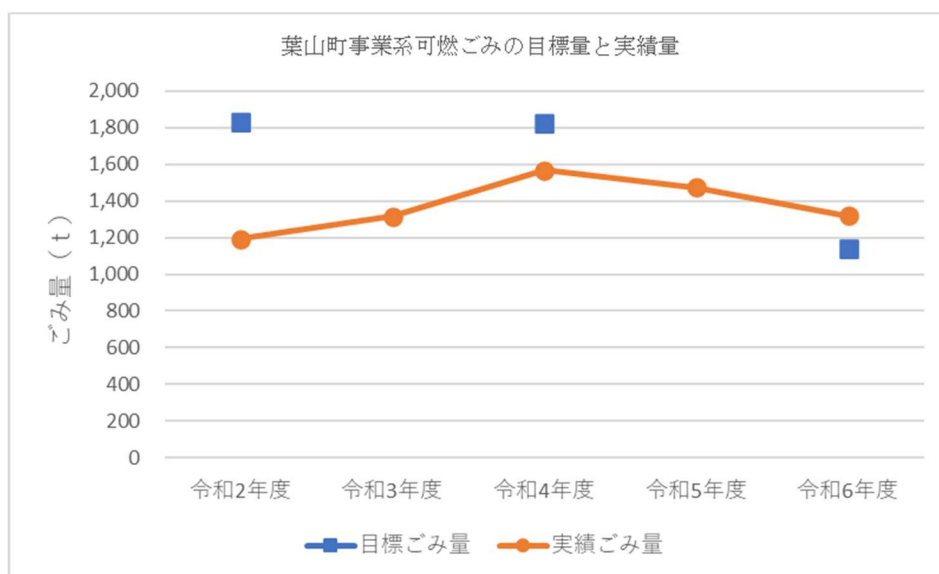


図 3.12 葉山町の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

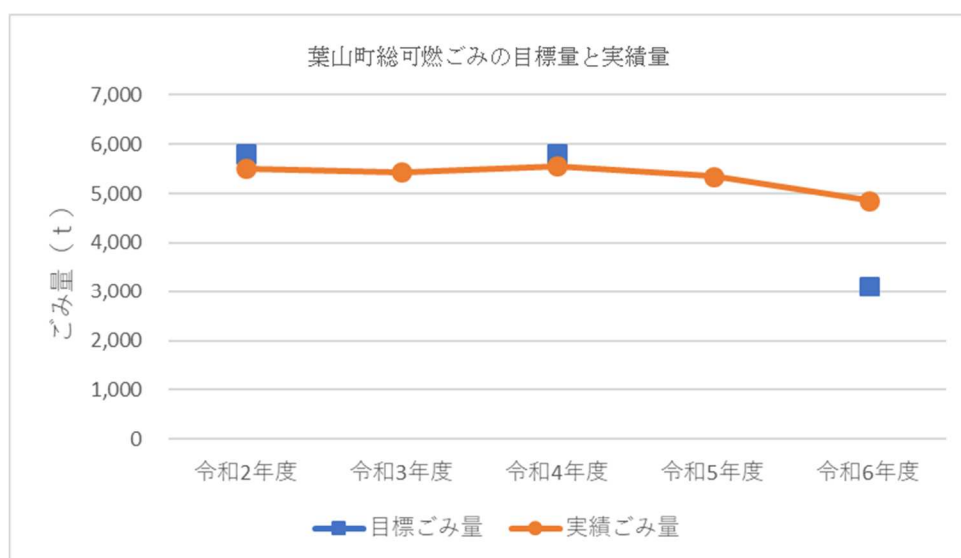


図 3.13 葉山町の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

(4) 2市1町

2市1町の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表3.8及び図3.14から図3.16に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみ

令和6年度（2024年度）の実績量は、目標量を4,794t、割合で19.6%上回っています。逗子市と葉山町の生ごみの分別収集の実施が遅れているためと考えられます。

○事業系可燃ごみの量（資源化量を除く）

令和6年度（2024年度）の実績量は、目標量より6,494t、割合にして54.4%下回っています。鎌倉市の資源化・減量化によるものと考えられます。

○可燃ごみの総排出量（資源化量を除く）

令和6年度（2024年度）の実績量は、目標量を1,700t、割合にして4.7%下回っています。

表3.8 2市1町の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較表

	令和2年度(2020年度)			令和4年度(2022年度)			令和6年度(2024年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量 (速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	30,323	33,249	2,926	29,669	30,780	1,111	24,403	29,197	4,794
事業系可燃ごみ量	14,303	11,951	-2,352	13,464	6,521	-6,943	11,934	5,440	-6,494
合計	44,626	45,200	574	43,133	37,301	-5,832	36,337	34,637	-1,700

(注) 令和6年度（2024年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。

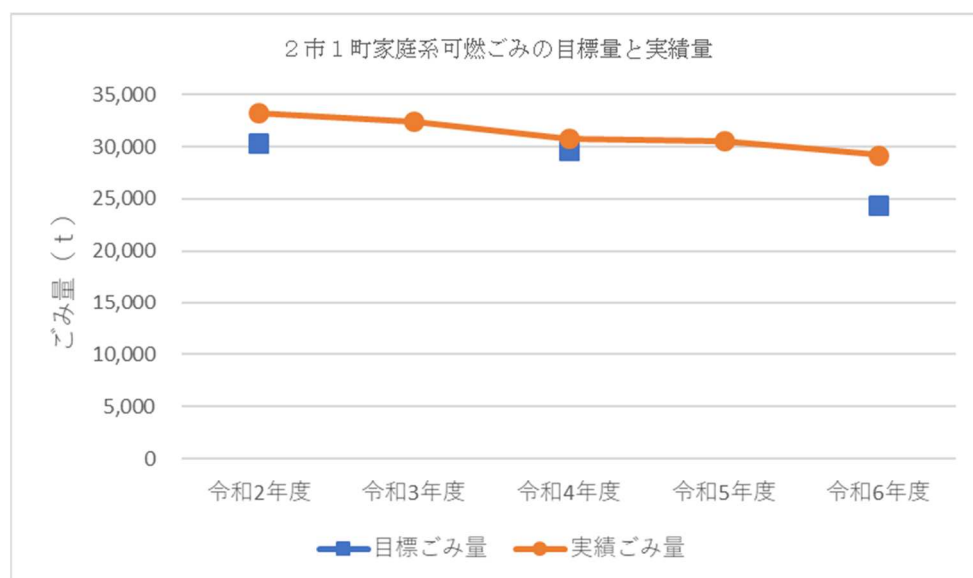


図3.14 2市1町の家系系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

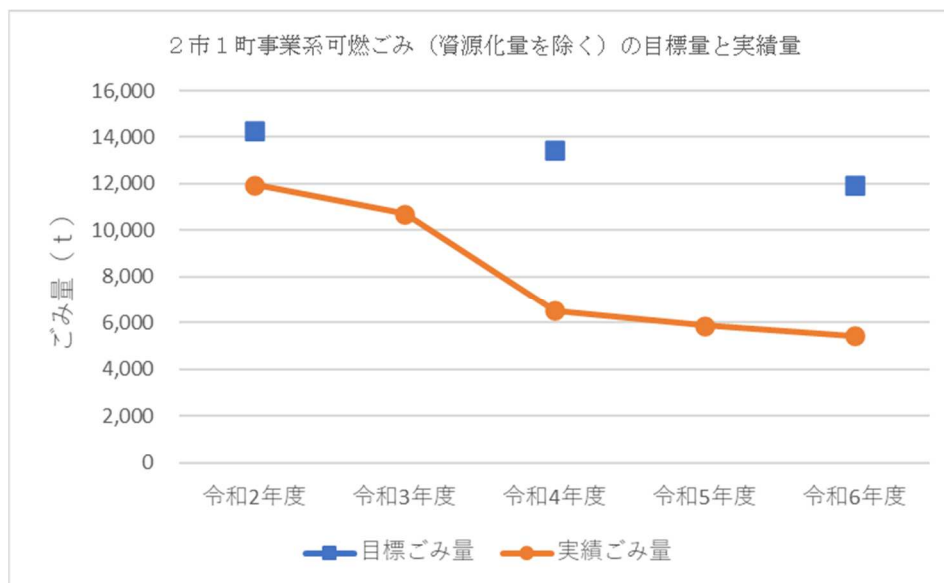


図 3.15 2市1町の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

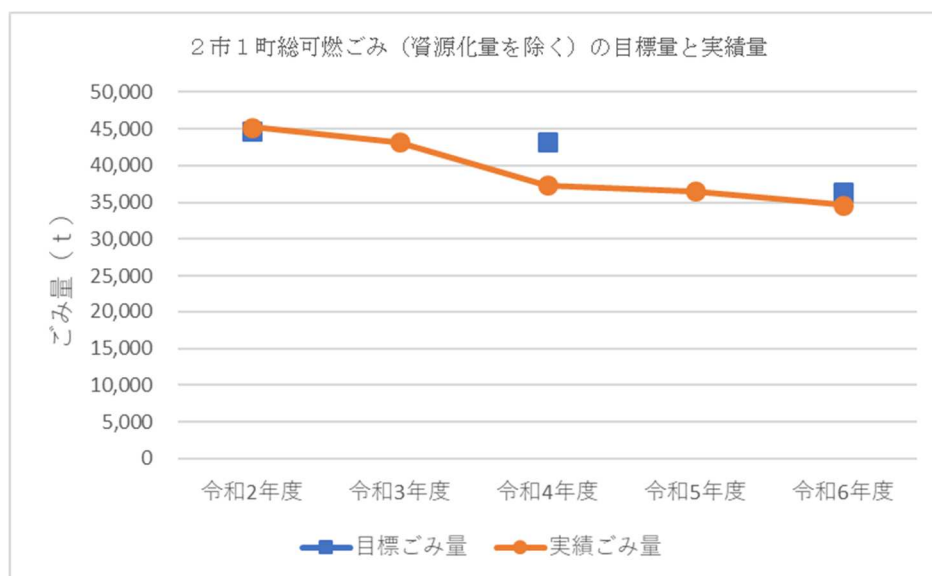


図 3.16 2市1町の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

第4章 ごみの減量・資源化施策の取り組み状況

第Ⅰ期（令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで）における2市1町のごみの減量・資源化施策の取り組み状況及び対応策については次のとおりです。

なお、評価基準については施策ごとに設定しています。

1 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策

(1) 生ごみ

ア 資源化の推進

【施策】

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている生ごみについては、2市1町で資源化に取り組むべき共通の課題であることから、資源化の方法や施設整備等について情報共有や連携を図るとともに、各市町において分別収集し、鎌倉市及び葉山町で施設整備を図り資源化を実施します。

【評価基準】

◎	施設の整備が完了し、生ごみの分別収集、資源化を実施している
○	施設整備に着手している。生ごみの分別収集、資源化に向けて具体的行動(説明会等)を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	施設整備候補地周辺住民から生ごみの堆肥化处理に対する懸念の声や堆肥化以外の資源化手法について検討を求める意見等が出されていることから、堆肥化以外の資源化手法を含め施設整備候補地周辺町内会と市で組織する協議会において、検討を行っていく。	△	地元住民の理解が得られるよう、生ごみの資源化处理体制について協議を進め、施設整備を図る。
逗子市	令和7年3月から家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施を予定していたが、葉山町の生ごみ資源化处理施設の工期の延長に伴い、開始時期を延期した。生ごみの分別収集・資源化の方法等について、市民説明会の開催や冊子を作成し全戸配布をする等により広く周知を図った。	○	家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施に向け、葉山町の資源化处理施設の状況を加味しながら各地域で市民説明会を開催するとともにごみの分別冊子の全面改訂を行い市民への周知徹底を図る。
葉山町	令和7年2月までに生ごみ資源化处理施設を建設し、同年3月から本格稼働の予定で進めていたが、社会情勢の影響により工期が延長となったものの、町民への影響や2市1町の枠組みを崩さないため生ごみの分別収集は予定どおり行い、民間処理施設において資源化处理を行った。	○	建設工事の工期は延期となったものの、町民への影響や2市1町の枠組みを崩さないため生ごみの分別収集は予定どおり行い、民間処理施設において資源化处理を行う。

イ 食品ロスの削減

【施策】

家庭から排出される手つかず食品や食べ残し等、食品ロスの削減を図るため、パンフレットの配布や説明会などの啓発活動を行います。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	本庁舎ロビーや図書館、鎌倉駅地下道ギャラリーを使用し、食品ロスの削減に関する市民や市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行った。 広報かまくら、ホームページ及び SNS (Facebook 及び X など) においてフードドライブの実施等の情報発信を行った。	◎	引き続き食品ロス削減の重要性やフードドライブの実施について周知啓発を行うとともに、組成調査の厨芥類を細分化し、調査結果から食べ残し等が多いことが判明したため、対応策を検討し実施する。
逗子市	フードドライブを実施している団体を後援し、市内施設へパンフレット等を配架した。 また、生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会及び生ごみの分別収集・資源化についての冊子において、食品ロス削減への取組について周知・啓発を行った。	◎	引き続き、パンフレットでフードドライブの実施状況等について周知するとともに、生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会で啓発を行う。
葉山町	役場庁舎内においてポスターの掲示やパンフレットの配架により周知・啓発を行った。また、役場庁舎内及びリユースイベントにおいて、葉山フードドライブを実施し、食品ロス削減の取組を通じて周知を行った。今回の実施により、常時設置を望む方が潜在的にいることが分かったが、それを実現するためにはフードバンクかながわへの配送手段が課題となる。	◎	引き続きポスターやパンフレット等を通じて周知・啓発するとともに、広報やホームページ等を活用し、効果的に情報発信を行う。 また、スーパー等民間事業者と連携するなど、配送手段を確立して常時設置できるよう努める。

ウ 家庭用生ごみ処理容器の普及促進

【施策】

家庭から排出される生ごみの削減を図るため、生ごみ処理容器の普及促進を目指し、各市町での個別の活動に加えて、2市1町で連携したキャンペーンなどの取組について検討します。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	生ごみ処理機を市役所本庁舎で展示し、使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を実施した。 「資源物とごみの分け方・出し方」等で周知した他、自治・町内会等の説明会、地域のイベントに市職員が出向き、生ごみ処理機及び購入費補助制度の周知・啓発を実施した。 コロナ禍の影響による新たな生活様式も相まって、生ごみ処理機の需要が拡大し、助成台数が増加した。	◎	引き続き、生ごみ処理機の普及に向けて様々な機会を捉え周知啓発を図るとともに、市民アンケートの内容を踏まえ継続利用のフォローアップを行いながら助成を実施する。
逗子市	生ごみ処理容器等の使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を行うとともに、生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会において、生ごみの自家処理の推進及び助成制度について説明し、周知を図った。 原油価格及び木材価格等の高騰の情勢により、家庭用生ごみ処理容器等の販売価格も高騰していることを受け、令和4年度から生ごみ処理容器購入に対する助成率を購入金額の4分の3から5分の4に引き上げた。令和5年度からは、集合住宅等の非電動式生ごみ処理容器の使用が困難な家庭における生ごみの自家処理を推進するため、電動式生ごみ処理機を助成対象とした。	◎	様々な媒体を用いて普及啓発を行うとともに、生ごみマイスター制度等も活用しながら、生ごみ処理容器等を購入した方に対するアフターフォローも行う。
葉山町	町発祥であるキューロを安価で提供し、定期的に役場来庁者へのPR活動を実施している。また、電動生ごみ処理機等の購入補助を行い、生活様式に合わせて自家処理を導入できるよう努めている。	◎	役場以外にもPR活動を拡大し、積極的に周知啓発を行うとともに、導入の後押しになるよう動画などを活用し分かりやすく案内する。

2市1町	連携したキャンペーンについては、具体的な検討ができなかった。	×	将来的な生ごみ分別収集に向け、2市1町で連携したキャンペーンを検討する。
------	--------------------------------	---	--------------------------------------

(2) 紙類

【施策】

家庭から排出される燃やすごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチック等が混入していることから、周知・啓発をさらに進めるとともに分別指導を強化し、分別の徹底を図ります。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	家庭系ごみについては、令和6年度に「資源物とごみの分け方・出し方」を改訂する際、分別方法がより分かりやすくなるよう案内を更新した他、自治・町内会等の説明会等において分別徹底の啓発を行った。	◎	組成調査の結果において、資源物等の混入割合が有料化実施に伴い一時減少したものの、その後、有料化実施前の水準に戻りつつある状況が確認できるため、引き続き分別の徹底について様々な媒体で情報発信を行うとともに、不適物排出に対する内容物調査や訪問指導を実施する。
逗子市	廃棄物減量等推進員を対象に、古紙再生促進センターの講師を招き、講習会を実施し地域への普及啓発を図った。	○	引き続きポスターやチラシ等の他、生ごみ分別収集資源化に関する説明会にて周知するとともに、資源回収事業者との情報共有の場を設けることで課題等を確認していく。
葉山町	ホームページ、分別冊子やカレンダーの欄を通じて分別の周知・啓発を行うも、組成分析の結果から、未だ分別可能な紙類やプラスチック等が燃やすごみに含まれている。	○	引き続き広報、町内回覧やHP等により周知・啓発を図るとともに、実際のごみを使って分別方法を窓口で展示するなど、分かりやすく伝える工夫を取り入れる。

2 事業所から排出されるごみの減量・資源化施策

(1) 生ごみの削減

ア 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用

【施策】

事業所から排出される生ごみを削減するためには、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、さらなる効果的な資源化誘導策を検討します。

具体策としては、平成30年(2018年)8月に新たに横浜市鶴見区に民間事業者の施設が整備され、令和元年度(2019年度)に登録再生利用事業者の認可を取得したため、今後、排出事業者に周知し、搬出を誘導することで資源化を図ります。また、先進市の事例から、各市町の一般廃棄物処理計画に食品廃棄物の再生利用を明記することなどにより資源化の促進を図ります。

また、搬出先となる登録再生利用事業者の施設が三浦半島地域にないことが課題であることから、施設の誘致等の対応策も検討します。

【評価基準】

◎	計画どおり実施している
○	一部実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	登録再生利用事業者及びその他の食品再生利用事業者の受入状況を確認し、当該情報を排出事業者等に提供した。	○	登録再生事業者の受け入れ状況について排出事業者等に情報提供を行っており、引き続き生ごみの減量・資源化に誘導する。
逗子市	近隣市の登録再生事業所の受け入れ状況等について、情報収集を行った。家庭系生ごみの分別収集・資源化の開始時期に合わせて事業系ごみ処理手数料の見直しを行い、事業系生ごみの排出削減につながるよう周知を図った。	○	多量排出事業者等に対し、登録再生利用事業者の受け入れ状況について情報提供し、生ごみの資源化を促す。
葉山町	事業者から排出されるごみを持ち込む収集運搬業者へ分別指導を行うとともに、分別が守られていない事業者へ直接啓発をしている。	△	引き続き資源化へ移行していくことを念頭に入れて啓発していく。併せて、2市1町の枠組みの中で情報共有し、処理可能な施設を探す。
2市1町	施設の誘致等については、具体的な検討ができなかった。	×	各市町の状況を鑑みながら、施設の誘致等について検討する。

イ 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制

【施策】

生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発等の対応を検討します。

【評価基準】

◎	効果的な周知・啓発等の対応をしている
○	効果的な周知・啓発等の対応を具体的に検討している
△	効果的な周知・啓発等の対応について情報を収集している
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	令和3年度に「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設し、協力店が実施している取組や工夫内容をホームページやSNSで紹介するとともに、協力店の場所等を掲載した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を更新し、広く情報提供を実施した。 店舗等に対しては、廃棄物発生抑制等啓発指導員による周知・訪問や廃棄物適正処理主任指導員による組合等の役員会での説明会の実施等を通して、本制度への参加を要請するとともに、ポスターやチラシの配布など、多様な手段・媒体を用いてPRを実施した。 また、大型生ごみ処理機の購入費助成制度の活用を呼びかけるとともに、令和5年度に対象機器の要件を緩和した。	◎	廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による訪問指導、説明会の実施及び協力店登録制度の周知・啓発、大型生ごみ処理機の購入費助成制度の活用を引き続き呼びかけるとともに、国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を踏まえドギーバッグの利用促進の啓発を一層推進する。
逗子市	食品ロス削減について、ホームページや広報等で周知啓発を行っている。	○	飲食店等に対して様々な手法を用いて食品ロスについて周知啓発を図る。
葉山町	飲食店等に対しては周知・啓発できていないが、学校や保育園など、給食を提供する事業者には自家処理を推進している。児童や生徒を通じて地域住民へ働きかけることにより、消費者としての意識向上を図るとともに飲食店での食品ロス削減や家庭での食品廃棄物削減への効果も併せて期待している。	◎	現在、保育園には児童から家庭へと働きかけることを目的にキユーロを貸与している。 今後は、飲食店等への周知・啓発を図り、自家処理を推進することで発生抑制及び排出抑制を促進するとともに、自家処理が困難な場合の効果的な対応策についても併せて検討する。
2市1町	連携した取り組みについては、具体的な検討ができなかった。	×	各市町の状況を鑑みながら、2市1町で連携した周知・啓発手法を検討する。

(2) 排出事業者への適正排出の指導等

【施策】

事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化を進めるため、紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策定等に対する指導の徹底や啓発を連携して進めます。

【評価基準】

◎	紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策定等に対する指導の徹底や啓発をしている
○	紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、啓発をしている
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	事業系ごみについては、訪問指導やピット前検査等の実施を通じて分別徹底を図り、毎年度実施する組成調査及び資源化不燃物調査の結果において、産業廃棄物の混入等の割合が減少した。	◎	引き続き、啓発指導員による訪問指導を実施するとともに、組成調査及び資源化不適切物調査の結果を注視し必要に応じた対応を検討する。
逗子市	不定期で展開検査を行い指導するとともに、ごみステーションのごみから事業系ごみが発見された場合は訪問指導を行っている。 また、市商工会と連携し商工会員に対して適正な排出方法について周知を行った。	○	引き続き、不定期の展開検査及び訪問指導を実施し、適正な排出を促す。
葉山町	クリーンセンター場内に持ち込まれるごみは展開検査を行っている。 収集運搬業者に聞き取りをして分別できていない事業者を確認し、状況によっては持ち帰らせている。	○	引き続き、展開検査を行い、分別の状況を確認するとともに、事業者への訪問指導を通して周知、啓発を行っていく。

(3) 手数料の見直し

【施策】

事業系ごみ手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけており、このことがさらなるごみの減量・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めます。

【評価基準】

◎	事業系ごみ処理手数料の見直しの手続きが完了した
○	事業系ごみ処理手数料見直しの手続きを進めている
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	「植木剪定材」については、令和4年5月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会から答申を受け、同年10月に条例を改正した。植木剪定材受入事業場利用者への通知、広報かまくらやホームページでの周知の他、造園組合等に対して説明を実施し、令和5年4月から改定後の金額（10kg 当たり 210 円）を適用した。 「植木剪定材以外のもの」については、令和5年5月に同審議会から答申を受け、同年9月に条例を改正した。広報やホームページでの周知の他、鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者や鎌倉商工会議所に対して説明を実施し、令和6年10月から改定後の金額（10kg 当たり 400 円）を適用した。	◎	「植木剪定材以外のもの」については改定後も原価相当の約70%であり、処理原価の低減を目指しながら、人件費や物価の上昇等の社会情勢も踏まえ、引き続き処理原価との整合を検討していく。
逗子市	令和6年3月に逗子市廃棄物減量等推進審議会から答申を受け、同年9月に条例を改正した。広報やホームページでの周知の他、逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者、逗子市商店街連合会に個別に周知し、関係事業者への周知の協力を得た。また、逗子市商工会を通じてチラシの配布による周知を図った。令和7年4月1日から改定後の金額（10kg 当たり 350 円）を適用する。	◎	近隣市町村や社会情勢を勘案し、事業系ごみ処理手数料について段階的な見直しを検討していく。
葉山町	さらなるごみの減量、資源化に向けて、事業者に適正排出を促し、今後の処理方法を模索している。	△	展開検査を通して原価相当を算出し、処理の方向性を見極めた上で近隣市町の状況を鑑みて手数料の見直しを検討している。

3 取り組むべきその他の施策

(1) Refuse の周知・啓発

【施策】

家庭から排出される燃やすごみの中には、食品ロスとして問題となっている手つかず食品や食べ残し等の食品廃棄物のほかにも、再使用可能なものなどが混入しています。

このようなごみの発生及び排出がされないよう、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）及びRecycle（再生利用）といった3Rの前段階であるRefuse（不要な物を買わない・断る）についても周知・啓発を行います。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	マイボトルの使用を促すため、令和元年度から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置し、令和6年12月現在34台を供用。給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。（令和5年度の推計では、500mlペットボトル換算で約62万本分の利用実績）	◎	引き続き、マイボトルやマイバックの一層の普及を目指して効果的な施策の検討を図る。また、食品ロス量の割合が増加傾向にあるため、家庭での計画的な食材の購入、保存、調理の工夫を普及啓発する。
逗子市	マイボトルの使用を促すため、令和4年度及び令和5年度に、市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置した。令和6年12月時点で500mlペットボトル換算で約1万8千本分の削減効果が出ている。	◎	引き続き、マイボトルの普及を目指すとともに、食品ロスについても、生ごみの分別収集と並行して市民へ周知する。
葉山町	3R+1を基本とし、周知・啓発を行っている。啓発にあたっては、エシカルアクションを通じて推進している。HPやイベント等により取り組みのヒントを提供し、行動しやすい環境づくりに努めている。	◎	地球温暖化対策と連携し、周知・啓発していく。特に理解の深まる若年層を中心に環境教育やイベント等を通じて啓発し、効果的に取り組む。

(2) 新たな資源化の検討

【施策】

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている紙おむつについては、さらなる高齢化が進展することに鑑み、引き続き資源化の検討を進めます。

現在、国土交通省が進めている下水道施設での紙おむつの受け入れに関する技術面、制度面の検討状況、令和2年(2020年)3月に策定された、環境省の「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」、既に民間事業者が資源化を実施している福岡県大木町や実証実験を行っている鹿児島県志布志市の状況、民間事業者における処理施設の整備状況等を踏まえ、費用対効果を勘案して実施の見通しが立った段階で削減効果を見極め、新たな資源化として位置付けます。

また、資源物及びごみの処理に関しては、日々、新たな技術開発が進められていることから、その動向を注視し、新たな技術の利用や民間施設の活用を視野に入れ、ゼロ・ウェイストの実現に寄与する資源化手法の導入を検討します。

【評価基準】

◎	新たな資源化について検討が完了し、方向性が決定している
○	新たな資源化について具体的に検討している
△	新たな資源化についての情報を収集している
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	国の動向や先進自治体・民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて紙おむつの資源化施設の整備及び民間委託の検討を進めた。 令和3年度にサウンディング調査を実施し、令和4年度は更に排出事業者の施設内で処理可能な設備機器の導入に向けたサウンディング調査を実施して、主に熱分解や水溶化処理、汚物を薬剤により分離して減容化する方法が提案された。 令和5年度に民間事業者と連携して実証実験を実施した。その結果、異物除去や乾燥等の追加工程を踏むことで分離処理した廃棄物は製品原料としての活用の可能性はあると考えられる。	○	国や県、資源化に取り組む事業者等とも連携し、資源化の手法、収集体制、費用対効果などの検討を進める。

逗子市	紙おむつの資源化について情報収集を行い、資源化の手法について検討している。	○	先進自治体や民間施設の取り組みを参考に、逗子市における紙おむつ資源化の可能性を検討していく。
葉山町	生ごみ分別に伴い、燃やすごみの収集回数が減ることにより、紙おむつを使用する家庭における課題を解決するための手法を検討している。併せて資源化の導入を見据えた検討を進めているが、近隣に資源化を行う処理施設がないことが課題となっている。	○	資源化に向けて先進地視察や民間処理施設の情報収集を行い、資源化の動向を注視していくと共に、資源化が可能となった際に円滑に取り組めるよう収集の手法を工夫する。

(3) ごみ処理経費の縮減

ア 処理の一元化

【施策】

資源物又はごみの処理先（中間処理又は最終処分）を統一し、2市1町で一括して処理することでスケールメリットが得られることから、処理にかかる費用が抑えられる見込みがあります。

処理にかかる費用に加え、施設への収集運搬にかかる費用に関しても、より効率的な体制を検討します。

【評価基準】

◎	2市1町で連携して処理の一元化について検討が完了し、方向性が決定している
○	2市1町で連携して処理の一元化について検討している
△	2市1町で効果的な一元化の対応について情報の交換を実施している
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
2市1町	鎌倉市・逗子市・葉山町広域化検討協議会において、製品プラスチック、紙おむつ等について処理の一元化の可能性を検討した。	○	引き続き、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会において、検討を継続する。

イ 分別品目の統一化等

【施策】

各市町単独で実施しているごみ処理体制を、将来的に2市1町で実施する体制へと移行することによって、より効率的なごみ処理を行うことができることから、分別品目の統一化や2市1町にわたる収集運搬体制について研究します。

【評価基準】

◎	2市1町で連携して分別品目の統一化等について研究し、方向性が決定している
○	2市1町で連携して分別品目の統一化等について研究している
△	2市1町で連携して分別品目の統一化等について情報の交換を実施している
×	実施できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
2市1町	鎌倉市・逗子市・葉山町広域化検討協議会において、分別品目の統一化についての可能性を検討した。	○	引き続き、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会において、検討を継続する。

第5章 ごみ処理施設の整備方針の取り組み状況

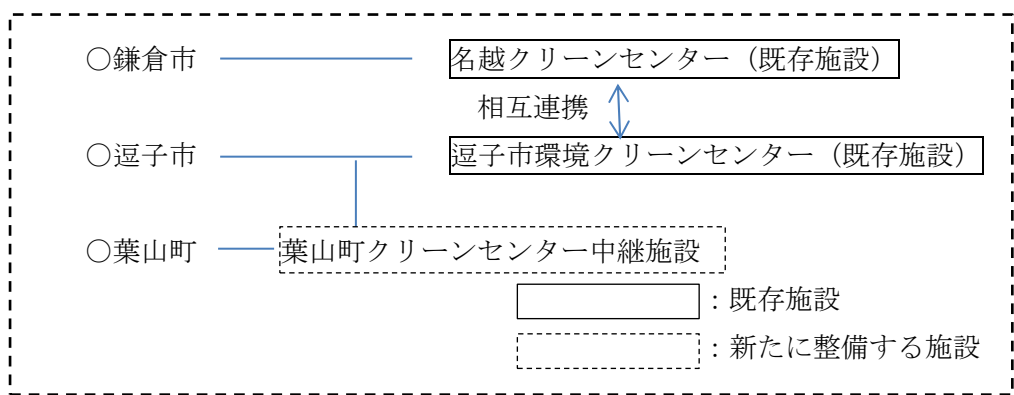
第Ⅰ期（令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで）計画の整備状況は次のとおりです。

1 焼却施設、中継施設

【整備方針】

焼却施設は、鎌倉市と逗子市の既存施設を利用することとし、次に示すグループで連携を図り処理を行います。また、葉山町に中継施設を整備します。

なお、鎌倉市と逗子市の焼却施設では、それぞれの施設の工事等に伴う休炉時及び緊急を要する災害時等において相互に連携を図るものとします。



【評価基準】

◎	計画どおり実施している
○	実施に向けて準備段階である
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

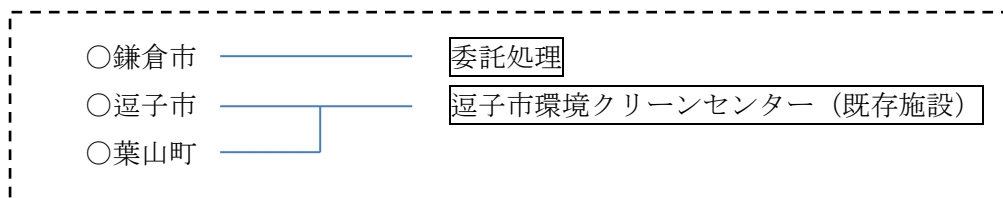
	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	令和7年1月25日に焼却を停止した。焼却停止後は、バックアップ協定に基づく民間事業者での処理を中心に、逗子市や近隣自治体での処理など安定的な処理に努めた。	◎	名越クリーンセンター稼働停止後は、令和10年度中の稼働を目指し、中継施設整備を進める必要がある。
逗子市	平成30年度から葉山町の可燃ごみの受け入れを開始した（平成29年度は可燃ごみの受け入れ処理を試行）。令和7年度からの鎌倉市の可燃ごみの受け入れに備え、焼却施設の大規模修繕等を実施した。	◎	年間焼却量2万tの範囲内で円滑に処理ができるよう適正な維持・修繕を図っていく。
葉山町	令和7年2月に新施設の整備が完了し、同年3月から供用開始した。	◎	

2 容器包装プラスチック処理施設

【整備方針】

容器包装プラスチックの処理は、逗子市は直営（既存施設）で処理し、鎌倉市は市内の民間事業者へ処理を委託し、葉山町は逗子市に処理を委託します。

次に示す連携を図り処理を行うこととします。



【評価基準】

◎	計画どおり実施している
○	実施に向けて準備段階である
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

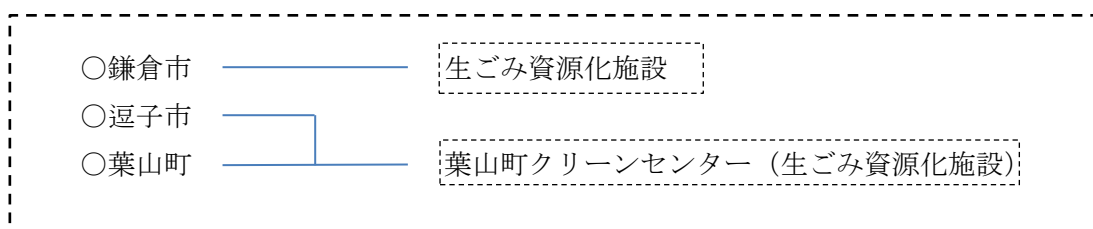
	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	市内の民間事業者へ処理を委託している。	◎	民間事業者へ委託し安定的な処理を継続しつつ、今後、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体処理の検討を行う。
逗子市	令和2年度から葉山町の容器包装プラスチック全量について処理を受託し、円滑に処理できている。	◎	今後は製品プラスチックの資源化に向けて、葉山町と検討を進める。
葉山町	逗子市の施設へ処理の委託を行っている。	◎	今後は製品プラスチックの資源化に向けて、逗子市と検討を進める。

3 生ごみ資源化施設

【整備方針】

生ごみについては、ゼロ・ウェイストの実現を目指して出来るかぎり減量・資源化を図るという基本理念や生ごみの減量・資源化を共通の課題として取り組むという基本方針に基づき、これまでの検討状況を考慮し、次に示す連携を図り施設整備を行い、資源化を行うこととします。

なお、鎌倉市の生ごみ資源化施設は、5 t 未満の施設を先行して整備する予定です。



【評価基準】

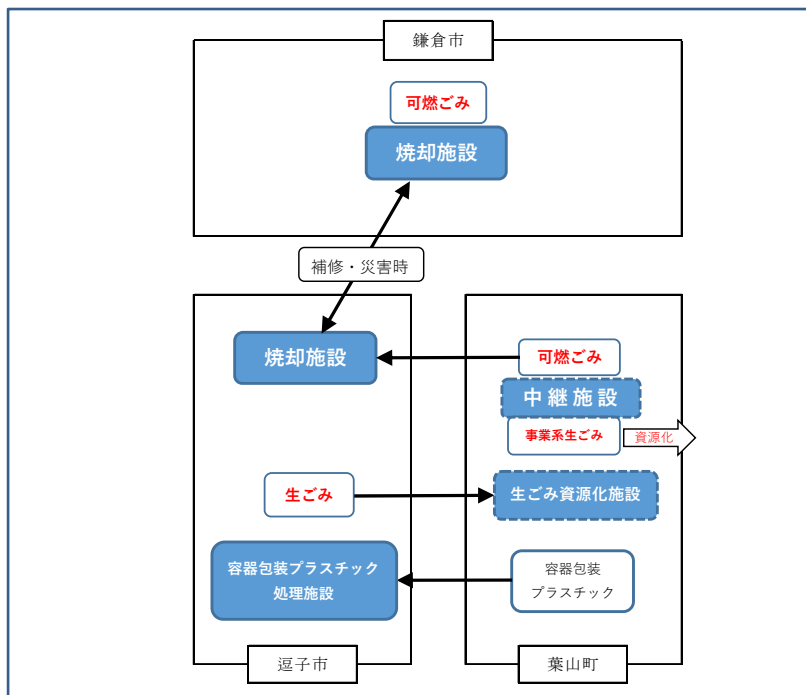
◎	計画どおり実施している
○	実施に向けて準備段階である
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	施設整備候補地周辺の町内会と市で組織する協議会において、名越中継施設整備期間中にごみの中継施設として継続利用していくための協議を実施し、協定を締結した。	△	名越中継施設整備後は、生ごみ資源化施設の整備に向けて、施設周辺町内会と市で組織する協議会を中心に資源化手法を含め、協議を進める必要がある。
逗子市	指定収集袋の作製、ごみと資源物の出し方についての冊子「CUZ」の改訂、市民周知等、生ごみの分別収集・資源化に向けて準備を進めたが、生ごみ資源化処理施設の工期延期により、分別収集の実施を延期した。	○	葉山町の生ごみ資源化処理施設が完成し、供用が開始された後、葉山町との処理の委託に向けた協議等の準備が整い次第、市民周知、冊子全戸配布、指定収集袋販売等の準備を進め、生ごみの分別収集・資源化を実施する。
葉山町	令和7年2月までに生ごみ資源化処理施設を建設し、同年3月から本格稼働の予定で進めていたが、社会情勢の影響により工期が延長となった。	○	工期延長にはなるが、令和7年7月には新施設の整備が完了し、同年8月からは供用開始予定となっている。

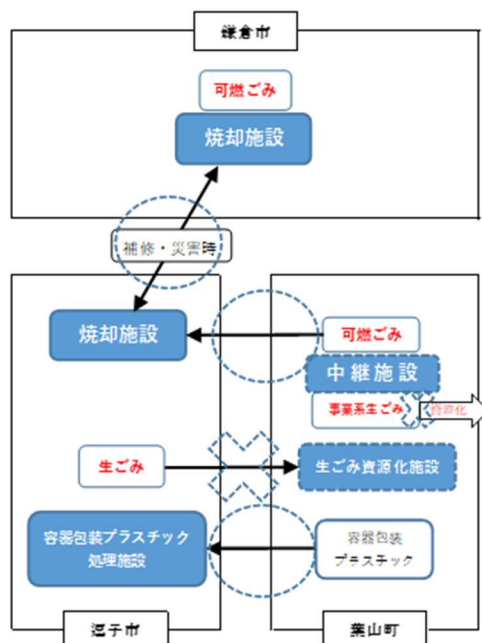
4 ごみ処理の連携

【連携の方針】



【評価】

現状は、葉山町での生ごみ資源化施設の整備が遅れており、逗子市との連携が実施されていません。



○：実施 ×：未実施

第6章 まとめ

1 各施策の実施状況

各施策の実施状況は、表 6.1 に示すとおりです。

各施策に対する各市町の実施状況には、進捗状況に差が見られますが、中間評価としては、概ね計画どおり進んでいるものと評価できます。

検討段階の施策については、今後、第Ⅱ期(令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで)の段階で実施する必要があります。特に、2市1町が連携し進める施策については、積極的に進める必要があります。

表 6.1 各施策の実施状況のまとめ

<ごみ減量・資源化施策の取り組み状況>

各施策		鎌倉市	逗子市	葉山町	2市1町
1 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策					
(1) 生ごみ					
ア 資源化の推進		△	○	○	—
イ 食品ロスの削減		◎	◎	◎	—
ウ 家庭用生ごみ処理容器の普及促進		◎	◎	◎	×
(2) 紙類		◎	○	○	—
2 事業所から排出されるごみの減量・資源化施策					
(1) 生ごみの削減					
ア 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用		○	○	△	×
イ 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制		◎	○	◎	×
(2) 排出事業者への適正排出の指導等		◎	○	○	—
(3) 手数料の見直し		◎	◎	△	—
3 取り組むべきその他の施策					
(1) Refuseの周知・啓発		◎	◎	◎	—
(2) 新たな資源化の検討		○	○	○	—
(3) ごみ処理経費の縮減					
ア 処理の一元化		—	—	—	○
イ 分別品目の統一化等		—	—	—	○

2 可燃ごみ総排出量の削減状況

令和6年度（2024年度）の2市1町の各施策実施等に伴う焼却対象の可燃ごみの総量は、34,637 tで目標量36,337 tを1,700 t下回っており、減量化目標を達しているものと評価できます。

しかし、減量化は、鎌倉市の事業系可燃ごみの資源化によるところが大きく寄与しており、家庭系可燃ごみは目標を上回っており、家庭系可燃ごみの減量化が第Ⅱ期(令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで)での課題といえます。逗子市と葉山町の生ごみの分別資源化が進めば、概ね目標を達成できることが見込まれます。

表 6.2 可燃ごみ総排出量の削減状況

(t)

	令和6年度（2024年度）		
	目標量①	実績量（速報値）②	差（②－①）
家庭系可燃ごみ量	24,403	29,197	4,794
事業系可燃ごみ量	11,934	5,440	-6,494
合 計 量	36,337	34,637	-1,700

3 ごみ処理施設の整備及び連携の取り組み状況

ごみ処理施設整備の取り組みは、葉山町の生ごみ資源化施設の建設が遅れている状況ですが、令和7年度（2025年度）中には稼働が予定されており、計画どおりの進捗といえます。

また、鎌倉市の生ごみ資源化施設整備は候補地周辺の町内会と市で組織する協議会を中心に資源化手法を含め協議を進めていく段階です。

逗子市既存焼却施設の焼却可能量が年間 20,000t 程度であることを踏まえ、鎌倉市の可燃ごみの一部を他自治体及び民間事業者で適正に処理するよう安定的なごみ処理体制を構築し、第Ⅱ期(令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで)の計画を推進していきます。

表 6.3 ごみ処理施設の整備状況のまとめ

<ごみ処理施設の整備方針の取り組み状況>

ごみ処理施設	鎌倉市	逗子市	葉山町
1 焼却施設、中継施設	◎	◎	◎
2 容器包装プラスチック処理施設	◎	◎	◎
3 生ごみ資源化施設	△	○	○

資料内訳

総務常任委員会 所管事務調査

資料⑬

4月17日付、「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」に対する回答

送付鑑文

生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応に係る経費

別紙①-1 請求書（全戸配布チラシカラー用紙購入代）

別紙①-2 財務会計より作成（全戸配布チラシカラー用紙購入代）

別紙②-1 請求書（全戸配布チラシ配布業務委託料）

別紙②-2 業務完了届（全戸配布チラシ配布業務委託料）

別紙②-3 逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託契約書

別紙②-4 財務会計より作成（全戸配布チラシ配布業務委託料）

別紙②-5 全戸配布チラシ「生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します」

別紙③ 庁内カラー印刷費

別紙④ 庁内モノクロ印刷費（機器類賃貸借契約書 モノクロ高速デジタル印刷機）

別紙⑤ 12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料

別紙⑥ 生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 廃棄物減量等推進員への通知郵送料

別紙⑦ 減免対象者への通知郵送料（身体障害者手帳（1級・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯）

別紙⑧ 減免対象者への通知郵送料（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯）

別紙⑨-1 請求書（生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル）

別紙⑨-2 生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル

別紙⑨-3 生ごみの分別収集・資源化についての冊子表紙（説明書きラベル貼付）

別紙⑩ 生ごみ用指定収集袋倉庫保管料

7 逗資発第 28 号
2025 年（令和 7 年）7 月 4 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（回答）

令和 7 年 4 月 17 日付け、葉セ第 1 号により貴町からご依頼のありました標記の件につきまして、回答いたします。

生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害が見込まれる費用については、現時点において別添のとおりとなります。

担当：資源循環課 鷺原
電話：046-873-1111 内線 470

【支出済額(令和7年6月末現在)】

No.	項 目	内 訳		金 額	年度	
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用 カラー用紙 A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円	41,910	R6	別紙①
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずし1月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの(別紙②-5)。	5.5円×26,439部×1.10=159,956円	159,956	R6	別紙②
3	庁内カラー印刷費	12月市民説明会中止に係るチラシ印刷費	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚=798円	798	R6	別紙③
4	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円	11,796	R6	別紙④
		全戸配布チラシ印刷費(転入者等配付用) ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。「ごみと資源物の収集カレンダー」に挟み込み窓口にて配付(別紙②-5)	200枚(A3印刷100枚→A4印刷200枚に分割) 200枚÷2×0.78円×1.10=85円		R6	
			300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※不足のため追加印刷		R7	
5	通知等郵送料	12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料 ※自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼したもの。	11月29日*83通 12,550円	81,492	R6	別紙⑤
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	12月4日*61通 5,856円		R6	別紙⑥
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみ用指定収集袋の交付について案内済であった減免対象者に対し、生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴い交付時期が延期となることを案内する必要が生じたため送付したもの。	12月25日*126通 12,110円 ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 1月22日*531通 50,976円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯		R6	別紙⑦ 別紙⑧

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
6	その他消耗品代	生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル	639円×1.10＝702円	1,404	R6
			639円×1.10＝702円 ※不足のため追加作成		R7
7	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10＝166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 166,320円/月×3か月＝498,960円(令和7年4～6月分)	498,960	R7.4 ～6
小計				796,316	

別紙⑨

別紙⑩

【支出見込額(令和7年7月以降)】

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
8	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用(広報ずしと同時配布) カラー用紙A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	1,270円×30包(500枚入)×1.10＝41,910円 ※令和6年度購入費と同額で試算	41,910	見込
9	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずしと同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	5.5円×26,439部×1.10＝159,956円 ※令和6年度委託料と同額で試算	159,956	見込
10	庁内カラー印刷費	市民説明会周知用チラシ印刷	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚×4か月分＝3,195円 ※令和6年度と同送付数で試算	3,195	見込
11	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10＝11,583円 ※令和6年度と同単価で試算	11,992	見込
		全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ (転入者等配付用)	300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10＝128円 ※令和6年度と同単価で試算		見込
		減免対象者への通知印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	657枚÷2×0.78円×1.10＝281円 ※令和6年度と同単価で試算		見込

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
12	通知等郵送料	生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会に係る通知及びチラシ郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼するもの。	12,550円(83通)×4か月分＝50,200円 ※令和6年度郵送料と同額で試算	119,142	見込
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期について廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	5,856円(61通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	63,086円(657通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
13	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 日本語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要がある。データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額の増額が見込まれるもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,887,600円 ②契約変更後(データ作成まで) 335,500円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 1,822,260円 (②+③)－①＝270,160円	270,160	見込
14	「逗子市のごみと資源物の出し方C UZ」印刷製本費 英語版(契約分割による差額)		①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,135,200円 ②契約変更後(データ作成(翻訳)まで) 858,000円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 356,400円 (②+③)－①＝79,200円	79,200	見込
15	市民説明会会場使用料	自治会館等会場使用料	※令和6年度予算計上額と同額で試算	52,600	見込

小計 738,155

※2025年(令和7年)7月4日時点の生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応にかかる経費として記載するもの。

生ごみの分別収集・資源化の開始に当たって見込まれる経費については、現時点で想定される経費を計上しており、今後追加で発生する可能性がある。

No.	項 目	内 訳		金 額	年度
16	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円/箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10＝166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 <令和7年7月以降 支出見込額> 166,320円(倉庫保管料)×月数	166,320円/月	R7.7 ～

別紙⑩

(参考)年額 166,320円×12か月＝1,995,840円

請 求 書

2024 年 12 月 25 日

逗子市長 殿

理想科学工業株式会社

神奈川県横浜市中区山下町209
帝蚕関内ビル11F
神奈川営業所
営業所長 永田 純一
TEL 045-330-9938
登録番号 T9010401031452

合計金額 ￥ 41,910

商品コード	品名 (規格)	数量	単位	単価	金額
9808	PPC COLORコピー用紙クリームA3	30	包	1,270	38,100
小 計					38,100

	合 計 (税 込)	¥41,910
	消 費 税 等	3,810
	税 抜 金 額	税 額
10%対象	38,100	3,810
8%対象 (軽減)	0	0
8%対象	0	0

納品先：逗子市役所資源循環課
得意先CD：5147203000

振込先
銀行名 横浜銀行 反町支店
種 目 普通 No.0051879
口座名義 理想科学工業(株)

2024年度(令和6年度)家庭系ごみ排出抑制推進事業 整理簿 4.2.1.2.5.11.1 消耗品費

日 付	伝票区分	伝票番号	件 名	相 手 先	負担行為額(円)	支出命令額(円)	状 態
06.12.05	負担行為	0029000-000	カラー用紙代(生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴う全戸配布チラシ用)	理想科学工業(株)	41,910		月次済
07.01.16	支出命令	0029000-001	カラー用紙代(生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴う全戸配布チラシ用)	理想科学工業(株)		41,910	月次済
合 計					41,910	41,910	

逗子市財務会計システムより作成

御 請 求 書

2025年3月6日

逗子市長 様

このたびは誠にありがとうございます。
生ごみ分別収集延期
の配布業務が完了しましたので、下記の通り請求申し上げます。

横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出総一郎
横須賀市日の出町1-15 エステート中央402
(TEL) 046-827-4332
(FAX) 046-827-4375
登録番号T1021005007688

合計請求金額 159,956 円也

(単位:円)

品 名	単 価	数 量	小 計	消費税額(10%)	税 込 小 計
生ごみ分別収集延期	¥5.5	26,439	¥145,415	¥14,541	¥159,956
合 計		26,439	145,415	14,541	159,956

●振込口座番号

三菱UFJ銀行 逗子支店
普通 0003825

横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出 総一郎

(受付窓口) 横須賀新聞販売協同組合
責任者:逗子支部長 鈴木大介(担当 金井 真紀)
〒249-0001 逗子市久木1-1-11 ASA逗子・葉山内
(TEL) 046-872-9666
(FAX) 046-872-9667

* よろしく願いいたします。

逗子市長

様御中

生ごみ分別収集延期 業務完了届(配布終了報告書)、残余数返却報告

2024 年 12 月 28 日

下記に記述したとおり

生ごみ分別収集延期 の配布業務が完了した事を、報告致します。

横須賀新聞販売協同組合

代表理事 井出総一郎

横須賀市日の出町1-15 エステート中央402

(TEL) 046-827-4332

(FAX) 046-827-4375

* 詳細は、別紙配布明細をご参照下さい。

持込月日	2024/12/23	配布指定日	12月25日 ~ 12月28日
持込枚数	26,450 枚		
期間内配布枚数	26,432 枚		
未配布届枚数	7 枚		
合計配布実数	26,439 枚		
先返却数	0 枚		
今回返却数	11 枚		

契約業第 370 号

業 務 委 託 単 価 契 約 書

業 務 の 名 称	逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託		
業 務 の 場 所	逗子市内		
委 託 の 期 間	着 手 期 日	令和6年7月1日	
	履 行 期 限	令和7年3月31日	
契 約 金 額 (単 価)	別紙内訳書のとおり		
契 約 保 証 金	免除		

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月26日

発注者 逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市長 桐ヶ谷 覚

受注者 横須賀市日の出町1-15 エースト中央402
横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出 裕一郎

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書等に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継せしめてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括下請負の禁止等)

第3条 受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、発注者に委託業務一部下請承認届により届け出なければならない。

3 発注者は、前項の規定による届出があった場合において、下請負人が不適格と認めたときは、受注者に対し変更を命じることができる。

(調査及び報告)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の仕様変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の履行を中止し、又は設計若しくは仕様の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して定める。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者は、受注者に対し損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者、受注者協議して定める。

(履行期間の延長)

第6条 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由の生じたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期限延長申請書を提出することができる。

2 発注者は、前項の規定による申請があったときは、その事実を審査し、これを承認するものとする。

(危険負担)

第7条 委託業務完了前に生じた損害又は業務履行上生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、受注者と協議してその負担額を定めることができる。

(違約金の徴収)

第8条 受注者が自らの責に基づく理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みのあるときは、発注者は、業務を継続せしめ、業務完了後受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。

(業務完了検査)

第9条 受注者は、委託業務が完了したときは、発注者に業務完了届を提出してその検査に合格しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、発注者の指示する

期間等にお

において、

受けるもの

3 発注者

4 前項の場

ればならな

第10条 発

は、これを

だし、この

2 前条第4

た日から起

(契約金額

第11条 受

従って契約

2 発注者

うものと

(発注者の

第12条 発

るほか、

2 発注者

は、その

(発注者の

第13条 発

の履行の

とができ

上の社会

なお、契

ても弁済

(1) 正当

(2) 委託

に契約

(3) 前2

約に違

2 受注者

請負代金

い。

(発注者の

第14条 発

契約の全

ることが

期間等における委託業務の履行状況を示す報告書を提出させることができる。この場合において、受注者は当該報告書において報告した業務の履行状況について発注者の検査を受けるものとする。

3 発注者は、検査の結果不合格のときは、期間を指定して補正を命じなければならない。

4 前項の場合において、受注者は、指定期間内にこれを補正して改めて検査を受けなければならない。

第 10 条 発注者は、前条第 1 項の業務完了届又は同条第 2 項の報告書の提出があったときは、これを受理した日から 10 日以内に受注者を立ち会わせて検査を行うものとする。ただし、これにより難しいときは 15 日以内とする。

2 前条第 4 項の場合における検査の時期は、受注者から補正を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第 11 条 受注者は、第 9 条に規定する業務完了検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による支払請求があったときは、請求の日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45 日以内とする。

(発注者の任意による契約の解除)

第 12 条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条から第 15 条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による契約の解除)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

なお、契約の全部又は一部を解除する場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前 2 号のほか、法令及び逗子市財務規則（平成 3 年逗子市規則第 6 号）又はこの契約に違反したとき。

2 受注者は、発注者が前項の規定により契約を解除した場合においては、違約金として請負代金の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の催告によらない契約の解除)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

- (1) 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の履行の全部を完了することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行の全部を完了することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) この契約の入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
 - (8) 受注者が破産手続開始の決定を受け、又は所在不明となったとき。
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (10) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合においては、前項第8号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人。
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第215号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。（暴力団排除に係る契約の解除）
- 第15条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が個人である場合にあつては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあつては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者
という。

(3) 受注者
(4) 受注者
場合に
相談役、
行する
認められ
いう。)

(5) 受注者
が第1
したと

(6) 受注者
料の購
発注者

2 受注者
かに該当

3 第13条

4 前項の
者に違約
(発注者
第16条 第
あるとき
(受注者
第17条 受
催告をし
その期間
て軽微で

2 前項の
きにおい
ない。
(受注者
第18条 受
とができ
(1) 第5
くは仕
2 前項の
は、その
(受注者

とき。

に表示したと

一部の履行を
約をした目的

の期間内に履
行者が履行を

が前条の催告
ことが明らか

去律第 77 号)

暴力団員 (暴

暴力団員をい

る者に請負

き。

に該当する場

第 16 条

第 13 条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるもので

あるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による契約の解除)

第 17 条

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、

その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし

て軽微であるときは、この限りでない。

2

前項の規定による請求があった場合で、発注者が当該契約を解除することを認めたと

きにおいて、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告によらない契約の解除)

第 18 条

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除するこ

とができる。

(1)

第 5 条の規定により業務中止の日数が契約期間の 2 分の 1 を超過し、又は設計若し

くは仕様の変更のため、契約金額の 3 分の 2 以上が減じたとき。

2

前項の規定による請求があった場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者

は、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

(2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例 (平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」
という。) 第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者が県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。

(4) 受注者及び役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である
場合には役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、
相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執
行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と
認められる者を含む。) 又は支店若しくは営業所 (常時業務の契約を締結する事務所を
いう。) の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員等と密接な関係を有していると認め
られたとき。

(5) 受注者が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方
が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結
したと認められるとき。

(6) 受注者が第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材
料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 (前号に該当する場合を除く。) に
発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれ
かに該当した場合に適用する。

3 第 13 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 前項の場合において、受注者が共同事業体であるときには、構成員は、連帯して発注
者に違約金を支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 16 条 第 13 条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるもので
あるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による契約の解除)

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の
催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、
その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし
て軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求があった場合で、発注者が当該契約を解除することを認めたと
きにおいて、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければなら
ない。

(受注者の催告によらない契約の解除)

第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除するこ
とができる。

(1) 第 5 条の規定により業務中止の日数が契約期間の 2 分の 1 を超過し、又は設計若し
くは仕様の変更のため、契約金額の 3 分の 2 以上が減じたとき。

2 前項の規定による請求があった場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者
は、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合には、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第6条の規定により、発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第6条の規定により発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務上知り得た秘密事項を他人に洩らしてはならない。

(補則)

第22条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき又はこの契約に定めてない事項については、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

によるものでない。

暴力団又は暴力団に管轄の警察

れがある場合、履行期限に期限延長の申請

合には、そのければならな

ある場合には、期限に遅れが申請を行うも

い。

この契約に定受注者協議の

(税抜)

内訳書

品名、大きさ、頁数		配布予定部数	単価	予定回数	合計
広報ずし A4 12～24 頁		26, 450 部	10 円	9 回	2, 380, 500 円
	けんしんナビ A4 8 頁	同時配布 26, 450 部	7 円	1 回	185, 150 円
ごみと資源物の出し方 CUZ	同時配布	26, 450 部	18 円	1 回	476, 100 円
ごみと資源物の収集カレンダー A4 20 頁	同時配布	26, 450 部	12 円	1 回	317, 400 円
議会だより A4 18 頁まで	同時配布	26, 450 部	9 円	1 回	238, 050 円
議会だより A4 18 頁まで	単独配布	26, 450 部	10 円	2 回	529, 000 円
A4 サイズ 2 頁まで	同時配布	26, 450 部	5. 5 円	1 回	145, 475 円
	単独配布	26, 450 部	6. 5 円	1 回	171, 925 円
合計				17 回	4, 443, 600 円

1 件名
逗子市

2 概要
広報す
市内の全

3 契約方
1 部

4 委託期
2024

5 配布特
別紙

6 配布
1 回

7 配布
広報
までと
則とし
間程度

8 広報
別紙

9 配布
(1) 配
(2) 広
(3) 配
(4) 配
(5) 天

仕様書

1 件名

逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託

2 概要

広報ずし、広報ずしとの同時配布物及び単独での配布物（以下、「配布物」という。）を市内の全世帯に配布するもの。

3 契約方法

1部あたりの単価契約とする。

4 委託期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

5 配布物の形態、発行予定回数及び納入方法など

別紙1のとおり

6 配布予定部数

1回あたり約26,450部（世帯数による増減あり）

7 配布期限

広報ずし及び広報ずしとの同時配布物については、原則として広報ずし発行日の前日までとし、配布にかかる日数は4日間程度とする。なお、単独での配布物については、原則として発注者が指定する日の前日までとし、配布にかかる日数は発注者が指定する4日間程度とする。

8 広報ずしの発行日、納入日及び配布日

別紙2のとおり

9 配布方法等

- (1) 配布物は必ず、別紙2に記載した配布日に配布をすること。
- (2) 広報ずしの表紙が見えるよう、同時配布物は広報ずしに挟み込むこと。
- (3) 配布物には市が許可した配布物以外の印刷物等との混入をしないこと。
- (4) 配布物は、必ずポストの奥まで押し込み、完全投函すること。
- (5) 天候に配慮し配布物が破損・汚損しないよう工夫をする。

- (6) 遅配、配布漏れ等の苦情には原則として即日対処し、配布完了まで対応すること。
- (7) マンションなどへの配布は、発注者の指示による。
- (8) 発注者から市内全戸配布のための配布先一覧の提供は行わない。

10 業務完了

- (1) 配布が完了した時は、直ちに担当所管課に報告する。
- (2) 配布後、配布枚数を確認し、担当所管課に業務完了届の提出をする。
- (3) 配布物の残余分は担当所管課に速やかに返納する。

11 支払方法

配布枚数あたりの出来高払いとし、受注者は業務完了後、配布物の担当所管課にそれぞれ請求するものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、逗子市財務規則によるほか、その都度、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約
律（以下
基づき、

（基本
第1条
人情報

（秘密
第2条
ない。

（責任
第3条

を維持
（責任
第4条

業務に
らない
（作業

第5条
前に書

2 受注
受注者
（再委

第6条
注者に
子会社

2 受注
含む。

3 受注
務を

4 受注
応じ、
（派

第7条
基づ

2 受注

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して
ができる

2 受注者
ばならな
(指示)

第18条 発
必要な指
(契約解

第19条 発
び損害賠

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

配布物の形態、発行予定回数及び納入方法など

品名、大きさ、頁数	予定回数	納入方法	備考
広報ずし A4 12～24 頁	9 回	印刷会社から納入	
けんしんナビ A4 8 頁	1 回		広報ずし 4 月号と同時配布
ごみと資源物の出し方 CUZ A4 44 頁	1 回		広報ずし 2 月号と同時配布
ごみと資源物の収集カレンダー A4 20 頁	1 回		広報ずし 9 月号と同時配布
議会だより A4 18 頁まで	1 回		
	2 回		
A4 サイズ 2 頁まで	1 回		
	1 回		

広報ずしの発行日、納入日及び配布日

号	発行日	納入日	配布日
8月号	8月1日	7月26日	7月27日～31日
9月号	9月1日	8月27日	8月28日～31日
10月号	10月1日	9月26日	9月27日～30日
11月号	11月1日	10月25日	10月26日～31日
12月号	12月1日	11月26日	11月27日～30日
1月号	1月1日	12月24日	12月25日～28日
2月号	2月1日	1月27日	1月28日～31日
3月号	3月1日	2月21日	2月22日～28日
4月号	4月1日	3月27日	3月28日～31日

2024年度(令和7年度)家庭系ごみ排出抑制推進事業 整理簿 4.2.1.2.5.13.1 委託料

日 付	伝票区分	伝票番号	件 名	相 手 先	負担行為額(円)	支出命令額(円)	状 態
06.12.28	負担行為	0036394-000	チラシ全戸配布業務委託料(生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します)	横須賀新聞販売協同組合	159,956		月次済
07.03.27	支出命令	0036394-001	チラシ全戸配布業務委託料(生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します)	横須賀新聞販売協同組合		159,956	月次済
合 計					159,956	159,956	

逗子市財務会計システムより作成

生ごみの分別収集・資源化の 開始時期を延期します

2025年(令和7年)3月から稼働開始予定であった葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、2025年(令和7年)3月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について、開始時期を延期することになりました。

分別開始に向けて、準備にご協力をいただいていたところ大変申し訳ございません。今後の予定など詳細につきましては、決まり次第、市民の皆様にお伝えいたします。

■ ごみと資源物の収集カレンダーについて

広報ずし9月号と同時配布しました「ごみと資源物の収集カレンダー」の3月以降は、燃やすごみと生ごみのマークを掲載していますが、生ごみの分別収集・資源化の開始までは、生ごみは分別せずにこれまでどおり燃やすごみとして出してください。



【3月以降のカレンダー記載マーク】



生ごみの分別収集・資源化の開始までは、これまでと同じ燃やすごみの出し方です



■ 生ごみ用指定ごみ袋の販売について

2月から予定していた生ごみ用指定ごみ袋の販売を延期いたします。生ごみの分別収集・資源化の開始時期が決まりましたら、改めて販売時期をお知らせいたします。

■ 市民説明会の開催について

生ごみの分別収集・資源化の開始時期が決まりましたら再開いたします。

減免対象世帯の方へ

※「生活保護受給世帯」、「身体障害者手帳（1級・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯」、「児童扶養手当受給世帯」、「特別児童扶養手当受給世帯」の方

2025年(令和7年)2月以降、生ごみ用指定ごみ袋の交付を予定していましたが、生ごみの分別収集・資源化の延期に伴い、燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋のみ交付いたします。

生ごみ用指定ごみ袋の交付につきましては、改めてお知らせいたします。

問合せ先：生ごみの分別収集・資源化について 資源循環課 046-873-1111
ごみと資源物の収集カレンダーについて 環境クリーンセンター 046-871-7870

オルフィスFT ランニングコスト算出シート

単価(A4換算)は・・・

	白黒	単色カラー	フルカラー
単価	¥0.42	¥0.43	¥1.82

調査期間:

調査員:

【 月 日詳細カウント】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー
A3			
A4			
B4			
B5			
ハガキ			
不定形L			
不定形S			
合計	0		

【 月 日詳細カウント】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー
A3	1500枚	6枚	508936枚
A4	49665枚	86枚	2072530枚
B4	25枚	枚	9523枚
B5	枚	枚	15366枚
ハガキ	61枚	枚	5995枚
不定形L	1枚	枚	25047枚
不定形S	14枚	1401枚	31060枚
合計	2,721,216		

【使用枚数】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー	合計	サイズ比率
A3	1500枚	6枚	508936枚	510,442枚	18.76%
A4	49665枚	86枚	2072530枚	2,122,281枚	77.99%
B4	25枚	枚	9523枚	9,548枚	0.35%
B5	枚	枚	15366枚	15,366枚	0.56%
ハガキ	61枚	枚	5995枚	6,056枚	0.22%
不定形L	1枚	枚	25047枚	25,048枚	0.92%
不定形S	14枚	1401枚	31060枚	32,475枚	1.19%
合計	51266枚	1493枚	2668457枚	2,721,216枚	
白黒/カラー比率	1.88%	0.05%	98.06%		

【A4換算使用枚数】

	白黒	単色カラー	フルカラー	合計
A4換算(ページ)	52,726枚	799枚	3,177,012枚	3,230,536枚
比率	1.6%	0.02%	98.3%	100.0%

※A3は2倍、B4は1.5倍、B5を0.75倍、ハガキを0.5倍、不定形Lサイズは1.75倍、不定形Sは0.5倍換算。

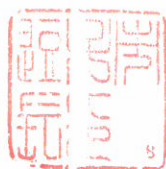
【インク重量入力欄】

色	使用前インク(%)	使用后インク(%)	インク交換本数	今回使用したインク重量(ml)	使用コスト(円)
ブラック	100%	98%	37	37020	¥1,360,115
シアン	100%	95%	41	41050	¥1,643,642
マゼンタ	100%	66%	28	28340	¥1,134,734
イエロー	100%	76%	41	41240	¥1,651,250

インク代 ¥5,789,740

1枚平均

¥2.13



契約他第 90 号

機 器 類 賃 貸 借 契 約 書

事業の名称	モノクロ高速デジタル印刷機賃貸借契約
設置場所	逗子市役所 3 階 総務課印刷室（逗子市逗子五丁目 2-16）
賃貸借期間	令和 4 年 8 月 1 日 から 令和 9 年 7 月 31 日 まで
賃 借 料	○機器賃借料 金 3,504,600 円（月額 58,410 円） うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 318,600 円
	（休訳） 令和 4 年 8 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで 金 467,280 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,480 円） 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで（4 か年度） 1 か年度 金 700,920 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,720 円） 令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 7 月 31 日 まで 金 233,640 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,240 円）
	○使用カウント数当たりの単価料金（消費税及び地方消費税別） 1 カウント当たり 0.78 円
契約保証金	免 除

上記の賃貸借について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 7 月 8 日

逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

発注者

逗子市長 桐ヶ谷 寛

横浜市西区みなとみらい 4-6-2

リコージャパン株式会社

受注者 神奈川支社 神奈川 LA 第二営業部

部長 谷村 純二



郵便物差出票（市内）
 主管課：資源循環課 取扱者： 内線：
 会計区分：1一般・特別（2国保・3後期高齢・4介護）・5下水道
 支出科目：款4項2目 / 事業14事業24

差出日：0年11月27日

別紙⑤

説明会733用

・定形内・定形外規格内・定形外規格外を（定形内・外・規格外）と表記しています。

内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
通常郵便 (定形内)		50gまで	110	()					
・通数の欄中 () 内は、 <u>環子市内宛ての内数</u> を () 外は、 <u>総数</u> を記入すること。									
通常郵便 (定形外)	規格内	50gまで	140	70	9800				
		100gまで	180	9	1620				
		150gまで	270	3	810				
		250gまで	320	1	320				
		500gまで	510						
	規格外	1kgまで	750						
通常はがき		2g～6g	85						
郵便区内特別(1)*ア (定形内)		50gまで	96						
郵便区内特別(1)*ア (定形外)		50gまで	128						
		100gまで	164						
		gまで							
郵便区内特別(2)*イ		50gまで	92						
郵便区内特別(3)*ウ		50gまで	81						

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+(定形内・外)
 *イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容		重 量	単 価	通 数	金 額
速達の場合のみ速達欄に○を記入	○	定形内・外・規格外	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達日指定	平・土・日・祝	gまで		
		配達時間帯指定郵便(普通・書留)		gまで		
欄に○を記入	ゆうメール		gまで			
	ゆうメール		gまで			
欄に○を記入	ゆうパケット	60サイズ	1cmまで	250		
		・タテ34cm以内	2cmまで	310		
		・1kg以内	3cmまで	360		
	ゆうパック	県内・____地帯	サイズ			
		県内・____地帯	サイズ			
		県内・____地帯	サイズ			
			重 量	送金金額	通 数	金 額
	現金書留		gまで			
	現金書留		gまで			
	現金書留		gまで			
合 計			83 通	12,550 円		

・通常郵便(定形内)を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
 ・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 ・神奈川県あての文書は通達便を利用してください。
 ・現金書留、1,000通以上の書留類、1,000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

100g以下 (9通)

- ・東町内会
- ・沼間3丁目
- ・松山4丁目町内会
- ・松山1丁目自治会
- ・山の根自治会
- ・東通子バス管理組合
- ・通子富岡自治会
- ・通子新保自治会
- ・小坪区会

150g以下 (3通)

- ・久不通合町内会
- ・東通子第一同地自治会
- ・沼間-1丁目自治会

250g以下 (1通)

- ・東通子第二同地自治会

郵便物差出票（市内）

差出日 R6年12月4日

管 課：資源循環課 取扱者 内線 472

会計区分：1一般・特別（2国保・3後期高齢・4介護）・5下水道

支出科目：款4項2目1事業14事業21

・（定形内・定形外規格内・定形外規格外）を（定形内・外・規格外）と表記しています。

内 容	重 量	単 価	通 数	金 額
通常郵便 （定形内）	50gまで	110	（ ）	
・通数の欄中（ ）内は、逗子市内宛ての内数を （ ）外は、他数を記入すること。				
通常郵便 （定形外）	規格内	50gまで	140	
		100gまで	180	
		150gまで	270	
		250gまで	320	
		500gまで	510	
		1kgまで	750	
	規格外	gまで		
通常はがき	2g～6g	85		
郵便区内特別(1)*ア （定形内）	50gまで	96	61	5856
郵便区内特別(1)*ア （定形外）	50gまで	128		
	100gまで	164		
	gまで			
郵便区内特別(2)*イ	50gまで	92		
郵便区内特別(3)*ウ	50gまで	81		

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+（定形内・外）
*イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
*ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容		重 量	単 価	通 数	金 額
速達の場合のみ速達の場合の欄に記入	○	定形内・外・規格外	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
		配達日指定	平・土・日・祝	gまで		
	配達時間帯指定郵便(普通・書留)		gまで			
	ゆうメール		gまで			
	ゆうメール		gまで			
を記入	ゆうパケット	60サイズ	1cmまで	250		
		・タテ34cm以内	2cmまで	310		
		・1kg以内	3cmまで	360		
	ゆうパック	県内・____地帯	サイズ			
		県内・____地帯	サイズ			
		県内・____地帯	サイズ			
				重 量	送金金額	通 数
	現金書留	gまで				
	現金書留	gまで				
	現金書留	gまで				
合 計			61 通	5856	円	

・通常郵便（定形内）を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
・神奈川県あての文書は通達便を利用してください。
・現金書留、100通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

生ごみの分別収集・資源化の延期に係る
逗子市廃棄物減量等推進員への通知郵送料

会計区分: 1一般・特別(2国保・3後期高齢・4介護)・5下水道

支出科目: 款4項2目1事業12事業25

・(定形内・定形外規格内・定形外規格外)を(定形内・外・規格外)と表記しています。

内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
通常郵便 (定形内)	50gまで	110	1()	110					
・通数の欄中()内は、塩子市内宛ての内数を ()外は、総数を記入すること。									
通常郵便 (定形外)	規格内	50gまで	140						
		100gまで	180						
		150gまで	270						
		250gまで	320						
		500gまで	510						
		1kgまで	750						
	規格外	gまで							
通常はがき	2g~6g	85							
郵便区内特別(1)*ア (定形内)	50gまで	96	125	12,000					
郵便区内特別(1)*ア (定形外)	50gまで	128							
	100gまで	164							
	gまで								
郵便区内特別(2)*イ	50gまで	92							
郵便区内特別(3)*ウ	50gまで	81							

*ア 市内+同一重量帯+100通以上+(定形内・外)
 *イ 市内+同一重量帯+100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
○	定形内・外・規格外			gまで						
速達の場合のみ速達の欄に○を記入	特定記録(定形内・外・規格外)			gまで						
	特定記録(定形内・外・規格外)			gまで						
	簡易書留(定形内・外・規格外)			gまで						
	簡易書留(定形内・外・規格外)			gまで						
	簡易書留(定形内・外・規格外)			gまで						
	一般書留(定形内・外・規格外)			gまで						
	配達証明(定形内・外・規格外)			gまで						
	配達日指定	平・土・日・祝		gまで						
	配達時間帯指定郵便(普通・書留)			gまで						
	ゆうメール			gまで						
速達の場合のみ速達の欄に○を記入	ゆうメール			gまで						
	ゆうバケット	60サイズ		1cmまで	250					
		・タテ34cm以内		2cmまで	310					
		・1kg以内		3cmまで	360					
	ゆうパック	県内・地帯		サイズ						
		県内・地帯		サイズ						
					重	量	送金金額	通	数	金 額
					現金書留	gまで				
					現金書留	gまで				
					現金書留	gまで				
合 計						126	通	12,110	円	

・通常郵便(定形内)を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
 ・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 ・神奈川県あての文書は通達便を利用してください。
 ・現金書留、100通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

減免対象者への通知 郵送料

- ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯

会計区分：1一般・特別（2国保・3後期高齢・4介護）・5下水道

支出科目：款4項2目1事業12事業25

・（定形内・定形外規格内・定形外規格外）を（定形内・外・規格外）と表記しています。

内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
通常郵便 （定形内）		50gまで	110						
・通数の欄中（ ）内は、彦子市内宛での内数を（ ）外は、総数を記入すること。									
通常郵便 （定形外）	規格内	50gまで	140						
		100gまで	180						
		150gまで	270						
		250gまで	320						
		500gまで	510						
		1kgまで	750						
	規格外	gまで							
通常はがき		2g～6g	85						
郵便区内特別(1)*ア （定形内）		50gまで	96			53/	50,976		
郵便区内特別(1)*ア （定形外）	50gまで	128							
		100gまで	164						
	gまで								
郵便区内特別(2)*イ		50gまで	92						
郵便区内特別(3)*ウ		50gまで	81						

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+（定形内・外）
 *イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内	容	重	量	単	価	通	数	金	額
速達の場合の速達欄に記入	○	定形内・外・規格外		gまで						
		特定記録（定形内・外・規格外）		gまで						
		特定記録（定形内・外・規格外）		gまで						
		簡易書留（定形内・外・規格外）		gまで						
		簡易書留（定形内・外・規格外）		gまで						
		簡易書留（定形内・外・規格外）		gまで						
		一般書留（定形内・外・規格外）		gまで						
		配達証明（定形内・外・規格外）		gまで						
		配達日指定 平・土・日・祝		gまで						
		配達時間帯指定郵便（普通・書留）		gまで						
○を記入	ゆうメール		gまで							
	ゆうメール		gまで							
	ゆうパケット	60サイズ	1cmまで	250						
		・タテ34cm以内	2cmまで	310						
		・1kg以内	3cmまで	360						
	ゆうパック	県内・____地帯	サイズ							
		県内・____地帯	サイズ							
		県内・____地帯	サイズ							
			重	量	送金金額	通	数	金	額	
	現金書留		gまで							
	現金書留		gまで							
	現金書留		gまで							
合 計					53/	通		50,976	円	

・通常郵便（定形内）を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
 ・区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 ・神奈川県あての文書は速達便を利用してください。
 ・現金書留、1000通以上の書留類、10000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

減免対象者への通知 郵送料
 ・生活保護受給世帯
 ・児童扶養手当受給世帯
 ・特別児童扶養手当受給世帯

逗子市役所 御中

逗子市長

1001191 04/04



株式会社 MonotaRO



別紙⑨-1

代表執行役
社長 田村 咲耶

お客様お問い合わせ窓口

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目2番2号

Jタワー大阪22階

TEL ☎ 0120-443-509

FAX ☎ 0120-289-888

email:toiawase@monotaro.com

https://www.monotaro.com

登録番号 T6140001054380

発行日 2024/11/15

注文書番号 033845200018

ページ 1 / 1

(請求ID : 3384520)

請求書

毎度、お取引ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。
右記口座へお振込いただきますようお願い致します。
なお、振込手数料は貴社にてご負担頂きますようお願い申し上げます。

お届け先
神奈川県逗子市逗子5丁目2-16 逗子市役所

逗子市役所 資源循環課 池田 様

振込先

銀行：三井住友銀行（銀行コード=0009）

支店：ドットコム支店（支店コード=953）

口座：当座 7140380

名義：株式会社MonotaRO かんモタロウ

今回お買上金額 ￥29,017

消費税等金額 ￥2,902

今回ご請求金額 ￥31,919

請求締日 2024年11月14日

<税率別内訳>	御買上額	消費税等	税込御買上額
内、10%	29,017	2,902	31,919
内、8%	0	0	0
内、非課税	0	0	0

日付	納品書番号	品名・摘要	数量	単価	金額 消費税等	軽減 税率	参照番号
11/14	033845200018-01	(01658877) 綿特日本一軍手 10ゲージ	5	299	1,495	150 10%	
11/14	033845200018-01	(02147014) 綿特日本一軍手 10ゲージ	3	299	897	90 10%	
11/14	033845200018-01	(27518829) 不織布手提げバッグ小	3	1,298	3,894	389 10%	
11/14	033845200018-02	(24120678) カラーペーパーA4特厚口50P	2	619	1,238	124 10%	
11/14	033845200018-02	(61386178) ラミネートフィルムA4横型 静電防止タイプ	10	1,490	14,900	1,490 10%	
11/14	033845200018-02	(25691690) ラミネートフィルム A3 100 枚入100u	1	2,898	2,898	290 10%	
11/14	033845200018-01	(31527807) いつものラベル 宛名・タイ トル用	3	639	1,917	192 10%	
11/14	033845200018-01	(34853795) クリアホルダー	2	889	1,778	178 10%	

現場を支えるネットストア

モノタロウ

ログイン

初めてのお客様へ 新規登録

マイページ

定期注文

ご購入履歴

WEB

お問合せ
フォーム

チャット

専任スタッフ
が対応

ご利用ガイド

お届け・お支払い
よくあるご質問

7,000
ご注文
で
返る

お礼券

1回7,000円(税抜)ご購入でさらにお得に!
同じ月なら 何回買っても送料無料!

欲しいものがスグ届く!
当日出荷 11万点

毎月の経費精算が楽になる!
法人・個人事業主なら 請求書払いOK

今すぐカンタン登録

カテゴリから探す

クイック
オーダー
(品番注文)

すべてのカテゴリ

商品名、キーワード、商品番号、使用用途

詳細

検索

0
バスケット

買ったもの

マイページ

本日は
水曜特価

車両メンテ用品の大特価 整備現場を応援

商品一覧はこちら>

印刷用紙/インク/印刷機 の新着商品

レーザーカ用ラベル
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 強粘再
剥離
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 強粘着
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 結露面
対応
ヒサゴ

屋外用ラベル A4 油面粗
面対応
ヒサゴ

ストックフォーム
スマートバリュー

BK-2001 給与明細
BSLシステム研究所

BZ-4001 汎用用紙
BSLシステム研究所

のり無しステレンボード
ジャストコーポレーシ...

再剥離ハガキサイズシ
ートパック
コーパス

創業25周年!

MONOTARO

T-SHIRT 2025

¥769~(税込)

注文コードで 簡単注文!

クイック
オーダー

WEBでカタログを見る!

モノタロウ

RED BOOK

PLUS

いつも通りのラベル 宛名・タイトル用

12面

83.8×42.3mm

7.4

29H

ME-513

PLUS(プラス)[文具]

いつも通りのラベル 宛名・タイトル用

★★★★★ (8件のレビュー)

当日出荷

当日出荷とは

お気に入り

内容量：1パック(20シート)

11パック(20シート)

1パック(100シート)

1箱(500シート)

面付：12面(2列×6段)

10面(2列×5段)

12面(2列×6段)

18面(3列×6段)

20面(5列×4段)

21面(3列×7段)

24面(3列×8段)

ラベルサイズ(mm)：83.8×42.3

86.4×50.8

86.4×42.3

84×42

83.8×42.3

70×42.3

74.25×42

69.25×38

70×33.9

66×33.9

63.5×46.5

全41種類を一覧で見る

内容量：1パック(20シート)

注文コード：31527807

品番：ME-513(48609)

参考基準価格(税別) オープン 販売価格(税込) ¥703

販売価格(税別)

¥639

1

バスケットに入れる

いろいろなプリンター対応の定番マルチラベル。
用紙の厚みは0.124mm、扱い易い薄手ラベルです。
紙製ラベルでコーティングが無いタイプですので、鉛筆やシャー
シル、蛍光ペンなどでの手書きにも対応します。
各種封筒への宛名やファイル・ノートのタイトルなど、多用途に
使えます。
製品のPOPラベルや価格とバーコードラベル、材料・内容表示など
とお使いいただけます。
プラスのホームページには、名前や内容表示ラベル、価格やJANラ
ベル、また注意表記、サインラベルを簡単に作ることでできる無料
「デザイン満彩」をご用意しております。
台紙(裏紙、はく離紙)はリサイクルできるように樹脂ラミネート加
ない紙を使用しています。

新規ご登録で
全品対象

10%OFF

利用期限:ご登録日を含む3日間

キャンペーン
コード

0000 1313 9364

※こちらを閉じるとコードの取得ができなくなります

1コードを
コピー

2お手元で
保存

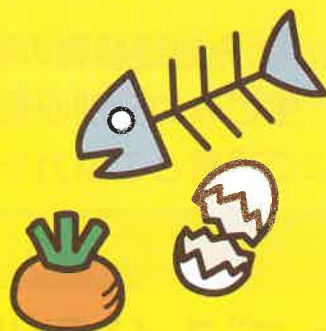
3会員
登録

4注文確認画面で
コードを適用

https://www.monotaro.com/p/3152/7807/?srsltid=AfmBOoq41ZPoJx2HXqM4-tKaDcDuuBwY-Qs6FEHwTlfq8BJShvDtTomD 1/5

2025年3月から

生ごみの



生ごみの分別収集・資源化の開始を延期します

葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、2025年(令和7年)3月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について、開始時期を延期することになりました。

今後の予定など詳細につきましては、決まり次第、市民の皆様にお伝えいたします。

生ごみの分別収集・資源化
p1～2

生ごみの定義
p3～4

指定ごみ袋について
p5～6

収集日と生ごみの出し方
p7～8

逗子市の取り組み
p9～10

事業系ごみ・今後の予定
p11

分別収集・資源化が

始まります



逗子市

逗子市家庭ごみ処理用指定ごみ袋受託事業 収 支 予 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	令和 7 年度予算額	摘 要
指 定 収 集 袋 取 扱 手 数 料	8,870,400	販売代金 100,800,000×8.80%
一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料 収 納 事 務 受 託 料	2,217,600	販売代金 100,800,000×2.20%
指 定 収 集 袋 取 扱 事 務 受 託 料	10,692,000	月810,000×1.10%×12ヶ月
合 計	21,780,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	令和 7 年度予算額	摘 要
取 扱 店 収 納 受 託 料	8,870,400	取扱店手数料 販売代金×8.80%
配 送 費	1,452,000	R7/4～R8/3 取扱店向け配送料 平均@120×年9,600箱=1,152,000 商工会⇔田浦倉庫 @3,000×2名×50回
回 収 管 理 費	50,000	振込み手数料、Web管理費他
広 報 費	50,000	取扱店向け広報印刷費 等
支 払 消 費 税	700,000	
変 動 費 合 計	11,122,400	
商 工 会 事 務 受 託 費	1,800,000	@150,000×12か月
倉 庫 保 管 費	4,245,840	R7/4～R8/3 倉庫管理費 (月 5 万円) R7/4～R8/3 倉庫借損料 (月 約13万円) R7/4～R8/3 生ごみ袋保管 (月166,320円)
人 件 費	3,000,000	人件費 @1,550*週24H*52週 1,934,400円 @1,350*週14H*52週 982,800円 雇用保険・通勤費他 82,800円
リ ー ス 料	1,180,000	ワゴン車 480,000円、防犯カメラ 80,000円 システム・PC(ウイルスソフト代含む) 620,000円
事 務 費	300,000	事務用品、消耗品等 通信費 (TEL・FAX、郵送料他)
雑 費	131,760	保険、ガソリン代、その他
固 定 費 合 計	10,657,600	
合 計	21,780,000	